

進捗状況調査報告書

(令和3年4月1日現在)

1 進捗状況調査報告 まとめ	1 頁
2 各部の事業別進捗状況	3 頁
・ これまで実施した取組み内容および自己評価	
・ 現状・課題等の認識	
・ 課題解決に向けた今後の具体的取組み	
3 全庁を対象とした取組みの進捗状況	19 頁
① 発行物における表現の配慮について(事業番号 46)	
② 区施設のバリアフリーの促進について(事業番号 48)	
4 議会・審議会・委員会等における女性の登用状況	20 頁

進捗状況調査報告 まとめ

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

令和2年度時点での進捗評価においては、全体の37.5%(全40事業のうち15事業)が「計画通り(または計画以上に)順調に推移している」、全体の52.5%(全40事業のうち21事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進』が100.0%で最も高く、『女性の活躍推進』が85.7%、『男性中心型労働慣行の改善』が40.0%、『多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備』が14.3%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和2年度)			
		A	B	C	D
(1) 就業における男女共同参画の推進					
① 男性中心型労働慣行の改善	10	4	5	0	1
② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	2	2	0	0	0
③ 女性の活躍推進	7	6	1	0	0
(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援					
① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	21	3	15	3	0
計	40	15	21	3	1

※1 進捗について、以下の4段階での評価を求めました。

A：計画通りできた

B：概ね計画通りにできた

C：あまり計画通りにできなかった

D：実施していない、または廃止した

※2 再掲事業については、再掲元で集計しています。

重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

令和2年度時点での進捗評価においては、全体の47.1%(全17事業のうち8事業)が「計画通り(または計画以上に)順調に推移している」、全体の52.9%(全17事業のうち9事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『地域活動における男女共同参画の推進』が75.0%で最も高く、『人権教育を通じた多様な性に対する理解促進』・『多様な視点を反映した地域防災力の向上』が50.0%、『男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進』が33.3%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和2年度)			
		A	B	C	D
(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実					
① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	9	3	6	0	0
② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進	2	1	1	0	0
(2) 地域活動への男女共同参画による活性化					
① 地域活動における男女共同参画の推進	4	3	1	0	0
② 多様な視点を反映した地域防災力の向上	2	1	1	0	0
計	17	8	9	0	0

※1 進捗について、以下の4段階での評価を求めました。

A：計画通りできた

B：概ね計画通りにできた

C：あまり計画通りにできなかった

D：実施していない、または廃止した

※2 再掲事業については、再掲元で集計しています。

【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和2年度時点での評価においては、発行物における表現の配慮が全体の64.4%(全59課のうち38課)が「徹底して実施できていた」、区施設のバリアフリー化の促進は30.5%(全59課のうち18課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性	回答部署	該当なし	進捗評価(令和2年度)				
			5	4	3	2	1
(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実							
② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進							
発行物における表現の配慮	59	14	38	7	0	0	0
区施設のバリアフリー化の促進	59	24	18	11	3	1	2

※進捗について、以下の5段階での評価を求めました。

5：徹底して実施できていた

4：ほぼ実施できた

3：概ね実施した

2：あまり実施していなかった

1：実施していなかった

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

令和2年度時点での進捗評価においては、全体の81.5%(全54事業のうち44事業)が「計画通り(または計画以上に順調に推移している)」、全体の13.0%(全54事業のうち7事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進』が100.0%で最も高く、『妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進』が93.8%、『ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援』が84.6%、『配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実』が75.0%、『困難を抱えた人の生活支援』・『暴力防止のための啓発』が60.0%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和2年度)			
		A	B	C	D
(1) 困難を抱えた人への支援					
①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	13	11	1	0	1
②困難を抱えた人の生活支援	10	6	3	1	0
(2) 生涯を通じた健康支援					
①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	16	15	0	0	1
②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	6	6	0	0	0
(3) すべての暴力の根絶					
①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	4	3	1	0	0
②暴力防止のための啓発	5	3	2	0	0
計	52	44	7	1	0

※1 進捗について、以下の4段階での評価を求めました。

A：計画通りできた

B：概ね計画通りにできた

C：あまり計画通りにできなかった

D：実施していない、または廃止した

※2 再掲事業については、再掲元で集計しています。

各部の事業別進捗状況

重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(1) 就業における男女共同参画の推進

① 男性中心型労働慣行の改善

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	各所属からの依頼により、 広報誌への掲載(15回) 区ホームページ(13コンテンツ) SNSへの掲載(Twitter10回、Facebook10回) 区民ニュース(10回) 実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。 新たな情報発信ツールの導入時には、新規ツールにおける情報発信の検討を進めていきます。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区HP、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していきます。	広報課
			・ワーク・ライフ・バランス推進企業を表彰し、その取組みを区ホームページ、広報えどがわで紹介 ・産業ときめきフェアで受賞企業のブースを確保し、取組みを紹介	B	・労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組みが浸透している。 ・中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組みのみにスポットを当てるのではなく、今後は男女共同参画やSDGs推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。	縮小・見直し	・ワーク・ライフ・バランス事業は、令和3年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰は一定の役割を終えたため、令和2年度末に廃止した。 ・それに伴い「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」も令和2年度末に廃止した。	企画課
			若手・女性リーダー開業応援プログラム助成事業のパンフレット(都作成)を窓口に設置する。また、新型コロナウイルス感染症に係る支援策の紹介パンフレットを作成する際に使用する写真を働く女性の姿を起用するなどして働く女性のイメージアップや女性の就労支援につながるよう取組んできたが、もう一歩進んだ仕事と家庭の両立促進の情報周知にまでは届かなかった。	D	産業経済の範囲を超えて広く取組む必要があり現状では十分な成果を得ることは難しい	縮小・見直し	未定、今後検討していく	産業経済課
			・男女共同参画週間記念講演会やパネル展示の実施により啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時に情報周知 ・えどがわパパスクール(父子参加の親子コンサート)実施時に情報周知。	A	現状: イベントや啓発資料配布により啓発を実施 課題: 広報スタンドやSNS等は十分に活用できていない。	継続	・オンラインの活用により、来場者のみであった周知対象を全区民に広げ、若年層の取り込みも図る。 ・SNS発信回数を年5回以上に増やす。	総務課
2	ワーク・ライフ・バランス講座	男性の家事参加を促進する講座を実施することにより、男性中心型労働慣行の改善を目指す。	・ワーク・ライフ・バランス講座実施により、家事育児参画や時短家事による仕事両立支援の情報を周知。 参加者実績 H28: 89名、H29: 69名、H30: 35名、H31: 26、R2: 新型コロナウイルス感染症により中止 ・父子で参加できる「男性向け料理講座」実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 参加者実績 H28: 34名、H29: 44名、H30: 28名、H31: 48、R2: 新型コロナウイルス感染症により中止 ・えどがわパパスクール(父子参加の親子コンサート)実施により男性の家事参画と育児参加を促した。 参加者実績(親子計) H28: 283名、H29: 192名、H30: 200名、H31: 189、R2: 新型コロナウイルス感染症により中止	A	現状: 来場型のイベントはおおむね好評 課題: 会場の定員により希望者全員が参加できない場合がある。	拡充	オンライン講座やオンデマンド配信の実施により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所・好きな時間に参加しやすい環境を提供する。	総務課
3	ワーク・ライフ・バランス推進に取組む企業への支援	ワーク・ライフ・バランス推進に取組む企業の事業用運転資金について、区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置の対象とする。	ワーク・ライフ・バランス推進に取組む企業の事業用運転資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。 融資実行実績 H29年度(5) H30年度(3) H31年度以降(0)	B	現状: 平成26年度の制度新設以来一定の利用が得られた。平成29年度において事後調査の結果を踏まえ利用要件を見直し制度の適正な運用を図った。 課題: 融資実行実績が平成31年度以降0であるため、再度制度の運用について検討する必要あり。	縮小・見直し	①事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境及び男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用については、事業を継続する。 ②ワーク・ライフ・バランスの推進に取組んでいる企業が必要とする事業用運転資金(江戸川区産業賞「ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰」表彰企業、もしくは就業規則にワーク・ライフ・バランス推進に資する規定を有し、かつその利用実績を有する企業)については、令和3年度より開始された。	産業経済課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
4	ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰	子育てや介護を両立しやすい職場環境や長時間労働の削減などに取組む企業を表彰することで、男女共同参画や女性の活躍を支援する。	平成23年度より、仕事と生活の調和の取組を推進している中小企業等を「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」で選定し「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として表彰してきた。 ・区ホームページ、広報などがわで受賞企業を紹介 ・産業ときめきフェアでブースを確保し、受賞企業を紹介	B	・労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組みが浸透している。 ・中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組みのみにスポットを当てるのではなく、今後は男女共同参画やSDGs推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。	廃止	・ワーク・ライフ・バランス事業は、令和3年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰は一定の役割を終えたため、令和2年度末に廃止した。 ・それに伴い「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」も令和2年度末に廃止した。	産業経済課 企画課
5	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組みに関する評価項目を設け、取組みを行っている事業者に対して評価の加点を行う。	女性活躍推進の取組として、新規雇用(過去3年間)継続雇用(3ヶ月以上)や、女性が働きやすい環境づくり(現場に女性トイレ、更衣室の設置等)の実績について評価した(0.2点)	A	現状:令和2年度学校改築工事、入札参加事業者17事業者中12事業者が評価点を獲得 課題:社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。(えるぼし認定等の活用)	用地経理課
6	「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」の運営	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	平成23年度より、「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」においてワーク・ライフ・バランスの推進に向けて広く意見交換を行うとともに、仕事と生活の調和の取組を推進している中小企業等を選定し「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として表彰してきた。	B	・労働法等の整備により、ワーク・ライフ・バランスについて、中小企業等へも一定程度取組みが浸透している。 ・中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組みのみにスポットを当てるのではなく、今後は男女共同参画やSDGs推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。	廃止	・ワーク・ライフ・バランス事業は、令和3年度より企画課企画係から総務課人権啓発係に事務移管し、男女共同参画と一体となって、効果的に事業展開を実施する。 ・それに伴い「江戸川区男女共同参画推進区民会議」にて検討していくため「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」は令和2年度末に廃止した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰も一定の役割を終えたため、令和2年度末に廃止した。	企画課
7	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	●特定事業主行動計画(第3期)より一部抜粋 【イクメンサポート】 男性の視点から見た育児について(イクメンニュース)や、職員の育児参加に理解のある上司(イクボスニュース)等の情報を発信し、他のイクメンやこれからイクメンになる男性に影響を与え、男性の育児環境整備の一助にする。 【時間外勤務縮減】 時間外勤務が45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3ヶ月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を継続的に発出してきた。 【年次有給休暇】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通達を行った。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知も実施した。	B	●特定事業主行動計画(第3期)令和元年度検証より一部抜粋 【イクメンサポート】 男性職員の育児休業取得人数が増加傾向にある。(平成30年10人⇒令和元年:14人) 男性職員が取得できる出産支援休暇・育児参加休暇の取得日数も高水準で取得しており、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが伺える。 【時間外勤務縮減】 令和元年度は目標(100時間超え、3か月連続80時間超えを共に0)未達であったが、平成30年度と令和元年度を比較し、「月80時間超え(211名⇒156名)・月100時間超え(71名⇒58名)・3ヶ月連続80時間超え(16名⇒6名)」の時間外勤務をした職員数は大幅な減少となった。 【年次有給休暇】 令和元年度は全体及び管理職共に目標の16日の取得は未達であった。また、前年比微減(一般職:14.9日⇒14.8日、管理職:7.2日⇒6.9日)となった。管理職の取得日数においては、全体平均の約半分となっており、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが伺える。 ※令和2年度の検証は令和3年度に行う。	継続	●特定事業主行動計画(第4期:令和3年4月～)より一部抜粋 【男性職員の育児支援】 新たな取組みとして、男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にすることを目的とし、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職(又は係長級)に義務付けし、対象職員の状況を適切に把握する。各管理職が各種取組に関する具体的な目標を設定し、管理職の人事評価において適切に反映。 ・左記の現状課題については引き続き特定事業主行動計画(第4期)に基づいて時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等を行っていく。	職員課

② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
8	ハローベビー教室	初妊婦及びその父親等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	・就労妊婦が参加しやすいように平日コース(2日制)と土曜コース(1日制)を用意。 ・情報提供、育児体験や妊婦体験等を通し親自身の自覚を高める。 ・産後の孤立化防止のため参加者同士の交流。 ・参加者実績:H29(3772)、H30(3524)、H31(2888)、R2(2264)	A	現状:R2年度のコロナ禍においては、平日コースの2日目や父親の参加は増加したが、参加者全体としては減少。 課題:R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための参加人数の制限等による参加者数減少、時間短縮による内容量の低下に対応するためWeb版(動画)を作成。コロナ禍における産後うつ増加、孤立化防止の対応した内容変更が必要であり検討した。	継続	・R2年度に開始した就労等で参加できない方等に向けたホームページ上のハローベビー教室Web版(動画)の更新。 ・ぴよナビエどがわなどSNSを活用した教室運営の検討。	健康サービス課
9	区職員の能力開発(研修)	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を希望制で年1回実施した。 参加実績:H29年度(19名)、H30年度(22名)、H31年度(21名) ※R2も予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった	A	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施することができなかったが、それ以外の年は予定通り実施し、女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、年1回、女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を実施する。	職員課

③ 女性の活躍推進

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
10	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、インキュベーション施設の提供など、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	・平成16年度から「えどがわ起業家ゼミナール」を実施。H29年度からR2年度の4年間で修了生107人。そのうち54人が女性。 ・平成23年度に創業支援施設を小岩及び船堀で開設。平成29年以降は新たに創業する25人の経営者を支援。そのうち6人が女性。 ・令和2年度より創業促進助成事業を開始。令和2年度は6件に助成金の交付決定をした。そのうち2人は女性。	B	創業前の支援である起業家ゼミナールは、修了生の半数が女性であり、かつ実際に起業を果たす事例もみられ、成果を出している。 創業時、もしくは創業後まもない時期の支援である創業支援施設及び創業促進助成事業においても女性の利用は多くないものの、実際に創業し、事業を継続している経営者もおり一定の成果は出している。	継続	創業支援施設は令和3年度で閉鎖し、事業を終了する一方、創業促進助成事業は、助成金の交付決定件数を増やし、支援の規模は維持する。	産業経済課
11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	毎年4回実施。子連れ参加および一時保育実施により参加しやすい工夫をしている。 参加者実績(年4回計、子を除く) H28:113名、H29:80名、H30:32名、H31:53名、 R2:14名(新型コロナウイルス感染症のため1回のみ開催)	A	現状:共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワークおよび東京仕事センターが実施している。	継続	今後もハローワークおよび東京しごとセンターの規格に準拠し継続する。	総務課
12	就職面接会・若年者就職応援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、若年者就職応援セミナーにおいて、若者を対象に業種・職種選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	＜共催セミナー・就職面接会＞ ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績(全合計):H29(693) H30(742) H31(538) R2(154) ＜若年者就職サポート事業(H31年度で終了)＞ H29年度～H31年度まで就職支援セミナー、合同企業説明会等を開催。就職実績:H29(19) H30(22) H31(22)	A	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	・共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 ・全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数:H29(1,653/913) H30(1,558/835) H31(1,625/687) R2(1,442/491)	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内の「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
14	ヤングほっとワークえどがわ	男女問わず、概ね39歳以下の若年者に対し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。	・若年者に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績:H29(1,199)、H30(1,562)、H31(1,419)、R2(813)	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・これまで実施した取組み内容に記載したとおり、引き続き、就職に関してのカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 ・利用者数1,000人以上を目指す。	地域振興課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
15	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	<p>【採用】 職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施している。</p> <p>【昇任選考】 平成29年度から各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であっても受験を可能にした。</p>	A	<p>【採用】 左記のとおり実施し、男女差別なく区職員の採用を行えている。</p> <p>【昇任選考】 昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。</p>	継続	<p>【採用】 引き続き、男女差別なく採用活動を行っていく。</p> <p>【昇任選考】 ・育児休業取得中でも受験可能であることを所属長より確実に周知する。 ・昇任後であっても仕事と育児や介護を両立するための休暇等の制度は当然利用可能であることをアピールすると共に、男性の育休取得や子の看護休暇対象年齢拡大など、両立しやすい環境や制度が拡充されていることも確実に周知する。</p>	職員課
16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	<p>女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 <p>これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%(10名)、H30年度15%(12名)、H31年度20%(16名)、R2年度17%(16名)と増加傾向で推移している。</p>	A	<p>これまでの取組みにより、女性管理職の人数は増加傾向にあるが、令和2年度に全職員に対して実施した昇任意欲アンケートによると、「管理職に昇任したくない」と考える女性は64%と男性33%の約2倍となっており、昇任したくない原因をターゲットとしたさらなる対策を講じる必要がある。</p>	拡充	<p>特定事業主行動計画(第4期)として、以下を目標に掲げて取り組む。 <目標> 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。 <取組み内容> (1)管理職への意識づけ 女性職員のキャリアデザイン研修等への参加を促し、管理職への意識づけを強化する。 (2)能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。</p> <p>また、管理職昇任へつながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。</p>	職員課

(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援
 ① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
17	保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	<p>多様化する保護者の働き方に対応するため、時間外保育を19時まで延長した。また、保育ママが安心して保育にあたれるよう、保育補助費等の補助金を改定し、処遇改善を行った。</p>	B	<p>保育ママの配置に地域差がある。保育需要の多い地域、配置の少ない地域の保育ママ確保が引き続き課題となる。</p>	継続	<p>需要と供給のバランスを平準化するため、保育ママの人材確保に向けて今後も取り組んでいく。</p>	保育課
18	保育施設の定員拡大	認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)の新設等を行い、保育定員の拡大を図る。	<p>認可保育施設の新設等により、保育定員の拡大を行いました。 実績(各年4月1日の保育定員) ・H29(12,479)、H30(13,527)、H31(14,456)、R2(14,969)、R3(15,234)</p>	B	<p>待機児童数は減少していますが、全国的にはまだ高い水準にあるため待機児童のさらなる削減に向けて努力していきます。</p>	継続	<p>令和4年4月開設の認可保育施設を8施設、分園4施設を開設予定です。それ以後も幼稚園の認定こども園への移行等により、保育定員のさらなる拡大を行っていきます。</p>	子育て支援課
19	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	<p>私立幼稚園預かり保育事業に対する補助事業を実施しています。</p>	B	<p>現状:区補助事業では、預かり保育を年間220日以上実施するなどの要件を定めており、区内37園ある私立幼稚園のうち、18園が実施している。それ以外の14園は、補助事業に該当しない預かり保育を実施しています。 課題:区の補助事業に該当する園の拡大</p>	拡充	<p>区補助事業に該当する園の拡大を図るため、それ以外の幼稚園に対する働きかけを行っています。</p>	子育て支援課
20	延長保育	認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	<p>認可保育施設124園で実施。私立園については、区の補助事業を実施しています。</p>	A	<p>現状:「これまで実施した取組み内容」とおり 課題:保護者の働き方の変化による、利用ニーズの減少</p>	継続	<p>利用ニーズを見据えた対応を進めていきます。</p>	子育て支援課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
20	延長保育	認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に延長保育を実施してきた。	A	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化していく世の中であり、幅広いニーズに今後とも対応していくことが必要である。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した延長保育枠の確保を担う。	保育課
21	一時保育(私立保育園)	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	私立保育園7園及び共育プラザ2園で実施しており、実施施設には区で補助を実施しています。実施施設では、保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育しています。 実績(利用人数) ・H29(5,375)、H30(5,527)、H31(2,331)、R2(1,483)	B	一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要があります。全国的な保育需要の高まりから、保育士確保が困難となってきていることから、一時保育を休止している施設があります。また、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れを休止している園があるため、実施園数がさらに減少しています。	継続	「現状・課題」に書いている通り、保育士確保が課題になっているため、既存の保育士確保策を活用し、さらなる保育士確保を促すなどにより、実施施設が増えるよう進めていきます。	子育て支援課
22	緊急一時保育(区立保育園)	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども(1歳児～就学前)を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に緊急一時保育に対応した。	B	緊急一時保育は、親族間での緊急的対応・認可外保育園での受入といった多様な選択肢の中の一つとして検討していただくものである。そういったことを相談の段階で十分に案内し、利用者に認識していただくことが、より利用者の選択の多様性を広げる結果になる。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した緊急一時保育の確保を担う。	保育課
23	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。	母子生活支援施設「そよ風松島荘」、東京さくら病院(～H30)、わんぱく乳児院(H31～)、協力家庭(H30～)で実施。 登録人数:H29(100)、H30(104)、H31(99)、R2(120) 延べ利用日数:H29(309)、H30(367)、H31(401)、R2(383)	B	現状:育児疲れによる利用も増え、虐待発生予防・未然防止に繋がっている。施設以外にも協力家庭での受け入れを実施し、家庭的な環境での利用ができるようになった。 課題:発達面の課題が大きい児童は利用することができない。	継続	R3年度から児童養護施設で新規委託開始。受け入れ枠の増加、特に就学児童を増やすことができた。発達面の課題については施設や協力家庭との協議を重ねながら、それぞれの児童に応じてできるだけ受け入れできるように対応する。	相談課
24	ショートサポート保育(区立幼稚園)	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	保護者の就労や求職活動等により教育時間外に保育を必要とする在園児に対し、保育活動を行った。 ・利用者実績:H29(3,330)、H30(2,715)、H31(2,011)、R2(1,291)	B	現状:園児数の減少に伴い、利用者数が減少している。一日当たりの受け入れ可能数を5名程度増やし、保育を必要とする園児に保育活動を行うことができた。 課題:一人当たり月8回までしか利用できないため、利用回数の制限が課題となっている。	継続	保育を必要とする在園児に対し、教育時間外に保育活動を引き続き行っていく。	学務課
25	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあつて集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	病気の治療・回復期にあつて集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かっています。実施施設には区で補助を実施しています。 実績(利用人数) ・H29(2,023)、H30(2,051)、H31(1,954)、R2(577)	B	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の流行に利用数が左右されており、令和2年度は大幅な減少となっています。利用者数は減少していますが、病児期の保育の受け皿として重要な役割を担っており、保護者の就労の一助になっています。	継続	事業者に対し安定的に事業を続けていただくための支援を引き続き行っていきます。	子育て支援課
26	子育てサポートひろば	ファミリーサポート協会の協力が担い手となり、短時間子どもを預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	「子育てひろば」の2か所(共育プラザ南篠崎、共育プラザ葛西)でファミリーサポート協会の協力が、お子さんを一時的に預かる事業。 平成29年度:233人預かり 平成30年度:216人預かり 平成31年度:273人預かり 令和2年度:21人預かり	C	現状:令和2年度はコロナ禍により、共育プラザが休館していたことや預けたい方も預かる方も感染を警戒して、数値が落ちた。また、預かる立場のファミリーサポート会員(「子育てひろば」の常駐会員)が少なく、預かりが出来ない日も多い。 課題:ファミリーサポート会員(「子育てひろば」の常駐会員)を増員するための方法。	縮小・見直し	共育プラザの7館全てが数年で委託となる予定(令和3年現在は中央・平井・南小岩の3館が委託)。原則として委託業務内には、「子育てひろば」でのお子さんの預かりがあり、委託となった館ではファミリーサポート会員の預かりは必要なくなる。	相談課
27	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人(協力会員)と受けたい人(依頼会員)となり、会員組織化して子育てを家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	育児支援を行う人(協力会員)を多くすることで、利用しやすくなる環境をつくることで保育ニーズに応えることと考え、協力会員向けの研修を各地区で多く開催した。 研修回数及び協力会員数(両方会員含む) 平成29年度:11回実施 63名登録 全383名 平成30年度:11回実施 58名登録 全422名 平成31年度:13回実施 29名登録 全422名 令和2年度:14回実施(8月～3月)43名登録 全277名 ※協力会員について ・年度途中で退会する人がいるため合計は一致しない ・平成29年度及び令和2年度は3年ごとの更新年度	B	現状:令和2年度はコロナ禍で実施できない期間があったが、一部の研修を細分化し、研修を受けやすい環境にした。 課題:より受講しやすい環境整備と共に、効果的な周知方法を考える必要がある。	継続	研修の回数を増やし、区内の様々な場所で開催し参加しやすくすることで、協力会員を増やす。	相談課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
28	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。	多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備の一環として、すくすくスクールにおいては、学童クラブの実施時間の延長を検討した。	A	現状:令和3年度より、平日(学校休業日含む)における学童クラブの実施時間を18時までから19時まで延長することにより、保護者の就労を支援することとした。	継続	学童クラブの時間延長については引き続き実施していくとともに、区民に周知していく。	教育推進課
29	子どもと家庭の総合相談	子育てや家庭に関する相談を心理士や保育士等の専門相談員が随時受け付け、育児環境を整える。	育児やしつけ、不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる。また、保護者の病気や死亡等の理由により家庭での生活が困難な場合や、虐待に関する相談・通告に対応する。 相談件数:H29(2,940)、H30(3,412)、H31(2,546)、R2(5,204)	B	現状:令和2年度に児童相談所開設。相談窓口の一元化を図り、様々な相談経路から幅広い内容の相談を受け付けることができた。 課題:適切な相談対応ができるように職員の更なるスキルアップが必要である。	継続	専門職の配置を恒常的にしていく。また、各種研修受講でのスキルアップを図る。	相談課
30	子育てひろば事業	親子(乳幼児)が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	就学前の親子が自由に利用できる子育てひろばを設置し、相互の情報交換やイベントを通じた交流に加え、専門指導員による子育て相談など、健全な子育て環境づくりを図っています。 実績(利用人数) ・H29(296,815)、H30(289,381)、H31(245,305)、R2(154,076)	B	平成30年度より、3つの部署にまたがっていた所管を一つにまとめ、職員間の情報共有をより促進するなど支援力の向上に努めています。 課題としては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用制限を設けるなど、活動が一部制限されています。	継続	適切な声かけや相談対応等により育児不安を軽減し、必要に応じて専門職員や相談機関につなげることで、多くの子育て世代への支援の充実を進めていきます。	子育て支援課
31	親子ひろば あいあ	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	幼稚園と地域の応援団が協力し、子育て支援を行った。 ・子育て・発達相談 ・園庭開放 ・親子スクール(親子体験教室、昔遊び、お話し) ・利用者実績:H29(21,049)、H30(16,564)、H31(10,133)、R2(1,050)	B	現状:指導員を中心に地域の応援団と協力し、保護者と子どもが遊ぶ場を提供したり、子育てや発達に関する相談に応じることができた。 課題:区立幼稚園の閉園に伴い、船堀幼稚園のみで活動を行っているため、近隣地域以外の住民への普及が課題となっている。	継続	幼稚園をコミュニティの場として提供し、親子同士や地域住民との関わりの中で子どもが伸びやかに育つよう子育て支援を引き続き行っていく。	学務課
32	地域包括ケアシステムの拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう「医療・介護・住まい・介護予防・生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため、身近な生活拠点として「なごみの家」を設置・運営する。	・なごみの家設置数 H29(4)、H30(8)、H31(9)、R2(9) ・なんでも相談…子どもから熟年者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援する。 相談件数:H29(1,867)、H30(4,906)、H31(5,570)、R2(7,000) ・ネットワーク作り…町会、自治会、民生委員等の地域住民、医療機関、福祉関係者、警察、消防による顔の見える関係づくりを進め、地域課題の把握と解決を図る。(地域支援会議) 開催回数・参加者(延べ人数):H29(16回・128名)、H30(31回・462名)、H31(46回・461名)、R2(書面開催9回) ・居場所…誰でも気軽に立ち寄り交流できる場を提供 来訪者数:H29(25,102)、H30(70,007)、H31(75,432)、R2(25,414)	C	現状:H29～31年度は、概ね計画通りに事業を行うことができた。R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、来訪者数は減少したが、全体の相談件数は増加した。介護については微増、生活・仕事・8050問題等複合的課題についての相談件数はH31年度より増加したものの、子育てについては約100件減少した。また、地域支援会議は、新型コロナウイルス感染症予防の観点より集合形式の会議ができなかった。 加えて、住民の現状を把握するために「困りごと調査」を2回実施したが、調査結果から見えてくる課題等について、地域で共有するまでには至っていない。 課題:なごみの家の本旨である多機関協働による支援や地域力強化	継続	・介護保険課、障害者福祉課、児童家庭課、子育て支援課、保育課等との情報共有 ・配布物によるなごみの家からの情報発信	福祉推進課
33	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	平成30年度より高齢者虐待対応を強化させるため、専門ケア会議及び定例ケア会議を実施。専門ケア会議では臨床心理士・弁護士をスーパーバイザーとして招き、対応中の事案について、より深いアセスメントと法に則した対応を行う。定例ケア会議では、各職種の専門的知識や経験を活かし、事案が適正に対応されているか他の熟年相談室及び区が評価を行う。こうした取組みを行うことで、熟年相談室の対応の質の向上を図る。	B	高齢者虐待ケースは増加傾向にある。 高齢者虐待対応について、当該高齢者及び養護者に対するアプローチ方法等が、熟年相談室によって差がある。また各専門職種のスキルを活かしきれていない状況である。区として助言及び指導を行い、個々のスキルアップを図ることが課題である。	継続	・システムにマニュアル機能を付加し、対応を案内する。 ・迅速で的確な対応が可能となるよう実務担当者会議・各種ケース会議等で、区と熟年相談室の役割や対応の適正を適宜確認していく。	介護保険課
34	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることで介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	(相談窓口の充実) 熟年相談室、介護保険課相談係にて介護に係る相談を受け付け、必要な福祉サービスを案内し利用につなげた。 相談実績:H29年度68,532件、H30年度69,672件、H31年度71,360件、R2年度71,372件 (施設介護サービス基盤整備) ・地域密着型サービス事業者の公募を計5回実施し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1件、夜間対応型訪問介護1件、認知症高齢者グループホーム3件、小規模多機能型居宅介護1件、看護小規模多機能型居宅介護2件を選定した。 ・公募への事業者の応募を促すため、募集期間の延長、次期公募時期の事前周知の他、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の未整備圏域への整備については区独自の運営費補助を予算計上した。	C	(相談窓口の充実) 現状:これまで実施した取組み内容に記載したとおり、適切な福祉サービスを案内することで、相談者および家族の安定した生活の維持を図ってきた。 課題:介護保険制度に理解・関心を持たない方は、相談窓口を知らない場合もある。更なる啓発が課題(区ホームページの活用等)。 (施設介護サービス基盤整備) ・公募への参加を促す取組みについて、公募への応募が増える等、一定の効果が見られたが、第6期介護保険事業計画(H27～29)、第7期介護保険事業計画(H30～R2)における認知症高齢者グループホーム等の整備計画数に達する事業者の選定には至らなかった。	継続	(相談窓口の充実) 区ホームページ等のオンラインを活用し、幅広い周知を図る。 (施設介護サービス基盤整備) ・引き続き公募を実施し、第8期介護保険事業計画(R3～5)、第9期介護保険事業計画(R6～8)に沿った地域密着型サービスの基盤整備を進める。	介護保険課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
35	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	平成18年度より認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人とその家族の方が地域でいきいきと生活できるように区民の皆様に対して、認知症の理解についての啓発活動として認知症サポーター養成講座を開催しており、令和2年度末までに24,908人を養成した。また、認知症サポーターのいる団体や民間企業をオレンジ協力隊に認定・顕彰する事業を令和元年に開始し、令和2年度末で、177団体が認定されている。	B	認知症サポーター養成講座は対面式の集合研修方式であるため、新型コロナウイルス感染症対策のため定員を少なくするなどの対策を行っており、今後はリモート研修などを検討が課題である。	継続	認知症の人とその家族、地域サポーター、多職種の職域サポーターの近隣チームによる早期からの継続支援活動を行うチームオレンジについて、認知症施策推進大綱に沿って2025年までに整備する。	介護保険課
36	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	19カ所の熟年相談室で年6回の介護者交流会を実施し介護者同士の情報交換、講師による介護者負担軽減や介護離職防止につながる情報提供、認知症サポート医による相談などを実施している。平成30年度1,627人、平成31年度1,462人の参加があった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える方が多い中、定員を減らしながらも1,048人の参加があった。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により感染予防対策として定員を減らすなどの対応が必要となっている。人のかかわりが減る中、リモートによる交流など集合によらない方法の検討が必要であるが、介護者には高齢者もあり、IT機器の利用が難しい場合がある。	継続	第8期熟年しあわせ計画に沿って、介護者の精神的負担を軽減していくとともに、虐待防止や介護離職の軽減に努める。	介護保険課

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
37	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	国や都が発行する啓発冊子、リーフレット、カード等を積極的に収集し、イベントや図書資料コーナーにて配布。また、区内公共施設や男女共同参画施設内にポスター掲示。	B	現状:国や都の啓発冊子等は、不足しないよう管理し、必要に応じて取り寄せなどを在庫管理している。 課題:SNS等による電子データの拡散は十分に実施できていない。	継続	SNS等による電子データの拡散を積極的に実施し、来場者のみであった周知対象を全区民に広げ、若年層の取り込みも図る。 SNS発信回数を年5回以上に増やす。	総務課
38	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	・男女共同参画センター情報誌を年2回(4,000部×2)発行。 ・江戸川区で強くたくましく生きた女性の話を聞きリーフレット「えどがわの女性(3,000部)」を不定期発行。 ともに、区内各施設および都内男女共同参画センター等に配架。イベント時に配布。	A	現状:情報誌には講座レポートや特集記事を掲載し、男女共同参画に特化した内容で作成できている。また、えどがわの女性も熟年者から励まされたとの声が寄せられるなど好評である。 また、電子データを区のホームページに掲載し、誰でもアクセスできる環境を作っている。 課題:SNS等による電子データの拡散は十分に実施できていない。	継続	電子データを区のホームページに継続して掲載するとともに、デジタルが苦手な方にも周知を図れるよう紙面発行も引き続き継続していく。 発行時、SNSでも情報を発信する(概ね年5回以上)	総務課
39	男女共同参画に関する図書の閲覧及び貸出	男女共同参画の視点を持った図書の所蔵・貸出しにより、男女共同参画の理解促進を図る。	図書資料コーナーを設置し、所蔵・貸出しを実施。所蔵数約2,900冊。 ※新型コロナウイルス感染症のため閉室中。	B	現状:コロナ禍のため閉室中。 課題:アフターコロナの活用方法について具体的な検討が必要。	継続	オンラインやSNS等を活用した情報発信を検討する。	総務課
40	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	毎年6月に著名な方や区で活躍している方を講師に選定して講演会を実施。合わせてパネル展示や啓発資料配布など、意識啓発に努めている。 ・講師 H28:増田明美 H29:天野安喜子 H30:菊地幸夫 H31:坂根シルック R2:新型コロナウイルス感染症により中止 ・参加者実績 H28:302名、H29:191名、H30:141名、H31:131、R2:新型コロナウイルス感染症により中止	A	現状:定員約200名で毎年概ね好評に実施できている。 課題:参加者数をさらに増やす。	拡充	オンライン講座やオンデマンド配信の実施により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所・好きな時間に参加しやすい環境を提供する。 SNS等の活用や広報スタンドなど、広報ソースを増やし、参加者増を図る。 毎年150名以上の参加者を維持することを目指す。	総務課
41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・幼児教育の中で「男の子だから女の子だから」という考えではなく、個人を認め、大切に保育の実施を行う。保育の視点を共通認識することで、子どもたちの中にも男女の固定観念がなくなり、個人を尊重する意識ができていく。 ・障害も含め平等に差別されなく合理的配慮のもとで支援を実施。 ・児童の意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施。	A	・区立保育園長会の会議の中でも討議していき、共通認識を図って保育の実施に繋げているが、意識に差があることも課題としてあげられる。 ・視覚支援(写真、絵、文字など)を利用し、障害や言葉、認知面の発達に遅れのある児童の意思確認を実施している。 ・プライバシーに配慮した環境(トイレ、着替え場所など)や障害や発達特性に応じた環境の整備及び工夫をしている。	継続	・絵本、紙芝居等、視覚教材も用いて、男女平等及び人権の教育を推進していく。 ・意思確認等のツールとして、タブレットなどICT機器の活用を進める。	保育課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・全校「人権教育の全体計画」の作成(毎年) ・各小中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動(学級会・生徒会・委員会・行事)における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表(毎年) ・代表校による「人権の花」運動への参加(毎年) ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加(毎年) ※令和2年度の人権メッセージ、人権の花、作文コンテストは令和3年に延期	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における継続的な指導 ・男女混合名簿の全校導入 ・中学校標準服の選択制の全校導入 	教育指導課
42	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることである偏見や差別の解消を目指す。また、その取組みの成果を他校に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進校(東京都教育委員会)の指定 平成29・30年度 大杉小学校 研究主題「自他を尊重し、認め合う児童の育成」 令和元年・2年度 大杉第二小学校 研究主題「互いのよさを認め合える児童の育成」 令和3年度 松江第二中学校 研究主題「(仮)人権尊重教育を基盤にした、魅力ある教育活動の実践」 	B	人権尊重教育推進校に指定された学校については、人権課題について網羅的に指導する機会を設けてもらっている。なお、研究主題とし自他の尊重を基盤とした研究を推進していくことができています。	継続	本区において、人権尊重教育実践推進校を毎年たて、「自他の尊重」を中心とした研究を推進し、研究成果を広く発信していく。	教育指導課
43	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	平成29年度 第92号「警視庁江戸川少年センター」視察の様子 第93号「国立ハンセン病資料館」視察の様子 第94号「人権教育プログラム」等の活用による人権教育の推進 平成30年度 第95号「江東児童相談所」視察の様子 第96号「お肉の情報館」視察の様子 第97号「浅草周辺地域」視察の様子 令和元年 第98号「第五福竜丸展示館」視察の様子 第99号「アイヌ文化交流センター」視察の様子 第100号「パナソニックセンター」視察の様子 令和2年度 第101号「江戸東京博物館」視察の様子 第102号「産業・教育資料館きねがわ」視察の様子 第103号「人権尊重教育推進校」視察・講演の様子	B	毎年、3回教職員の人権意識の高揚を図るために人権だより「しあわせ」を発行することができた。その中において、男女共同参画を含む人権課題に関する資料提供や施設を紹介することができた。しかし、平成29年度以降、男女共同参画について特集を組んだ内容を発行できてはいない。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度人権課題「女性」を取り上げ、特集を組む。 ・令和8年度までに「男女共同参画」を特集し、各学校(園)に参考となる資料や施設を紹介する。 	教育指導課
44	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修の実施(年4回) ・人権教育研究協議会(東京都教育委員会主催)への各職層別の参加 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加 ※令和2年度はそれぞれ中止もしくは延期、書面開催	B	毎年、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校(園)の人権教育担当教員に対して、人権課題「女性」について講義している。平成29年度は「江戸川区の女性」を研修の主テーマとして研修会を実施した。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、1回以上は「人権教育プログラム」を活用した研修を行い、その中において必ず人権課題「女性」を取り上げるようにし、教職員に男女共同参画に向けた指導力及び実践力を高められるようにする。 ・令和3年度に人権課題「女性」をテーマとして研修を実施する。 	教育指導課

② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
45	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、人権問題等に関する相談に応じ、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間行事「講演と映画のつどい」【参加者実績】H29年度 272名、H30年度 229名、H31年度232名、R2年度185名(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定員削減、時間短縮のため映画は実施せず) ・広報えどがわへ啓発記事の掲載(約20万部配布・広報データが地域情報サイトなどに掲載されている。) 【掲載実績】5/1号憲法週間、12/1号人権週間 ・人権・男女共同参画推進センター情報誌「カラフル」への啓発記事の掲載(R3.3月発行)3,500部配布 ・多様な性にYESの日レインボーライトアップ(R2.5/17~5/23) R2.5/10号広報えどがわ掲載 ・同性パートナー関係申出書受領証の交付(H31.4/1~) 当事者の不利益をなくし、性の多様性について区民の理解を促す取組の一つとして、同性パートナー関係にあるというお二人からの申出書を受領し、受領証を交付する事業を行っている。区営住宅の入居申し込みの際にパートナー関係を確認する書類として受領証を使用することができる。 【交付実績】H31年度 12組 ・性的指向・性同一性(性自認)に関するガイドライン【職員用】の発行(H31.1月) ・職員の理解を深めるためガイドラインを発行し、説明会(83名)を行った。 ・区への申請書、区が発行する証明書等の各種様式での性別記載について全庁的に調査を行い、性別記載の削除が可能なものについては削除を行った。 ・同性パートナー関係にある者も区営住宅の申込みを行うことができるように、江戸川区営住宅条例を改正した(R元.7.10施行)《福祉推進課》 ・職員の同性パートナーにおける休暇制度(出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、子の看護のための休暇、介護休暇など)を導入した(R3.4/1~)《職員課》 ・江戸川区公契約条例を改正し、性別、性的指向、性自認、国籍、障害の有無等といった多様性への配慮について規定した(R3.10.1施行)《用地経理課》 ・人権相談 法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員(14名)による人権相談。東京法務局と連携して必要な助言等を行っている。 場所:グリーンパレス区民相談室 日時:毎月第1水曜日、午後1時~4時 【相談実績】H29年度 6件、H30年度3件、H31年度3件、R2年度一件(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止) 	A	<p>【現状】</p> <p>毎年実施している「講演と映画のつどい」、広報えどがわへの記事掲載に加え、H31年度は同性パートナー関係申出書受領証の交付、R2年度は情報誌「カラフル」への記事掲載やタワーホール船堀のレインボーライトアップなど、より多くの区民への啓発となるよう新たな啓発方法に取り組んでいる。</p> <p>【課題】</p> <p>より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。</p>	継続	<p>これまで参加できなかった方や例年参加が少ない20代・30代の方の参加を増やすため、区Facebook(フォロワー5,098人)、Twitter(フォロワー5.2万人)などを利用した啓発や集合型で開催していた「講演と映画のつどい」をオンラインで開催するなど、啓発方法を工夫していく。</p> <p>また、SDGsのロゴマークを「講演と映画のつどい」のチラシに表示するなど、SDGsの目標(5ジェンダー、10平等、16平和)達成とのかかわりを取り入れた啓発を行う。</p> <p>啓発方法を工夫しながら、「講演と映画のつどい」参加者数を令和8年度までの5年間で20%増加させる。また、区Facebook、Twitterなどの情報発信回数を増やし、令和8年度までの5年間平均を令和2年度(区Facebook・Twitter各1回)比で2倍(2回)以上に増加させ、啓発情報の受け手を増やす。</p>	総務課
47	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	性に関するモデル授業(東京都教育委員会) 小岩第四中学校・南葛西第二中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会をつくっている。また、産婦人科医や助産師を招へいた「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを心がけてきたことで、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	令和8年度までに外部講師を招聘した「性に関する授業」を中学校全校が実施できるように外部講師のリストを作成し、各校に紹介できるようにする。	教育指導課

(2) 地域活動への男女共同参画による活性化

① 地域活動における男女共同参画の推進

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
49	町会・自治会活動	男女がそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まつりや地域運動会等の地域活動について、地域の方々が活動に参加できるように連絡調整を行った。 ・町会・自治会の加入世帯を増加させるため、地域まつりで加入促進のPRを実施した。 	A	若い世帯の加入率が低く、高齢の世帯が多くなっているため、今後も広く町会加入のPRが必要。	継続	「これまで実施した取組み内容」を続けていくとともに、町会・自治会のニーズに合った支援を行っていく。	地域振興課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
50	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	チラシやポスターにより、新たにボランティアの募集を行った。また、ボランティアの育成を目的として講習会(実のなる木、あじさい、バラの育成など)を実施した。ボランティアの登録数: H29年度末(7,975人)、H30年度末(8,090人)、H31年度末(8,061人)、R2年度末(8,171人)	B	現状: ボランティアの登録者数は、毎年着実に増加している。講習会には、毎回多くのボランティアが参加しており、喜ばれている。 課題: ボランティアの高齢化により活動が縮小、休止中の団体がある。	継続	今後もみどりの活動に関わる新たな人材の発掘や育成に努めるとともに、ボランティアのレベルアップのための講習会を実施する。(年6回程度) また、インスタグラムやHP等を活用して、みどりの情報発信を行う。	水とみどりの課
51	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組みを継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	各地区の様々な実践活動の支援や、一斉美化運動を継続して行った。 【各地区協議会活動参加人数】 H29: 15,372人/H30: 90,077人 H31: 85,071人/R2: 222人 【美化運動(春・秋)参加人数】 H29: 56,165人/H30: 52,127人 H31: 50,933人/R2: 7,961人 【環境をよくする絵画コンクール】 H29: 10,144件/H30: 8,325件 H31: 8,158件/R2: 5,797件	A	協議会活動では区内6地区ごとに、一斉美化運動やリサイクル活動、喫煙マナーアップキャンペーン、違法駐車迷惑駐輪防止活動、違法屋外広告物撤去活動など多岐にわたる活動を行っており、多くの区民が参加している。 また、区内小中学生を対象とした「環境をよくする絵画等コンクール」も実施しており、幅広い年代が環境をよくする運動に参加している。	継続	今後も区内6地区での実践活動や絵画コンクールを継続し、誰もが地域活動へ参画できる機会を設けていく。	環境課
52	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動(防犯パトロールや啓発キャンペーン等)を継続・発展させ、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	町会や団体によるパトロールを支援し、地域見守り活動を実施する町会や商店街などの団体に対する防犯カメラ設置補助を継続して行い誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。 【安全安心パトロール隊数(町会、学校・PTA、商店街等による)】 H29: 433団体28,162人 H30: 458団体28,862人 H31: 767団体32,433人 R2: 793団体31,933人 【防犯カメラ 設置地区数・台数】()は累計 H29: 2地区42台(22地区396台) H30: 7地区129台(29地区525台) H31: 11地区100台(40地区625台) R2: 2地区35台(42地区660台増加)	A	現状: これまで実施した取組み内容に記載したとおり、パトロール団体数や防犯カメラ設置台数を順調に増加することができ、男女関係なく誰もが地域活動へ参画できる機会を提供することができた。 課題: 今後、さらにパトロール団体や防犯カメラ設置台数を継続して増やしていくことが課題。	継続	引き続き誰もが参画できる機会を提供し地域活動を活性化していくために、安全安心パトロール隊に腕章や自転車表示幕などのパトロール物品の配布による支援や防犯カメラ既設置町会に対する増設、未設置町会に対する新規設置の働きかけを継続していく。	地域防災課

② 多様な視点を反映した地域防災力の向上

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
54	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	避難所運営協議会などにおいて女性の視点を取り入れた訓練の実施などを働きかけた結果、授乳室・更衣室の設置やマンホールトイレの男女分け、女性専用スペースでの警備などについて協議が進んだ。また、生理用品の全校配備を今年度中に完了する予定であり、避難所における女性に配慮すべき課題の解決を図っている。	B	現在、避難所における女性に配慮すべき課題について避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練(授乳室・更衣室の設置訓練など)を行い、反省点を洗い出す。	継続	避難所運営協議会未設立の避難所で設立を促進し、その中で女性に配慮すべき課題についての協議を行っていく。 生理用品の配付方法など、まだ協議すべき課題はあり、今後も避難所運営協議会での協議を重ねていく。	防災危機管理課
55	地域防災計画の改訂・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性の視点を取り入れた地域防災計画改訂に取組む。	地域防災計画の修正にあたり毎年各防災関係機関及び関係部署へ意見提出を依頼しているが、依頼に際して送付文に女性の視点の反映や、男女共同参画の実現に資する内容も積極的に記載するように明記した。	A	地域防災計画には円滑な避難所運営対策として男女のニーズの違いや運営への女性の参画等に関する配慮事項を「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめるよう明記している。 例えば、避難所運営部長が男性であれば副部長は女性を選出するなど、避難所運営に性別の偏りが生じないよう取組んでいる。	拡充	内閣府男女共同参画局作成のガイドライン「災害対応力を強化する女性の視点」の内容を遵守し男女共同参画の実現に向けて取組んでいく。 また、地域防災計画の修正に関する庁内や各防災関係機関等へ依頼においても、女性の視点の反映や、男女共同参画の実現に資する内容を積極的に記載するよう、引き続き働きかけていく。	防災危機管理課

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(1) 困難を抱えた人への支援

① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
56	ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、キャリアコンサルタント等の資格を持った相談員による総合相談窓口で相談対応をしている。就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援などの相談・支援業務に特化している。 相談延べ数 H29(1,193) H30(1,215) H31(1,164) R2(993)	A	現状:ひとり親の「経済的・精神的な自立」のため、専門性の高い相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談に応じている。相談員は、ひとり親の支援策だけでなく、ハローワークの事業などの労働施策や最新の業界動向に精通し、相談者の人柄、能力、働ける時間等と企業側の求める人物像の両方を把握したうえでマッチングしている。 課題:相談者によっては、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。	継続	ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、「経済的・精神的な自立」を図るため、専門性の高い相談員が今後もきめ細かく相談・支援をしていく。	児童家庭課
57	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行った。 相談件数 H29(4,557) H30(4,517) H31(4,568) R2(4,017)	A	現状:母子及び父子福祉資金の貸付や各種給付金を支給することで、ひとり親の経済的な自立にむけた相談・指導を行っている。 課題:ひとり親家庭は、相対的貧困率が50.8%と経済的な困難を抱える世帯が多い。特に母子家庭は、離婚した父親から養育費を現在も受給できている割合が24.3%と低い。	継続	今後も、ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行っていく。	児童家庭課
57	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病气や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合、ホームヘルパーを派遣する。	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行った。 延べ利用時間 H29(20時間) H30(24時間) H31(122時間) R2(23時間)	A	現状:ひとり親家庭となった直後3か月以内の方や、ひとり親家庭の親又は義務教育終了前の児童が一時的な傷病の方にホームヘルパーを派遣し、食事の世話などの必要な援助を行った。 課題:コロナ禍の中、感染症の拡大に終息の目途がたたず、家庭内に入られることを懸念する局面が続いている。	継続	病气やけがなど日常生活に一時的に支障があるひとり親家庭の支援を図るため、今後もホームヘルパーを派遣していく。	児童家庭課
59	母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	母子世帯の自立促進のため、母と子の生活相談の充実を図り、精神の安定と経済的支援の安定が図れるよう支援した。また、子どもの健全育成を図るために、学習指導、生活指導、行事等を実施した。 入所世帯数 区内:H29(17)、H30(17)、H31(15)、R2(15) 広域:H29(1)、H30(1)、H31(5)、R2(3) ※各年度4月1日現在	A	現状:様々な課題を抱える母子に対して課題解決のために様々な支援を実施した結果、生活の安定が図られ施設退所につながった。 課題:近年はDV避難の母子の入所など課題が複雑化している。	継続	様々な課題を抱える母子世帯の自立促進のため、関係機関と連携して課題解決に向けて細やかな支援をしていく。	児童家庭課
60	児童扶養手当 児童育成手当	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親世帯等に児童扶養手当、児童育成手当を支給各年度末時点の受給者は以下の通り。 【児童扶養手当】 H29(5,282)、H30(5,139)、H31(4,887)、R2(4,773) 【児童育成手当】 H29(7,587)、H30(7,480)、H31(7,301)、R2(7,089)	A	必要に応じて手当受給者を就労支援や手当以外の支援に繋げることや、日本語が出来ない外国人への支援が課題。	継続	①「ひとり親家庭のしおり」を継続して作成し、手当受給者に配布する。 ②eトーク(自動翻訳機)の導入	児童家庭課
61	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	母子家庭の方で生活資金が一時不足する場合に、生活一時資金を貸し付け、その生活の安定を図った。	A	現状:引越越し費用や子の進学先の制服購入などの理由により、生活資金が一時的に不足した方に、審査を行い要件を満たす方に貸付を実行した。 課題:母子世帯の母の預貯金額は、「50万円未満」が39.7%と最も多く、学費の支払などでまとまった支出をする場面で困難があること。(平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より)	継続	生活資金に一時的に不足した方に対し、引き続き、申請の理由や日頃の生活収支、返済の見込みなどをきめ細かく聞き取りをすることで、返済に無理のない適正な範囲での貸付を実行していく。	児童家庭課
62	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格を取得するための養成機関での修業中の期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、修業期間中の生活の安定及び資格の取得を支援し、母子家庭又は父子家庭の経済的自立を促進を図った。 給付件数 H29(21) H30(23) H31(21) R2(14)	A	現状:就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について本給付金を支給し、経済的な自立につなげていく。 課題:課題:母子世帯の母は、81.8%が就業しているが、平均年間収入は243万円と児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると49.2ポイントと低いこと。(平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より)	継続	今後も、事前相談の際に、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。	児童家庭課
63	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、職業経験が乏しく技能も十分でないひとり親家庭の母等の就業を、より円滑にするための主体的な能力開発を支援することで、経済的自立の促進を図った。 給付件数 H29(4) H30(10) H31(11) R2(5)	A	現状:ひとり親家庭の母又は父が主体的に能力開発することを支援し、技能・資格を取得することで経済的な自立につなげた。 課題:母子世帯の母は、81.8%が就業しているが、平均年間収入は243万円と児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると49.2ポイントと低いこと。(平成28年度 全国ひとり親世帯等調査より)	継続	今後も、事前相談の際に、支給を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、対象講座を受講することが適職に就くために必要であるかを的確に把握し、ひとり親の経済的自立につなげていく。	児童家庭課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
64	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	民間の賃貸住宅に居住し、やむを得ず転居を求められたひとり親家庭等に対して、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。 給付件数 H29(6) H30(5) H31(2) R2(1)	B	現状:ひとり親家庭及び児童を養育する者と児童で構成する世帯のうち、2年以上居住している住宅からの転居を求められ、要件を満たす方に助成を行い、住まいの安定を図った。 課題:地価の高騰により立ち退きを迫られるということが無く、事業の対象者の先細りが想定されること。	継続	今後、人口減少の局面を迎え、地価高騰の影響による立ち退き事例は減少していくと想定されるが、申請の相談時には、丁寧に聞き取りをし、支援の対象と判断される場合には、住まいの安定を図るべく支援をしていく。	児童家庭課
65	ひとり親家庭学習支援	児童扶養手当などを受給している家庭の中学生で、学習塾・家庭教師などを利用していない方を対象に、大学生などのボランティアによる学習支援を行う。	H31年度で事業廃止	D		廃止		児童家庭課
66	奨学資金貸付	経済的な理由で高等学校等への修学が困難な方を対象に、奨学金の貸付を行い、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	ひとり親家庭を含む奨学生延べ431名に奨学金の貸付を行った。	A	令和3年度の貸付予定者は30名。 国や都の支援制度の拡充を受け、新規奨学生の募集は平成30年度をもって終了。	廃止	国、都、他機関の教育費の助成・奨学金制度について、広く周知を図る。	教育推進課
67	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	融資あっせんの案内を区立中学校・公共施設・各信金窓口へ送付し区民へ周知。融資が決定した方については、保証保険料及び利子補給金の交付を実行。 あっせん実績:H29/100件、H30/103件、H31/125件、R2/72件	A	現状:左記記載のとおり、融資あっせんにより低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援している。	継続	引き続き、当該事業について区民へ周知していく。	教育推進課
68	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	ひとり親家庭を含む奨学生延べ42名に育英資金の支給を行った。	A	令和3年度の支給予定者は33名。 令和2年度より国の給付金が拡充され、応募が減少している。	継続	寄付金を原資とした基金残高に基づき、事業を継続する予定。	教育推進課

② 困難を抱えた人の生活支援

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
69	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵害問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	行政相談員は国の行政機関に対する要望・苦情などの相談を、人権擁護委員は女性の人権をはじめとする様々な人権問題について相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行っている。※グリーンパレス区民相談室以外でも相談に対応している。 ○グリーンパレス区民相談室 【行政相談実績】平成29年度2件、平成30年度4件、平成31年度3件、令和2年度0件 【人権相談実績】H29年度6件、H30年度3件、H31年度3件、R2年度一件(新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止)	A	現状:相談内容に応じて必要な助言や関係機関(行政評価事務所、東京法務局)との連携を行っている。	継続	引き続き、関係機関と連携して行政相談、人権相談を実施していく。	総務課
70	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	相談者一人ひとり個別に相談を受け、貸付を実施。また、相談者の生活状況に応じた部署への案内も行った。 貸付実績:H29(184)、H30(157)、H31(142)、R2(145)	A	これまで実施した取組み内容に記載したとおり、個々の状況に応じた対応を行うことで、相談者の生活の維持や再建を図ることができた。	継続	引き続き相談者個々の状況に応じた案内を行いながら貸付を実施し、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
71	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	未熟児の新生児に必要な医療の給付を行う。 ・養育医療給付人数:H29(132)、H30(133)、H31(116)、R2(103) 身体障害のある18歳未満の児童に対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 ・育成医療利用件数:H29(155)、H30(154)、H31(219)、R2(190)	A	コロナ禍で出産件数が減少しているため、未熟児養育医療の給付件数も昨年に比べ減少している。	継続	引き続き、必要な医療の機会を提供していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
72	女性総合相談	人間関係や様々な悩みを聞き、解決に向けて関係機関を紹介する。	～H30:女性を対象に、生き方や人間関係など様々な悩みを聞き、解決に向けて関係機関を紹介した。 H31:セクシュアル・ハラスメントなど性別による権利侵害、夫婦・親子等家庭の問題、職場・近隣との人間関係、性別に関する悩みを聞き、解決に向けて関係機関の紹介や情報提供を行った。 R2:夫婦・親子の問題などの問題解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介した。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行った。 相談実績:H29(1231)、H30(1285)、H31(1422)、R2(2010)	A	現状:「大人のあらゆる相談」の相談窓口として、「大人」に関する全ての相談を受け付け、内容に応じて関係機関を紹介するなどの確に対応し、解決に向けた支援を行う。相談の中で、法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談につなげた。 課題:離婚に関する相談については、利益が相反する者の両名から相談の希望があった場合に、同じ弁護士が担当しないなどの調整が必要であること。	継続	引き続き、様々な相談に的確に対応できる専門員を配置し、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介をしていく。これまで法律相談は、月1回土曜日に女性弁護士が相談に応じていたが、令和3年度からは、平日の週3日及び月1回夜間に、「離婚・DV・LGBTQ」に精通した弁護士が相談対応できるよう体制を整えた。	児童家庭課
73	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	・児童の家庭状況を把握するため、自宅への訪問及び関係機関での面談等を実施した。 ・居場所づくりを兼ねた学習会を実施した。また、進学に向けた情報提供や高校進学後の定着に向けた相談及び日常生活・学習等を支援した。 ・次世代育成支援事業参加児童数(延べ人数) H29(339)、H30(417)、H31(488)、R2(349)	C	・不登校児の家庭では、子どもの教育について親の関与がない、又は関心がないなどの問題を抱えている。 ・R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で学習会や家庭訪問等を中止したため、参加児童数が減少した。	継続	・自宅訪問時に子どもの学習支援などだけでなく、親への信頼関係構築へ向けた支援も積極的に行っていく。 ・R3年度以降、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを取り戻したのちに、不登校児の的確な把握から自宅訪問等での声掛けなどによって参加児童数を500人程度まで増やしていく。	生活援護第一課 生活援護第二課 生活援護第三課
74	若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	月4回(初めての方限定の会を含む)開催し、コミュニケーションスキルの向上、就職に必要なスキルや心構えの習得を目的とし、講義やグループワークなどを実施。 参加実績(延べ):H29(426) H30(348) H31(286) R2(234) 新規登録者:H29(35) H30(24) H31(26) R2(30)	A	・アンケートの結果より、多くの参加者から「自信が回復した」や「前向きになれた」などの声が上がっており、就職決定した参加者もいたため、多くの参加者の就職活動に寄与できたと考える。 ・毎回参加者に記入してもらったアンケートの集計結果より、参加者が求めているテーマ等を把握し、状況に合わせて開催することができた。	継続	・アンケートの集計結果や社会情勢を鑑みてテーマや講義内容を検討しながら引き続き実施する。 ・新規利用者毎年30名を目指す。	地域振興課
75	安心生活応援ネットワーク	熟年相談室(地域包括支援センター)、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	・情報共有・連携強化を目的とした会議を年一回実施した。 ・なごみの家が主体となり地域課題の抽出、共有、解決に向けての地域支援会議を定期的に開催。複雑化・複合化した課題を抱える支援対象者に対する個別ケース会議を随時行った。 ・協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。 緊急安否確認:H29(101)、H30(136)、H31(83)、R2(91)	B	現状:これまで実施した取組み内容に記載したとおり、各会議を実施したことで関係機関と連携し活動できた。緊急安否確認の対応は熟年相談室へ委託し、協力団体等からの通報に対応している。 課題:介護サービスの利用がなく、地域との関りが薄い熟年者に関する情報が入りにくい。	拡充	・関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していきます。	福祉推進課
76	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時から見守りに活用する。	・新たに名簿対象となる方、これまで名簿への記載を希望していなかった方へ登録同意調査を実施。 ・区内消防三署、なごみの家、提供を希望する町会・自治会へ名簿の提供を行った。	B	提供する町会・自治会数が減少傾向にある。	継続	各地域の連町会議へ出席し、PRを実施。さらにすべての町会・自治会へPRチラシ等を送付し、活用に繋げていく。	福祉推進課
77	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。 【件数】 令和3年:1,262、令和2年:1,087、令和元年:1,101 平成30年:1,015、平成29年1,031、平成28年:901	A	ごみの収集は区民生活の安定確保に不可欠な行政サービスであり、熟年者や障害者に対しても欠けることなく実施する必要がある。また、在宅生活の支援という視点においても有用である。	継続	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。	清掃課
78	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者が車いすなどを使用して暮らしやすい住まいを改造する場合、その費用を助成する。	申請者に必要な改修を本人や家族、ケアマネジャーや施工業者とともに検討し、安全な居宅生活が送れるように支援を行っている。 助成決定実績:H29<170件> H30<148件> H31<109件> R2<132件>	B	地域包括支援センターやケアマネジャーに住まいの改造助成制度の案内がきちんとできていない。正しく理解してもらい、有効な利用を勧める必要がある。	継続	リーフレット等を作成し、地域包括支援センターや介護事業所に配布し、制度の普及に努める。	介護保険課

(2) 生涯を通じた健康支援

① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
79	女性の健康講座	女性特有の健康問題に関する講座を実施する。	参加者実績 H28:151名(2回開催)、H29:56名、H30:35名、H31、R2新型コロナウイルス感染症により中止	A	現状:毎年概ね好評に実施できている。 課題:来場方式で実施してきたが、定員超の場合に参加をお断りする場合がある。	拡充	オンライン講座やオンデマンド配信の実施により、来場方式よりも定員を増やし、かつ自宅などの好きな場所・好きな時間に参加しやすい環境も提供する。	総務課
80	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発するため、健康応援情報誌及びポスターを作成する。	3月の女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発するため、健康応援情報誌及びポスターを作成した。 (令和2年度は情報誌のみ)	A	令和2年度はこれまでのレイアウトを変更し、より見やすい工夫を心掛けた。 令和2年度で紙媒体での情報提供は終了となったため、どのような手法で広報していくのが、課題である。 SNSの活用について検討する必要がある。	縮小・見直し	紙媒体での情報提供は令和2年度で終了。 今後は、区ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどの媒体を活用して、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	健康推進課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
81	骨粗しょう症予防教室	骨粗しょう症に対する知識の習得と生活習慣を振り返るための講座を行い、生活習慣改善に結びつける。	令和元年に事業終了	D				健康サービス課(健康サポートセンター)
82	性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	・保健所において、匿名でのHIV検査を実施した。 →検査実績:H29(549)、H30(451)、H31(500)、R2(51) ・毎年12月1日の世界エイズデーに合わせて、普及啓発活動を実施した。 →健康サポートセンター等でレッドリボンタペストリーや予防啓発ポスターの展示、性感染症予防パンフ及びグッズの提供をした。 ・毎年東京都HIV検査・相談月間に合わせて、普及啓発活動を実施した。 →区広報への掲載など	A	現状:これまで実施した取組み内容に記載したとおり、都や国の予防イベントを周知することで、保健所で匿名で検査を受けられることを普及することができた。 課題:新型コロナウイルス感染症の流行により、検査体制を確保できなかったことが今後の課題。	継続	新型コロナウイルス感染症の流行がおさまり、検査再開時には改めて検査体制や周知方法を見直しつつ実施する。	保健予防課
83	青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	・希望する中学校への性感染症予防に関する健康教育を行い、性感染症に関する知識の普及啓発、健康増進を図った。 →健康教育実績:H29(2740人)、H30(1998人)、H31(298人) R2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行により健康教育は行わず、区内の中学校全校(33校)へ性感染症予防のパンフレット(984部)を配布した。	A	現状:希望する中学校へ性感染症予防の健康教育を行うことで、正しい知識を提供でき、予防行動がとれるようサポートできた。 課題:新型コロナウイルス感染症の流行により、健康教育として実施していくべきか検討が必要。	継続	新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせた啓発活動を実施する。	保健予防課
84	産後ケア	産院等の空きベッドを活用して、産後うつ等に対する母子ショートステイを実施し、児童虐待の未然防止を図る。	産後ケア(訪問型)は新規事業としてR2年10月より開始。区内産後ケア(通所型)(宿泊型)は医療機関のみであり、コロナ禍で稼働できない状況から区外施設と11月から契約し事業の拡充を図った。 ・産後ケア(訪問型)実績(件):R2(94) ・産後ケア(通所型)実績(件):H30(82)、H31(121)、R2(36) ・産後ケア(宿泊型)実績(件):H29(5)、H30(9)、H31(3)、R2(0)	A	区内で産後ケア(通所型)(宿泊型)が実施できる施設は医療機関2か所のみとなっており、コロナ禍において実施することができなかった。 コロナ禍の長期化により、経済苦、孤立しやすい状況が続くことも予想されるため、事業の拡充が必要である。	拡充	産後ケア(訪問型)はR3年度、対象者を産後1歳未満の母子とし、また利用回数を1回のお産につき3回に拡大する。 産後ケア(宿泊型一般)は区内医療機関施設が感染予防策を実施しながら開始する。 又通所型と訪問型共に申し込み方法に東京都電子申請サービスを追加予定している。	健康サービス課(健康サポートセンター)
85	妊婦歯科健診	ハローベビー教室(平日)の中で実施し、歯科健診・歯科保健指導・口腔ケアの指導を行う。	平成31年度より、受診方法を個別医療機関での受診に変更し、より受診しやすい環境を整備した。 受診者数(受診率):平成29年度1,215人(19.6%) 平成30年度1,241人(19.7%)平成31年度1,572人(25.4%) 令和2年度1,493人(27.2%)	A	受診方法を変更したことにより、コロナ禍であっても受診できる体制となっている。受診率も、平成31年度からは増加しているが、さらなる受診者の増加が必要となる。	継続	妊娠中の歯科健診受診の重要性について、現状では母子保健バックヘチラシ封入、母子面接での案内、区ホームページへの掲載を実施しているが、今後、SNSの活用など充実を図る。	健康サービス課(健康サポートセンター)
86	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	妊婦や胎児の死亡率低下、流・早産、心身障害児の発生予防を図る。 延受診者数実績:H29(73,436)、H30(71,611)、H31(69,028)、R2(59,033)	A	コロナ禍で出産件数が大きく減少しているため、費用助成件数も比例して減少している。また里帰りしている妊婦が多いためか、償還払いの申請件数が目立つようになる。	継続	安心して出産ができる環境を整えるべく引き続き取り組んでいく。	健康サービス課(健康サポートセンター)
87	妊婦全数面接事業(びよママ相談)	妊娠届出時または、妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行うことで出産や子育てに関する不安及び悩みを軽減する。産後も相談しやすい関係を作り、必要に応じた支援を切れ目なく行う。	新型コロナウイルス感染症への懸念を考慮し、母子健康手帳の郵送申請を実施。妊婦全数面接を受ける機会がない妊婦が発生したが、適宜事業の目的を電話や手紙で説明したことにより、来所者の減少を抑えることができた。 面接実績(件):H29(6,656)、H30(6,290)、H31年(6,157)、R2(5,440)	A	現在は国と都の補助金を活用し、育児ギフト(こども夢商品券9,500円分)を渡しているが、補助は令和7年までとなっている。補助終了後、区独自のギフト配布は困難な状況から、面接数を維持する仕組みが課題となっている。	継続	オンライン相談などより相談しやすい環境づくりの検討。	健康サービス課(健康サポートセンター)
88	妊産婦訪問指導	保健師の訪問指導により、異常の早期発見・防止についての指導、妊娠中の健康相談を行う。	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行った。 ・訪問実績:H29(1221)、H30(1245)、H31(922)、R2(905)	A	現状・課題:H31年度～R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問希望されない方、里帰り出産の長期化、妊娠届出数の減少等により訪問数は減少した。そのため、要支援者へ支援できないケースが増えた。	継続	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行う。	健康サービス課(健康サポートセンター)
89	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	助産師による個別相談や参加同士の交流により、育児不安の軽減や母子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるように支援した。 ・利用者数実績:H29(833)、H30(671)、H31(551)、R2(193)	A	現状:コロナ禍前は予約制ではなく自由に参加でき、母親同士の交流も活発であり、孤立化防止につながっていた。 課題:令和2年度は中止期間があり、再開後は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定員を制限し時間予約制・時間短縮となり参加者同士の交流を中止している。	継続	・感染予防対策を行い、参加者交流の再開 ・オンライン相談の検討	健康サービス課(健康サポートセンター)
90	地域子育て見守り事業	研修を受け登録をした子育て見守り員が、対象家庭を訪問し子育て情報バッグを届けながら、乳児その保護者等の様子、育児に関する不安・悩み等の傾聴及び相談、地域の子育てに関する情報を提供する。	R2年度より新たに訪問員を増員し、充実を図った。 訪問員:H31年(105名)R2年(167名) 訪問実績(回):H31年(2445)、R2(2423) 面会実績(回):H31年(1554)、R2(933)	A	予定していた訪問員への研修会と連絡会が新型コロナの影響で実施できなかった。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間(6か月間)は投函のみとし、面会を実施しない方針をとった。またそれ以外の時期においても対面を希望されない保護者もあり、面会実績が大幅に減少した。	継続	感染対策を講じた研修会や連絡会の実施の検討。面会できなくても状況把握ができる方法の検討。	健康サービス課(健康サポートセンター)

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
91	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	乳幼児健診時に予診票や、子育てアンケートを実施し、女性一人の育児で負担を感じている、父親の育児参加の状況や母の支援状況など確認し、支援が必要な方のセレクトを行い、相談に応じている。	A	健診時の課題解決に向けて相談する。健診時の相談で解決できない課題がある方は、地区担当保健師に引継ぎ、継続支援を実施している。健診未受診などにより、現在の状況が把握できない家庭がある。	継続	より受診率向上に向けて取組み、不安や課題を抱えた育児をしている家庭を把握し、支援に結び付けていく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
92	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が1回訪問指導をする。	コロナ禍においても訪問指導員との連携は必須と考え、連絡会は書面開催を行い、区の母子保健事業に関する情報共有と課題の共有を実施した。 訪問実績(人):H29(3,619)、H30(3,514)、H31年(3,373)、R2(2,514)	A	年々出生数の減少が認められる中、H31年度3月以降は、新型コロナウイルス感染症予防等による訪問希望者の減少や、里帰りの長期化などにより対象者が減少。コロナ禍での育児は、抑うつ状態を助長しかねず、相談しやすい環境の検討と早期発見の工夫が必要。	拡充	SNS等を活用し、新生児期の母子とよりスムーズに連絡が取れる仕組みや、育児不安や抑うつ状態等の早期発見及び早期相談につなげる方法を検討する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
93	多胎児の会	双子・三つ子など同じ環境にいる親同士が交流することで、育児に関する情報交換や問題解決する力を育み、安心して子育てできるように支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場としても実施している。その中で、一人育児の不安や負担軽減のための解決策の共有を図る。 ・利用者数(組)実績:H29(173)、H30(138)、H31(158)、R2(71)	A	新型コロナウイルス感染症の予防のため、予約制で人数制限をしてグループ活動を実施している。参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場としても実施している。育児において、具体的に父親がどのような役割をとっているかなど情報共有する。実際は、父親の社会的立場により、育児参加できない場合も多い。	継続	グループに参加できるように、制度をうまく活用し、不安や負担の少ない育児ができるよう、継続支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
94	2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、仲間づくりや子育てに関する相談や情報を受けられる場所を提供することで子育てを支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場としても実施している。その中で、一人育児の負担や負担軽減のための解決策の共有を図る。 ・利用者数実績:H29(2,201)、H30(2,226)、H31(1,917)、R2(854)	A	新型コロナウイルス感染症の予防のため、予約制で人数制限をしてグループ活動を実施している。参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場としても実施している。育児において、具体的に父親がどのような役割をとっているかなど情報共有する。実際は、父親の社会的立場により、育児参加できない場合も多い。	継続	制度を活用し、不安や負担の少ない育児ができるよう継続支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
95	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	各種事業、健康講座、グループ活動など個人や地域に対し講演や相談事業等を行った。 ・講演会・講習会等実績 H29(1,392回 51,721人)、H30(1,347回 52,489人)、 H31(2,631回 39,354人)、R2(697回 7,665人)	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会等の開催中止や少人数かつ開催時間の短縮で、情報発信そのものが大きく制約を受ける状況となった。また、外出を控えることで、熟年者を中心に地域住民どうしの交流機会の喪失による引きこもりや足腰等の筋力低下が顕著となり新たな課題も生じている。	継続	・感染対策を講じた各種事業や健康講座等の実施、熟年者等の外出控えによる課題に対応した内容の検討。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
96	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。	食とのかかわりの深い疾病(糖尿病、脂質異常症)の予防、肥満の改善などについて、個別の栄養食生活についての相談を行った。 相談実績:H29(1,259人)H30(1,274人)H31年(1,465人)R2年(860人)	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、相談事業の中止や相談への来所控えがあった。また、個人の生活への新型コロナウイルス感染症の影響で食事量の増加・減少や肥満等の健康課題やサプリメント購入量の増加など適切な栄養・食事の取り方へのアドバイスが必要な方が増えている。今後は、このような方たちへの感染症流行期での相談体制や区民への事業周知が課題となる。	継続	感染症対策を講じた相談体制をつくる。従来からの疾病予防だけでなく、生活環境の変化に合わせた栄養や食事のとり方への不安に対する相談や情報提供等について、検討する	健康サービス課 (健康サポートセンター)
97	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	9月のがん予防推進月間に合わせ、がん予防の普及啓発として、ポスターとリーフレットの作成、及び8月末に子宮頸がん(20歳)・乳がん(40歳)の個別受診勧奨を実施した。1月には大腸がんについても、40・45・50・55・60歳を対象に個別勧奨を実施した。	A	9月のがん予防推進月間のポスターは、若い世代にターゲットを絞り作成を行ったこともあり、9月・10月の乳がんと子宮頸がんの受診者が増加した。個別勧奨をすることで、一定の効果があがることから、今後の勧奨方法についても工夫が必要である。	継続	区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。	健康推進課
98	がん予防出前教室	将来的ながん死亡者の減少や生活習慣の大切さを若い世代から意識づけるため、小・中学生に対しがんの正しい知識を教える出前教室を実施する。	中学校は医師会から医師を講師派遣、小学校は8か所の健康サポートセンターから保健師を講師派遣して実施した。平成29年から令和元年の実績としては、中学校33校、小学校71校。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせた。	A	令和3年度は昨年実施できなかった学校から実施する予定。小・中学生からがんの発生に関与する生活習慣を見直していくことの必要性を伝えていく。また、教室の内容を保護者にも波及を狙い、保護者世代へのアプローチが課題。	継続	小学生の保護者へは、がん予防出前教室後にメッセージを書いて保護者に渡していた。令和3年度からはメッセージに加えて、教室の内容のポイントやがん検診の案内を掲載し、保護者世代のがん検診受診向上を図る。	地域保健課
99	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰した。 ・表彰者実績(小学校・中学校):H29(176人・150人)、H30(175人・147人)、 H31(183人・142人)、R2(176人・139人)	A	現状:これまで実施した取組み内容に記載したとおり、日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰することにより、健康についての意識の高揚が図られている。	継続	引き続き、各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰し、各小・中学校での健康についての意識の高揚を図っていく。	学務課

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
100	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	リズム運動は男女がペアとなって組んで踊るようなプログラムが多数用意されているが、女性が男性版を選ぶことができるなど、気軽に参加できる体制で実施している。	A	新規参加者が減少している。	継続	イベント出演など広報活動を強化し、リズム運動の普及促進に努める。	福祉推進課

(3)すべての暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
101	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	DV被害者や関係者等から相談を受け、関係機関の情報提供や必要に応じて関係機関と連携して支援を行った。 支援実績(相談):H29(69)、H30(134)、H31(67)、R2(141) 支援実績(証明書等の発行):H29(40)、H30(30)、H31(43)、R2(73)	A	現状:区HPや関係機関からの紹介により相談に繋がった被害者に対して、必要な情報提供や関係機関に繋げるにより、迅速な被害者保護や自立支援に結び付くことが出来た。 課題:関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組み	継続	相談者に対して必要な情報提供を行い、関係機関と連携して迅速な被害者保護に繋げるとともに、自立に向けての支援をしていく。また、引き続き区のHPやDVカード等で積極的に周知を行っていく。	児童家庭課
102	女性に対する暴力相談	パートナー等からの暴力に関する情報提供や助言をする。	～H30:女性を対象に、パートナー等からの暴力に関する相談を受け解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 H31～R2:家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績:H29(145)、H30(169)、H31(406)、R2(416)	A	現状:区HPや関係機関からの紹介により相談に繋がった被害者に対して、必要な情報提供や関係機関に繋げるにより、迅速な被害者保護や自立支援に結び付くことが出来た。 課題:関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組み	継続	相談者に対して必要な情報提供を行い、関係機関と連携して迅速な被害者保護に繋げるとともに、自立に向けての支援をしていく。また、引き続き区のHPやDVカード等で積極的に周知を行っていく。	児童家庭課
103	DV被害者支援ネットワーク連絡会	関係機関と連携して、DV被害者に対する適切な支援及び保護を図るために設置する。	ネットワーク連絡会において、DV被害者の保護や自立支援のために必要な事項を協議し、関係機関が連携して適切な対応を行った。 実績:H29(9/12)、H30(9/5)、H31(9/6) ※R2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため実施見送り	B	現状:関係者が現状や課題について共通認識を図り、被害者保護や自立支援のための必要な支援が出来た。 課題:関係機関と連携した重層的な被害者保護への取組み	継続	被害者支援の重層的な取組みの強化のために、R3年度からは連絡会の開催を2回に増やしていく。	児童家庭課
104	DV相談カードの発行	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ及び産婦人科に設置する。	毎年20,000枚発行し、区内各所に配架、イベント時に配布。	A	現状:区内各所に配架、イベント時に配布。 課題:カード発行による周知のため、公共施設や産婦人科来所者、イベント参加者に周知が限定されがちである。	拡充	SNSでも年5回以上情報発信する。	総務課

② 暴力防止のための啓発

評価内訳: A:計画通りできた B:概ね計画通りにできた C:あまり計画通りにできなかった D:実施していない、または廃止した

No	取組み	内容	これまで実施した取組み内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組み	担当部署
105	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。	参加者実績 H28:実施無し、H29:162名(1回)、H30:232名(5回)、H31:878名(3回)、R2:196名(1回)	B	現状:区内の小中高校に案内し、希望する学校へ講師派遣、デートDV予防啓発に効果を発揮している。 課題:申込数が伸び悩んでいる。	継続	毎年4校以上の実施を目指す。	総務課
106	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や相談窓口である人権・男女共同参画推進センターの周知活動を行う。	毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発活動を実施した。 ・本庁多目的スペース等でパープルリボンキルト、パープルリボンツリー、予防啓発ポスターなどの展示 ・工作教室(DV予防帽子など)、昔語りイベント、啓発品配布イベントの開催 ・タワーホール船堀展望塔のパープルライトアップ ・参加者実績:H29(382)、H30(670)、H31(454)、R2(500)	B	現状:これまで実施した取組み内容に記載したとおり、参加を促す工夫をしながら啓発活動を実施したことで、一定程度周知効果を高めることができた。 課題:開催箇所が毎年1会場のみのため、全区民への広範な周知が難しい。SNS等の更なる活用やオンライン上の啓発実施が課題。	継続	・展示会場での参加の楽しさと展示による広報効果を継続しつつ、オンラインでのイベント開催やSNSでの情報発信など、区民へ幅広く周知と参加を促せるハイブリッド型のイベント開催方法を構築する。 ・オンラインの活用により、若年層の取り込みを図る。 ・SNS等の情報発信を活用し、イベント参加者とSNS等の閲覧数の合計を毎年5%増やす。	総務課
107	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	・管理・監督者を対象とした講演会(講演と映画のつどい)を年1回実施した。 参加実績:H29年度(96名)、H30年度(125名)、H31年度(124名)、R2年度(98名) ・一般職員を対象とした人権同和問題啓発研修を年2回実施した。 参加実績:H29年度(576名)、H30年度(592名)、H31年度(584名) ※R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年行っている集合研修は行わず、全職員を対象に人権e-ラーニングを実施した	A	左記のとおり実施し、職員の暴力防止への意識を高めることができた。	継続	引き続き、研修を実施していく。	職員課
108	安心して歩ける道づくり	安全・安心な道づくりをすることで環境整備を図る。	「安心して歩ける道づくり」に基づき、すでに指定されている22路線で、重点パトロール、照度見直しを行っている。	A	指定されている路線のうち3路線でLED化されていない。	継続	令和4年までに残り3路線の街路灯のLED化100%を行い、適切な照度を図る。	保全課
109	私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	私道防犯灯「設置等助成」や「管理費助成」を基に町会・自治会が新設・更新・管理が行いやすいように適切に助成を行っている。	A	まだ数多くの私道防犯灯が蛍光灯であり、蛍光灯ランプの消耗により不点灯が多く発生する。 蛍光灯ランプの生産終了予定である。	継続	現在約14%のLED化率を新たな手法を用いて100%にし、不点灯による暗がりが増えるように助成・調整をしていく。	保全課

全庁を対象とした取組みの進捗状況

① 発行物における表現の配慮(事業番号46)

- ・区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮を行う。

I 取組み状況

全庁平均 (5点満点)
4.8

<評価基準> 5:徹底して実施できていた 4:ほぼ実施できた 3:概ね実施した 2:あまり実施していなかった 1:実施していなかった

II 特筆すべき取組み(一部)

特筆すべき取組み(一部)	取組み部署
・性に対する表現について、人権・ジェンダーに配慮して作成。絵・写真・色彩などにも配慮している。	環境部
・暴力や性に関する表現については、内閣府や都の表現に準じるよう配慮した。 ・発行物を音声コード読み取りアプリと連携し、視覚障害者が利用できるように配慮した。	危機管理部
・発行する通知文及び資料等については、人権に配慮した文章表現になっているか複数チェックを行っている。また、指導主事による学校訪問では、校内掲示が人権に配慮されているものになっているか随時確認している。	教育委員会
・中小企業融資と相談室のご案内すべての事業者に平等に情報が伝わるよう、パンフレットに掲載しているイラストは男女ともに登場している。	産業経済部
・発行物においてイラストや配色を誰でも使用できるように工夫して、ジェンダーバイアスに繋がらないように配慮した。(例:女兒にズボンなど) ・保育園入園案内・申請書の中で、入園事務に必要な男女の性別確認欄を削除した。	子ども家庭部
・令和2年度に策定・公表した「船堀駅周辺地区まちづくり基本構想」においては、「多文化共生社会」を実現するまちの形成を目指すことを明記している。	新庁舎・施設整備部
・投票所入場整理券への性別の記載を、男女ではなく記号にしている。	選挙管理委員会

② 区施設のバリアフリーの促進(事業番号48)

- ・区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。

I 取組み状況

全庁平均 (5点満点)
4.2

<評価基準> 5:徹底して実施できていた 4:ほぼ実施できた 3:概ね実施した 2:あまり実施していなかった 1:実施していなかった

II 特筆すべき取組み(一部)

特筆すべき取組み(一部)	取組み部署
・窓口に翻訳機を置き、外国籍の窓口相談を支援 ・学校の手洗所改修に伴い、バリアフリートイレを新たに設置している。	教育委員会
・一時保護所において、居室をおおむね個室化し、一人で入浴できるように 個浴も実現し、子どもの人権に配慮した設備としている。	子ども家庭部
・区施設は全て出入口部分にスロープないしエレベーター入口があり、各施設1か所以上「だれでもトイレ」を設置し、バリアフリー化をしている。	生活振興部
・投票所において、段差がある場合は仮設スロープ設置するなど、誰もが投票しやすい環境を整えている。	選挙管理委員会
本庁舎について以下のとおり。 ・本庁舎出入口にスロープを設置 ・授乳室の設置 ・階段に手すりの設置	総務部
・受付窓口に筆談用の電子メモパッドを設置し、受付・相談時のバリアフリーを促進している。 ・聴覚障害をお持ちのお客様には筆談具を用いてのコミュニケーションを行う、手や目が不自由なお客様には了解を得た上で代筆するなど、お客様の障害程度等に応じた取組みを行っている。 ・区役所本庁舎1階総合案内にて、毎週火曜日と金曜日の13時から16時(祝休日・年末年始を除く)に手話通訳者を配置。手話での意思疎通が必要な方が区役所で手続きを行う際に手話通訳者が窓口へ同行。意思の疎通を円滑にする。 ・窓口に「ヒアリンググループ」を設置し難聴者の方へ対応できるようにした。また、以前から行っていた貸出について、全庁へ周知した。	福祉部

議会・審議会・委員会等における女性の登用状況

I 議会 (令和3年8月1日現在)

No	名 称	現員数	女性議員	女性比率
1	議会	40	11	27.5%

II 審議会等 (令和3年4月1日現在)

No	名 称	総委員数	女性委員	女性比率
1	江戸川区防災会議	73	3	4.1%
2	民生委員推薦会	14	4	28.6%
3	公害健康被害認定審査会	8	0	0.0%
4	国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	1	5.0%
5	土地区画整理審議会（北小岩一丁目東部）	9	1	11.1%
6	土地区画整理評価員（北小岩一丁目東部）	3	1	33.3%
7	土地区画整理審議会（上篠崎1丁目北部）	9	0	0.0%
8	土地区画整理評価員（上篠崎1丁目北部）	3	1	33.3%
9	建築審査会	5	0	0.0%
10	青少年問題協議会	26	4	15.4%
11	都市計画審議会	24	1	4.2%
12	景観審議会	7	3	42.9%
13	大気汚染障害者認定審査会	5	0	0.0%
14	財産価格審議会	7	1	14.3%
15	公害健康被害補償診療報酬審査会	6	0	0.0%
16	建築紛争調停委員会	3	0	0.0%
17	文化財保護審議会	12	3	25.0%
18	明るい選挙推進委員連絡会	153	53	34.6%
19	消防団運営委員会	19	3	15.8%
20	情報公開及び個人情報保護審査会	5	0	0.0%
21	行政不服審査会	3	0	0.0%
22	スポーツ推進委員	52	21	40.4%
23	青少年委員	57	23	40.4%
24	感染症の診査に関する協議会	10	0	0.0%
25	廃棄物減量等推進審議会	15	6	40.0%
26	介護認定審査会	143	33	23.1%
27	障害認定審査会	30	10	33.3%
28	江戸川区国民保護協議会	73	3	4.1%
29	公共調達審査会	5	1	20.0%
30	公共調達監視委員会	3	1	33.3%
31	小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0%
32	江戸川区児童福祉審議会	16	6	37.5%
33	江戸川区子ども・子育て応援会議	29	9	31.0%
34	健全財政推進区民懇話会	5	1	20.0%
35	文化振興審議会	6	1	16.7%
36	スポーツ栄誉賞審議会	43	3	7.0%
37	表彰審査会	6	2	33.3%
38	諏訪善行賞表彰審査委員会	6	2	33.3%
39	江戸川区外部評価委員会	5	1	20.0%
40	学校給食調理業務の民間委託業者選定委員会	10	3	30.0%
41	学校保健委員会	24	8	33.3%
42	自殺防止連絡協議会	29	4	13.8%
43	江戸川区健康づくり推進協議会	21	6	28.6%
44	エコタウンえどがわ推進本部	25	6	24.0%
45	えどがわ未来カンファレンス	18	9	50.0%
46	江戸川区移動等円滑化促進方針策定協議会	21	2	9.5%
	合 計	1071	242	22.6%

III 行政委員会 (令和3年4月1日現在)

No	名 称	総委員数	女性委員	女性比率
1	教育委員会	5	1	20.0%
2	選挙管理委員会	4	0	0.0%
3	監査委員	4	1	25.0%
4	農業委員会	13	0	0.0%
	合 計	26	2	7.7%

IV 総計(議会を除く) (令和3年4月1日現在)

No	名 称	現員数	女性委員	女性比率
1	行政委員会	26	2	7.7%
2	審議会等	1071	242	22.6%
	総 計	1097	244	22.2%

参考 女性委員がない理由

No	理 由
1	議会の選挙によるため、関与できない。
2	推薦や立候補がない為
3	地区内権利者による立候補制のため
4	当時の候補者に女性がいなかったため
5	協議会の委員は法律に基づき専門分野毎の任命を行っているが、女性の登用を妨げておらず、関連団体や専門医療機関からの推薦等、専門性を根拠とし任命実施している。
6	協議会の委員は女性の登用を妨げておらず、関連団体からの推薦を根拠とし任命実施している。
7	選出に性別の区別はなく適任者が男性だったため。

見直しに向けた課題等

「重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」についての課題

1 現計画の方向性	<p>男女共同参画社会の実現のためには、男女平等な就労条件や仕事と家庭が両立できる環境づくりが重要です。このため、長時間労働や性別による役割分担意識の改善、多様な働き方の導入などの「仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という）」の実現に向けた取組みが求められています。</p> <p>育児・介護休業法などの法制度やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報の周知・啓発により、男女がともに働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、女性が就労の場において十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。</p> <p>(1)就業における男女共同参画の推進</p> <p>(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援</p>
2 区の現状・事業評価結果	<p>(1)就業における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 待遇や職務内容等における男女平等の実現に向けて、情報の周知を行ってきたが、十分な成果がでていない状態である。(No.1) 中小企業等のワーク・ライフ・バランスに対する取組みのみにスポットを当てるのではなく、今後は男女共同参画やSDGs推進と一体的な取組として推進していくことが求められている。(No.4) 創業支援やセミナー、就職面接会を行い、起業家ゼミナールは修了生の半数が女性であり、実際に起業を果たすことができた事例もある。創業促進助成事業においては女性の利用は少ない状態となっている。(No.10～12) <p>(2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育施設の定員拡充について、待機児童の数は減少傾向にあるが、さらなる待機児童の削減が求められている。(No.18) 延長保育について、保護者の働き方が多様化する中で、幅広いニーズに対応していく必要がある。(No.20) 一時保育について、需要が高まっているが、保育士の確保が困難となっていることから、一時保育を休止している施設がある。(No.21) 子どもと家庭の総合相談について、職員が適切な対応ができるように更なるスキルアップが求められる。(No.29)
3 見直しに向けた課題	<p>○就業における多様な女性活躍の推進</p> <p>事業評価では、就業における待遇や職務内容等における男女平等の実現に向けて本区では情報の周知を図ってきましたが、効果的な成果は十分にでない状態となっています。また、創業支援やセミナー、就職面接会を行い、起業家ゼミナールは修了生の半数が女性であり、実際に起業を果たすことができました。創業促進助成事業においては女性の利用は少ない状態となっています。</p> <p>就業における男女平等の実現に向けて、企業への情報周知の強化、創業促進助成事業への女性の参加の促進を行っていく必要があります。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスを支える保育サービスの充実</p> <p>事業評価によると、保育施設の定員拡充によって待機児童の数が減少傾向にあります。また、保護者の働き方の多様化によって延長保育や一時保育への幅広いニーズが生まれています。しかし、保育士の確保は困難な状況にあります。</p> <p>今後も保育施設の定員拡充を行い、待機児童の数を減らしていく必要があります。また、延長保育や一時保育の需要が高まる中、保育士の確保が困難となっているため、保育士の確保に向けた取組みが必要です。</p>

「重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」についての課題

<p>1 現計画の方向性</p>	<p>誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利をもっていますが、性別によって個人の生き方を制約する固定的性別役割分担意識が根強く残っています。この意識にとらわれず、男女がお互いの人権を尊重し認め合うことが、男女共同参画社会の実現につながります。</p> <p>また、男女が互いに対等な立場で、政策・方針・意思決定過程に関わることができるよう、社会の様々な分野における参画を推進します。</p> <hr/> <p>(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実</p> <p>(2)地域活動への男女共同参画による活性化</p>
<p>2 区の現状・事業評価結果</p>	<p>(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った教育について、教育者側の意識に差がみられることから、意識の差をなくしていくことが求められる。(No.41) 当事者の不利益をなくし、性の多様性について区民の理解を促す取組の一つとして、同性パートナー関係申出書の受領証交付事務を開始した。(No.45) 性に関するモデル授業を区内の2校で行った。外部講師のリストを作成し、各校に紹介できる体制にしていきたい。(No.47) <p>(2)地域活動への男女共同参画による活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会・ボランティアなどに若い世代の参加率が低くなっているため、若い世代の男女が参加するようにPRを行っていくことが求められる。(No.49) 地域防災について、男女共同参画の実現に向けて、女性の意見の反映などを行っていくことが求められる。(No.55)
<p>3 見直しに向けた課題</p>	<p>○教育の場における男女共同参画の理解促進と教育の充実</p> <p>事業評価によると、男女共同参画の視点に立った教育について、教育者側の意識に差がみられました。また、性に関するモデル授業を区内の2校で行い、各校に展開していくことが期待されます。</p> <p>教える側である教育者の男女共同参画の理解促進を図ることにより、子どもたちの中の男女の固定観念をなくして個人を尊重できる意識を芽生えさせていく必要があります。</p> <p>○地域活動への若い世代の参画促進と地域防災における女性の視点の活用</p> <p>事業評価によると、町会・自治会・ボランティアなどに若い世代の参加率が低くなっています。また、地域防災における男女共同参画の実現について、避難所運営等で性別の偏りが生じないよう取組みを継続する必要があります。</p> <p>町会・自治会・ボランティアなどへの若い世代の参加率を上げるためにPR活動の強化を図る必要があります。地域防災については、避難所運営等に性別の偏りが無いように選出を行い、性別に左右されずに避難所の利用がしやすい環境を構築していくことが必要です。</p>

「重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」についての課題

<p>1 現計画の方向性</p>	<p>男女がそれぞれの能力と個性を発揮するためには、生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境が重要です。ライフステージごとの課題に応じた健康支援や、生活上の困難に陥った人たちに対して、生活の自立と安定のための支援を行います。</p> <p>さらに、配偶者暴力や交際相手からの暴力などの問題については、重大な人権侵害であるという認識を区民一人ひとりが持ち、相談体制の充実等を通して誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p> <p>(1)困難を抱えた人達への支援 (2)生涯を通じた健康支援 (3)すべての暴力の根絶</p>
<p>2 区の現状・事業評価結果</p>	<p>(1)困難を抱えた人達への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭において、ひとり親家庭の相対的貧困率が50.8%となっており、経済的な困難を抱えている家庭の割合が高い現状にある。求職活動や福祉資金の貸付等の相談支援や自立支援を行っていく必要がある。(No.57) 母子世帯の預貯金額、収入が低い傾向にあり、自立支援を行っていくことが求められる。(No.61～63) 人間関係や様々な悩みを解決するための機関(離婚・DV・LGBTQ 問題に精通した弁護士等)を紹介する等を行ってきた。相談実績が年々増加傾向にある。(No.72) <p>(2)生涯を通じた健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内の産後ケアを医療機関で実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大により実施できなかった。コロナ禍の長期化による経済苦・孤立を予防するため事業拡大が必要。(No.84) 新型コロナウイルス感染拡大により新生児訪問指導希望者の減少や里帰り長期化があった。コロナ禍での育児は抑うつ状態を助長する可能性があり早期発見・早期相談が必要。(No.92) 小中学校において、日頃からの健康づくりの意識の高揚を図ってきた。今後も継続していきたい。(No.99) 熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するために、リズム運動の普及促進に取り組んできた。新規参加者は減少している。(No.100) <p>(3)すべての暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度のDV被害などに関する相談件数が前年以前と比べて増加傾向にある。(No.101) デートDVに関する講座への参加申込数が伸び悩んでいる。(No.105) 「パープルリボン」(女性に対する暴力をなくす運動の象徴)の展示による普及や相談窓口である人権・男女共同参画推進センターの周知活動を行ってきたが、開催箇所が少ないため全区民への周知が難しい。(No.106)
<p>3 見直しに向けた課題</p>	<p>○経済困難を抱えた人達への支援の充実と様々な悩みに対する相談支援体制の充実</p> <p>事業評価によると、ひとり親家庭において、ひとり親家庭の相対的貧困率が50.8%となっており、経済的な困難を抱えている家庭の割合が高い現状にあります。中でも、母子世帯の預貯金額や収入が低い傾向にあります。また、人間関係や様々な悩みを解決するための機関(離婚・DV・LGBTQ 問題に精通した弁護士等)を紹介する等を行っており、相談実績が年々増加傾向にあります。</p> <p>ひとり親家庭において、経済的な困難を抱えている割合が高くなっており、中でも母子家庭はその傾向が高く、困難を抱えるひとり親家庭への自立支援や相談支援を行っていく必要があります。また、人間関係や性的指向、性自認など様々な悩みを解決するための相談や支援へつなぐ体制を強化していく必要があります。</p> <p>○感染症の流行を踏まえた生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>事業評価によると、新型コロナウイルス感染症の影響で区内での産後ケアが実施できなくなったり、新生児訪問指導の件数減少がありました。コロナ禍では経済苦や孤立しやすい状況があり、産後うつや虐待予防のための適切な産後ケアが望まれます。また、コロナ禍により養育者の育児不安や抑うつ状態が助長され、新生児の発育不全などが発生していないか早期発見および早期相談につなげる必要があります。</p> <p>今後は、コロナ禍でも持続可能な産後ケアや育児ケアの見直しを行っていく必要があります。また、健康づくりについては、全ての世代に健康意識を醸成するための広報活動や、男女関わりなく気軽に参加できる健康づくりのイベントの実施を行っていく必要があります。</p> <p>○すべての暴力の根絶に向けた周知の強化と被害者支援体制の連携強化</p> <p>事業評価によると、令和2年のDV被害に関する相談件数が前年以前と比較して増加傾向にあり、関係機関との迅速な連携で被害者を救うことができる相談体制の構築が必要です。また、児童や学生に向けたデートDVの啓発活動の強化が必要です。「パープルリボン」の普及や相談窓口の人権・男女共同参画推進センターの周知活動に関しては、開催箇所を増やしたり、SNS やオンラインの活用によって周知方法の強化を図っていく必要があります。</p>

『見直しに向けた課題等』の見方

見直しに向けた課題等

「重点目標1 仕事と生活の・・・

1 現計画の方向性	男女共同参画社会の・・・ (1)就業における・・・	<p>「1 現計画の方向性」の上段には、『江戸川区男女共同参画推進計画【平成29年度～38年度】』（以下、「現計画」）P4～5「第2章 計画の基本的な考え」より、「2 重点目標」の内容を転記しています。</p> <p>下段には、現計画P6「3 計画の体系」より、重点目標ごとの課題を転記しています。</p>
2 区の現状・事業評価結果	(1)就業における・・・	<p>「2 区の現状・事業評価結果」には、『各部の事業別進捗状況』の、各部が回答した「これまで実施した取組み内容」・「現状・課題等」から読み取れる現状や課題を記載し、末尾にそれぞれの事業番号を付記しています。</p>
3 見直しに向けた課題	○就業における・・・	<p>「3 見直しに向けた課題」には、「2 区の現状・事業評価結果」および『各部の事業別進捗状況』を踏まえて、今後取り組んでいく必要がある課題や方向性を記載しています。</p>

ご意見シート（１）

委員名 _____

進捗状況調査報告書（見直しに向けた課題等）に対するご意見等をご記入ください。

「重点目標１ 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」について

お忙しい中、大変恐縮ですが、8月31日（火）までにFAX等にてご提出いただきますよう
ようお願いいたします。

江戸川区総務課人権啓発係 行
FAX 6231-8171
電話 6638-8089

ご意見シート（2）

委員名 _____

進捗状況調査報告書（見直しに向けた課題等）に対するご意見等をご記入ください。

「重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」について

お忙しい中、大変恐縮ですが、8月31日（火）までにFAX等にてご提出いただきますよう
ようお願いいたします。

江戸川区総務課人権啓発係 行
FAX 6231-8171
電話 6638-8089

ご意見シート（3）

委員名 _____

進捗状況調査報告書（見直しに向けた課題等）に対するご意見等をご記入ください。

「重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」について

お忙しい中、大変恐縮ですが、8月31日（火）までにFAX等にてご提出いただきますよう
ようお願いいたします。

江戸川区総務課人権啓発係 行
FAX 6231-8171
電話 6638-8089

資料編

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1 近年の男女共同参画を取り巻く社会的背景 | 1頁 |
| 2 (国) 第5次男女共同参画基本計画における分野別方向性 | 7頁 |
| 3 東京都の動き | 10頁 |
| 4 東京都男女平等参画推進総合計画 改定計画の体系(案) | 10頁 |
| 5 第5次男女共同参画基本計画 用語解説 | 13頁 |

男女共同参画を取り巻く社会的背景や国等の動向

1 近年の男女共同参画を取り巻く社会的背景

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしている。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されている。
- 非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。
- 子育てや介護等の負担増加も懸念されている。
- こうした状況を踏まえ、平時のみならず、常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。
- 仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられる。テレワークは、職種や業種等によっては困難な場合もあるが、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態である。
- 地方移住への関心も高まっている中で、地方の経済活性化のチャンスともなり得る。
- また、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

(2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

- 今後、国全体のみならず地方においても人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点による生産性向上・イノベーションを通じて、経済社会の持続可能性向上にもつながる。

(3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

- 令和元（2019）年の我が国の平均寿命は男性 81.41 歳、女性 87.45 歳であり、我が国は世界有数の長寿社会を迎えている。また、90 歳まで生存する者の割合は男性 27.2%、女性 51.1%、100 歳まで生存する者の割合は男性 1.9%、女性 7.4%である。このように我が国は女性の過半数が 90 歳まで生存する社会となっている。一方、平均寿命と健康寿命の差を見ると、男性が 8.84 歳、女性は 12.35 歳と、女性の方が約 3 年長いため、要支援・要介護の状況にある者も女性の方が多くなる。また、今後は、女性のみならず男性も、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている。
- 人生 100 年時代の到来の一方で、企業も多様な人材が活躍できるように従来の男性片働き世帯が多い時代の「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」という働き方を改革しつつある。これからは「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、若いときからその時々々の人生ステージにおいてすべての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められている。

- 男性も女性も若いうちから人生 100 年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ。また、そうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践し、それにとどまらず、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割をもつことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。このように、働き方・暮らし方の変革が求められている。
- 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス、用語解説 16 頁参照）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもある。働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした固定的な性別役割分担意識（用語解説 13 頁参照）や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。これらは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。
- 人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。

（４）法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

- 主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合が概ね 30%以上となっている一方、我が国では 14.8%（令和元（2019）年）であるなど、役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用は十分でなく、国際的に見てもいまだ大きく遅れている。企業としては、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、さらには役員へという女性登用のパイプラインを構築することが求められている。
- 第 4 次男女共同参画基本計画を策定後、増加した女性の就業者には、パートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が約 125 万人含まれている。これらの就業形態は多様な就業ニーズに応えるというプラスの面もあるが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与等の処遇面での格差が存在しており、非正規雇用労働者に女性が多いことと相まって男性と女性の間の待遇差につながっていると考えられる。また、こうした待遇差が、すべての年代の女性の貧困の背景にもなっていると考えられる。したがって、非正規雇用労働者の能力開発やキャリア形成支援等を通じた、待遇改善や正規雇用労働者への転換の取組みを進めていくことが必要である。また、女性が十分に活躍できない背景となっている、男性片働き世帯が多い時代に形成されたいわゆる「男性中心型労働慣行」（長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム）等の見直しも、引き続き進めていくことが重要である。
- 女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進捗が見られるものの、諸外国では新しい社会を切り拓く観点から政治分野や経済分野でのジェンダー（用語解説 13 頁参照）平等を進めており、我が国は、現状において大きく差を広げられている。ジェンダー平等を社会変革の推進力としてきた諸外国の水準を目指すとともに、上述の「人口減少社会」や「人生 100 年時代」を明るい未来にしていくために、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを一段と加速させることが喫緊の課題である。

（５）デジタル化社会への対応（Society5.0（用語解説 15 頁参照））

- 近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしている（第 4 次

産業革命)。スマートフォンの普及やセンシング技術の高度化、5Gの普及によって人々の行動やモノの状態はデータとして集約され続けている。蓄積されたビッグデータをAIが解析することで、マーケティングや営業・販売プロセス等で活用されるなど、デジタル技術は我々の生活に深く浸透しつつある。

- デジタル化の進展により、これまで人間の行っていた労働や家事は補助・代替されることとなり、生み出された余剰時間により、新しいサービスモデルの構築（DX：デジタルトランスフォーメーション）の創造が期待される。人々はこれまでの財・サービスの提供のあり方を見直し、または潜在的なニーズを具現化するなど、新事業の創出に注力できるようになる。
- 一方、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野の人材の獲得競争は世界的に激化しており、性別を問わず人材育成が急務である。OECD諸国においては、女子学生の理工系進学支援によってSTEM分野（理工系教育）やデジタル・テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップ（男女間の格差）を縮小させ、経済発展の原動力たるイノベーション領域で女性が公平に評価され、活躍できるような環境整備が急速に進められている。
- デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタル・デバイド（情報格差）を防ぐことが肝要であり、教育や地域社会での取り組みが求められる。

（6）国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

- 性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- 世界的にもSNSを中心にセクシュアルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起こるなど、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。
- 女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性がある。また、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もある。
- 情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も一層多様化している。
- こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えることを防ぐために、性暴力で教員免許を失効した教員への免許再交付についての基準の厳格化に向けた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が2021年5月に成立した。
- 2017年6月に性犯罪に関する刑法が改正され、親告罪の規定（被害者による告訴がなければ公訴を提起できない規定）がなくなり、告訴がなくても起訴できるようになりました。また、被害者を女性に限定されてきた対象が男性も含めるようになり、法定刑の下限が引き上げられました。

（7）頻発する大規模災害

- 大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性

や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するからである。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。

- 4次計画策定後も、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、大規模災害が発生し、また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される。
- 「地域防災」は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であり、地域における男女共同参画を推進するに当たっての、効果的な導入点になり得る。
- 今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。

(8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

- 男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成27(2015)年9月に国連で持続可能な開発目標(SDGs、用語解説14頁参照)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組みを進めている。
- 我が国においても、SDGs実施指針において、日本の「SDGsモデル」の確立に向けた取組みの8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げている。
- ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映(ジェンダー主流化)し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会などすべてのステークホルダー(利害関係者)が連携して一層の取組みを進める。これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組みの推進に貢献する。

(9) LGBTQ(レズビアン:同性を恋愛や性愛の対象とする女性、ゲイ:同性を恋愛や性愛の対象とする男性、バイセクシュアル:同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人、トランスジェンダー:出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人、クィアまたはクエスチョニング:自分のセクシュアリティを探求中の人)に関わる社会動向

- 平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定)に同性愛者への差別といった性的指向(用語解説15頁参照)に係る問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれる
- 平成16年に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)が施行され、二十歳以上であること・現に婚姻をしていないこと・現に未成年の子がいないこと・生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること・その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることの5項目のいずれにも該当している場合、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようになりました。

- 平成 24 年に「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）で自殺の恐れが高い層として「性的マイノリティ」に言及し、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する等が取り上げられています。
- 平成 26 年に文部科学省が学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を公表し、平成 27 年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を出しました。また、平成 28 年には、教職員向けの手引「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を出しました。
- 平成 27 年に LGBT に関する課題を考える国会議員連盟発足（超党派）。文部科学省が「性的マイノリティ」の児童生徒全般に配慮を求める通知を発出。東京都渋谷区と世田谷区が同性パートナーの証明書の発行を行う制度を開始。「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）において性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合への対応が盛り込まれる
- 平成 29 年に男女雇用機会均等法（昭和 47 年法律第 113 号）に基づく事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクシュアル・ハラスメントが対象となることが明記された。性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする言動もセクシュアル・ハラスメントに当たり許されないことを明確化する人事院規則の運用通知の改正。いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づく基本方針が改定され、LGBT への対応が盛り込まれる。2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会において開催に必要な物品・サービスの調達基準や運用方法などを定めた調達コードに、LGBT などを含めた「社会的少数者」の権利尊重を規定。性的指向と性自認に関する施策を推進するための地方自治体議員連盟が発足。
- 「刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 29 年 6 月 16 日参議院法務委員会）や「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 29 年 6 月 13 日参議院厚生労働委員会）において、LGBT に関する項目が盛り込まれた
- SOGI ハラ（SOGI（性的指向）や性自認に関するハラスメント）・アウティング（性的指向や性自認を本人の同意なく第三者に暴露すること）防止策を措置義務とするパワーハラ防止法が 2020 年 6 月に施行。同法では、SOGI ハラやアウティングを行なった人が罰せられるわけではなく、防止策を怠った企業が罰せられます。

(10) ハラスメント関係の法改正の動向

- 仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準である「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（ILO 第 190 号条約）が採択された。日本は未批准。
- 令和元（2019）年 6 月 5 日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された（令和 2 年 6 月 1 日施行）。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となった。
- 労働施策総合推進法では、国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」（ハラスメント対策）を明記。
- 労働施策総合推進法では、パワーハラスメント防止対策の法制化。①事業主に対して、パワーハ

ラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設 あわせて、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備 ②パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象とするとともに、措置義務等について履行確保のための規定を整備

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法では、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化。①セクシュアルハラスメント等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化 ②労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止し、パワーハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメント（上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）についても同様の規定を整備

(11) 男性の育休産休の制度改正の動向

- 令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行。男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業（いわゆる「男性版産休」）の枠組み（分割して休業を2回まで取得可能・1歳以降に延長する場合について育休開始日を柔軟化）が創設。子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

2 (国) 第5次男女共同参画基本計画における分野別方向性

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 指導的地位（用語解説 14 頁参照）に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組みを進める。
- 改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組み内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知
- 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 男性の育児休業の取得促進
- 就活セクハラ（OB・OG 訪問や、面接などの際に 就職活動中の人を受けるセクシュアルハラスメント）の防止
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消
- 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換を促進
- 子育て・介護等の両立や仕事から一定期間離れたものに配慮した多様な再就職等の支援を推進
- 再就職希望者等に対するリカレント教育（生涯を通じて学び続けていくこと）を推進し、学び直し等の充実

第3分野 地域における男女共同参画の推進

- 女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援
- 農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組み
- 自治会をはじめとする地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 大学や研究機関における、アカデミックハラスメントなど各種ハラスメントの防止のための取組み
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年から4年の3年間を「集中強化期間」として取組みを推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ように子どもの発達段階に配慮した教育
- 新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加による家庭内の暴力の増加や深刻化に対応するため、DV相談支援体制を強化
- SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢男女の就業を促進
- 人権教育・啓発活動の促進

第7分野 生涯を通じた健康支援

- 子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上
- 不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備
- 職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組み及び相談体制の構築
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」※に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合(40%)の達成に向けた取組み
※スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すものです
- 競技者に対する性的意図をもった写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた取組みを推進する。また、各スポーツ団体における、競技者等に対する各種ハラスメント根絶に向けたコンプライアンス（法令遵守）教育の実施

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

- 市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組みを促進
- 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置
- 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。
- 社会保障制度については、更なる被用者保険（主に個人事業主や、短時間労働のため会社の健康保険に加入できない人が加入する健康保険）の適用拡大を進める。
- 第3号被保険者（国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人））については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める
- 「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- 校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。
- 校長・教頭への女性の登用
- 固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- SDGs 達成に向けた取組みを広範なステークホルダーと連携して推進・実施

3 東京都の動き

- 東京都は、平成12年（2000年）3月に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成14年（2002年）1月に男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」を策定して以降、平成19年（2007年）3月に「同プラン2007」、平成24年（2012年）3月に「同プラン2012」を策定してきた。
- 平成29年（2017年）3月には、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定した。
「東京都男女平等参画推進総合計画」では、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション、用語解説15頁参照）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を重点課題としている。
- 平成30年（2018年）10月には、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消、及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を策定し、同条例に基づき「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を令和元年（2019年）12月に公表した。
- 令和3年度（2021年度）には、東京都男女平等参画推進総合計画を改定予定。

4 東京都男女平等参画推進総合計画 改定計画の体系（案）

領域Ⅰ ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

1 生活と仕事を両立し活躍できる環境づくり

(1) 柔軟な働き方の普及・定着促進

- ・柔軟な働き方の普及・定着促進 ・生活と仕事を両立できる環境づくり

(2) 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進

- ・ポジティブアクションの推進

(3) 女性の就業継続やキャリア形成

- ・働きやすい雇用環境整備

2 妊娠・出産・子育てに対する支援

- ・保育サービスの充実 ・地域での子育て支援 ・行動しやすいまちづくり

3 介護に対する支援

- ・介護サービスの充実

4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止

- ・相談体制等の充実・普及啓発 ・都庁内における取組

5 起業等を目指す女性に対する支援

6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援

7 生涯を通じた男女の健康支援

- ・母子健康医療体制の整備及び相談等の支援
- ・各年代に応じた健康支援及び性教育

領域Ⅱ 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

1 生活と仕事における意識改革

(1) 「働く」の意識改革

- ・働く女性のキャリア形成のための意識改革
- ・雇用機会均等に関する普及啓発

(2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革

- ・当事者夫婦の意識改革・行動変容
- ・働く場における理解・サポートの促進
- ・若年層からシニア世代まで社会全体の理解促進

(3) 男女平等参画に向けた意識改革

- ・多様な手法によるメディアを活用した普及啓発
- ・男女平等参画に関する情報提供

(4) 社会制度・慣行の見直し

- ・都庁内における対応

2 教育・学習の充実

(1) 学校での男女平等

(2) 若者のキャリア教育の推進

- ・キャリアデザイン意識の醸成

(3) 研修・情報提供

(4) 多様な学習機会の提供

3 あらゆる分野における女性の参画拡大

(1) 政治・行政・教育分野

(2) 防災・復興分野

(3) 地域活動

領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

1 ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭の相談や就業支援等

2 高齢者への支援

3 若年層への支援

4 障害者への支援

5 性的少数者への支援

【推進体制・相談】

1 都における体制

2 相談

3 区市町村や事業者等との連携

領域Ⅳ 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

- ・都による普及啓発、若年層向け普及啓発
- ・学校での人権教育

2 多様な相談体制の整備

- ・都の配偶者暴力支援センター機能の充実 ・身近な地域での相談窓口の充実
- ・多様な人々の状況に応じた相談機能の充実

3 安全な保護のための体制の整備

- ・保護体制の整備 ・安全の確保と加害者対応

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

- ・総合的な自立支援の展開 ・安全で安心できる生活支援 ・就労支援の充実
- ・住宅確保のための支援の充実 ・子供のケア体制の充実

5 関係機関・団体等の連携の推進

- ・広域連携と地域連携ネットワークの強化 ・民間団体との連携・協力の促進

6 人材育成の推進・適切な苦情対応

- ・人材の育成 ・二次被害防止と苦情への適切かつ迅速な対応

7 調査研究の推進

- ・配偶者暴力被害に関する調査研究 ・加害者対策のあり方検討

領域Ⅴ 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

1 性暴力被害者に対する支援

- ・関係機関と連携した被害者支援等 ・被害者・加害者にならないための普及啓発

2 ストーカー被害者に対する支援

- ・被害者等への支援 ・被害者・加害者にならないための普及啓発

3 セクシュアル・ハラスメントの防止

- ・相談・普及啓発 ・都庁内における防止対策

4 性・暴力表現への対応

- ・被害者等への支援 ・インターネット利用等に関する普及啓発

5 第5次男女共同参画基本計画 用語解説

用語	解説
ESG 投資	財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。
M 字カーブ	<p>日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。</p> <p>この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。</p> <p>なお、10 年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形は M 字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。</p>
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
クォータ制（割当制）	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ゴール・アンド・タイムテーブル方式	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと。本計画における「成果目標」の設定も「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」の一つである。
「JKビジネス」問題	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの 18 歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させているものの問題。
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。</p> <p>人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。</p> <p>一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。</p> <p>「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>

ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
ジェンダー予算	<p>政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。</p> <p>男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。</p> <p>「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。</p>
持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）	<p>平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。</p> <p>「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。</p> <p>ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。</p>
指導的地位	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。</p>
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	<p>昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。</p> <p>女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p> <p>なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。</p>

<p>性的指向・性自認（性同一性）</p>	<p>性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。</p> <p>性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。</p> <p>性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。</p> <p>なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。</p>
<p>積極的改善措置（ポジティブ・アクション）</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。</p> <p>また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。</p> <p>男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。</p>
<p>仙台防災枠組 2015-2030</p>	<p>2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において採択された新たな国際的な防災の枠組。</p> <p>正式名称は、「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」。</p> <p>2005年の第2回国連防災世界会議において採択された兵庫行動枠組の後継となる枠組。</p> <p>事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心の予防的アプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。</p>
<p>Society 5.0</p>	<p>狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。</p> <p>サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。</p>

ダイバーシティ	<p>「多様性」のこと。</p> <p>性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>
ブロッキング	<p>インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット接続業者（ISP）等において、通信当事者の同意を得ることなく、特定のサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することにより、その閲覧を防止する措置の一つ。</p>
見える化	<p>関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。</p>
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	<p>誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。</p>
メディア・リテラシー	<p>メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。</p>
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。</p> <p>定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。</p> <p>URL:https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html</p>
リベンジポルノ	<p>元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいう。</p>
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	<p>運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のこと。</p> <p>ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。</p>

統 計 編

1 男女共同参画に係る各種資料 1 頁

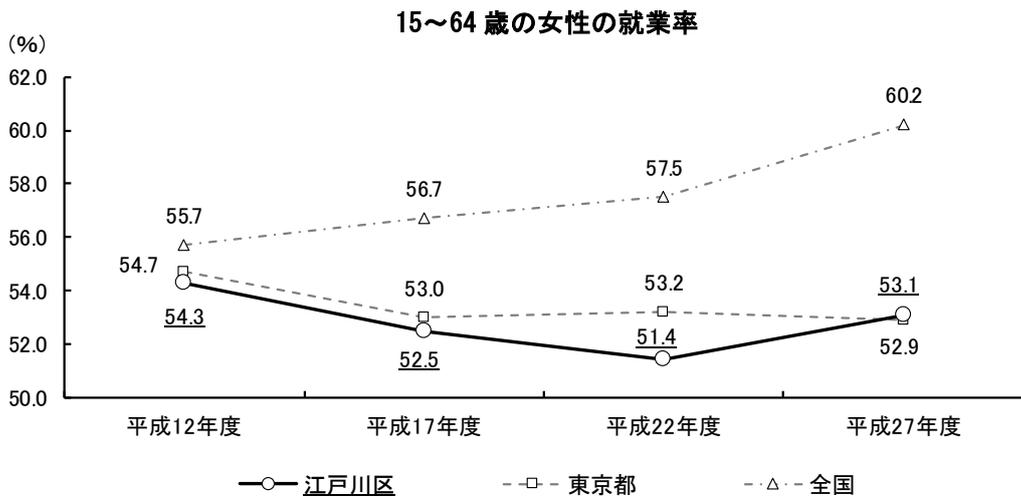
- ① 女性の就労状況
- ② 各種図表 1～20 ※現計画に掲載されている図表の最新版
- ③ 東京都 区市町村別 待機児童状況
- ④ 全国ひとり親世帯等調査結果の概要(厚生労働省)【抜粋】
- ⑤ 男女間における暴力に関する調査結果(内閣府)【抜粋】

2 江戸川区の人口分析資料 21 頁

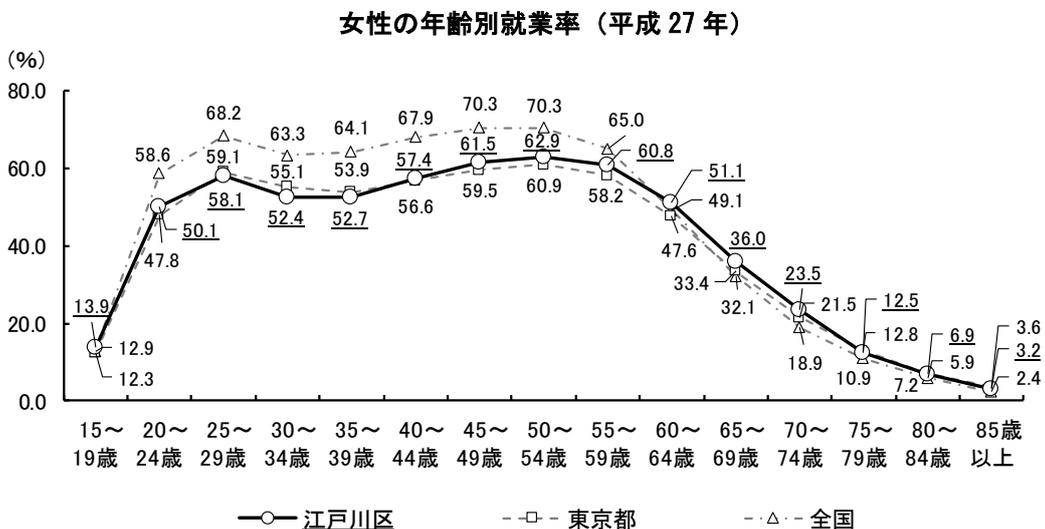
(『施策策定のための人口等基礎分析(令和2年3月)』より)

女性の就労状況

- ① 本区の生産年齢人口（15～64歳）における女性就業率は、平成22年まで減少傾向にあったが、平成22年から平成27年にかけて1.7ポイント増加し、53.1%となっている。
- 平成27年は東京都を超えている一方、全国の60.2%より、7.1ポイント低い。



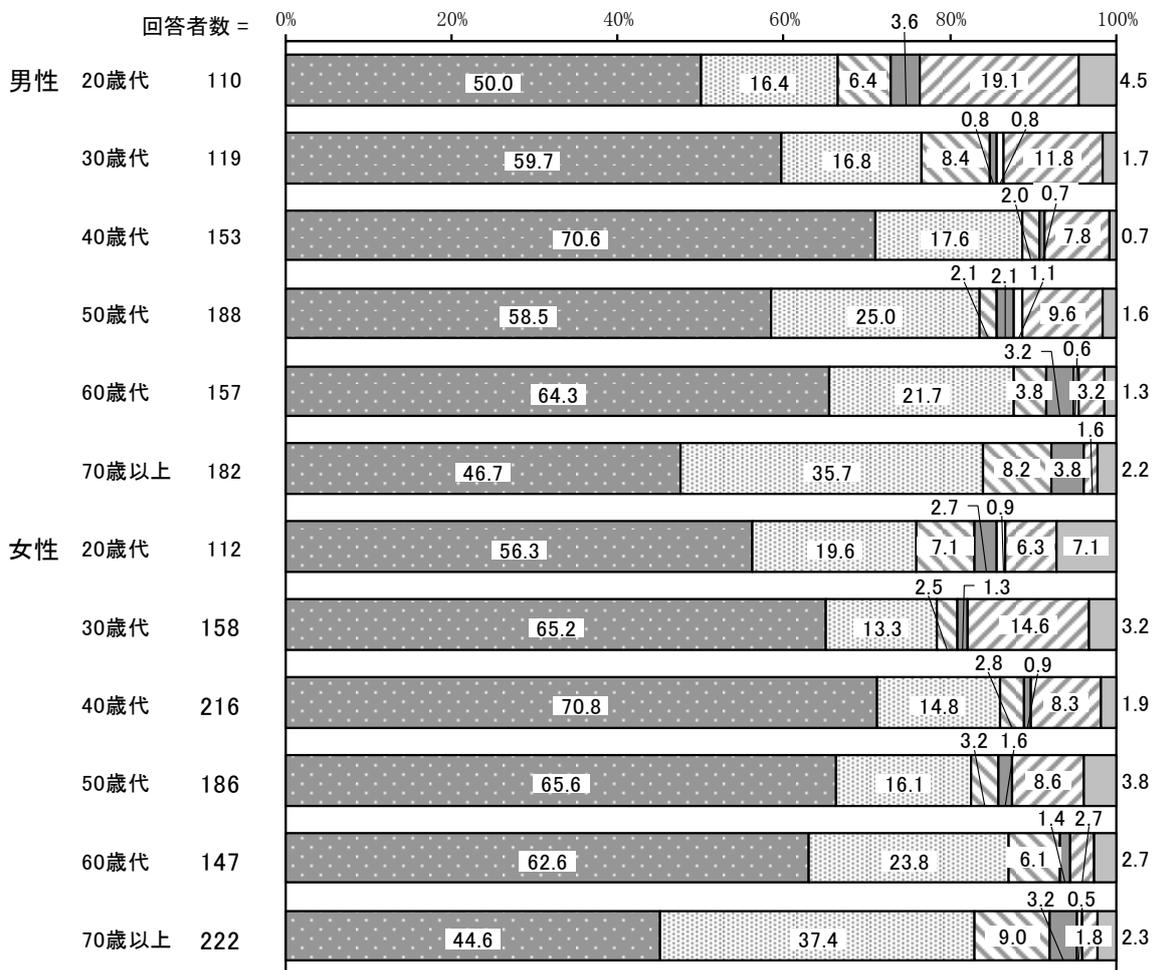
- ② 本区の女性の年齢別就業率は、35～39歳を底とするM字カーブを描いており、20～55歳の各年代において、全国よりも低い。



各種図表

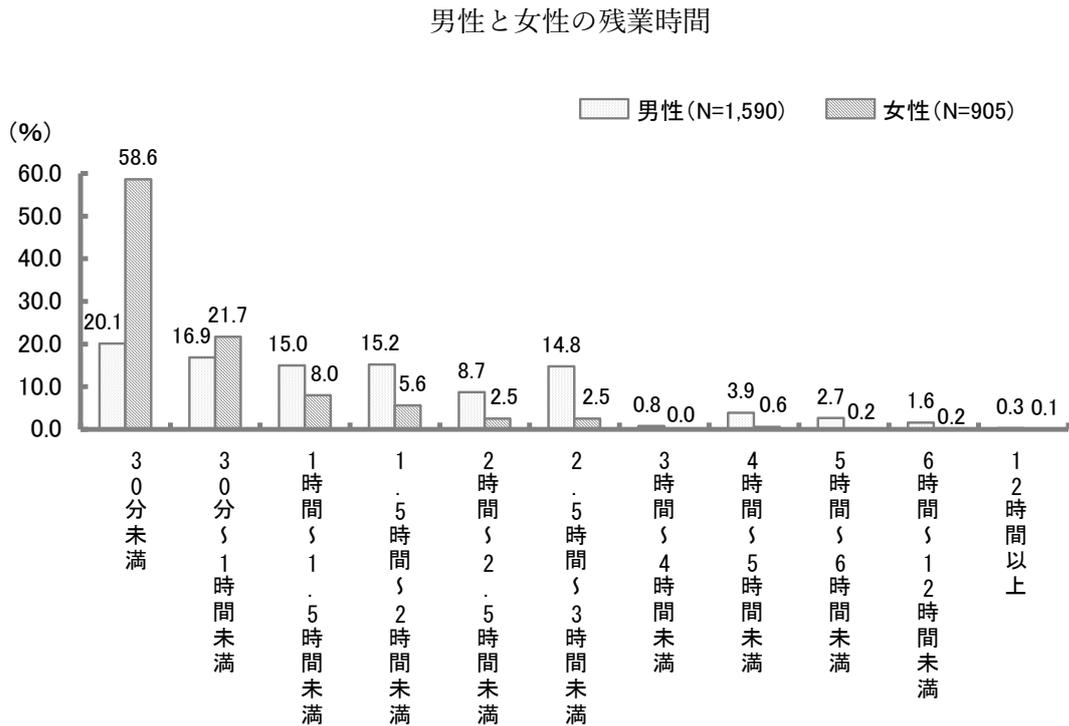
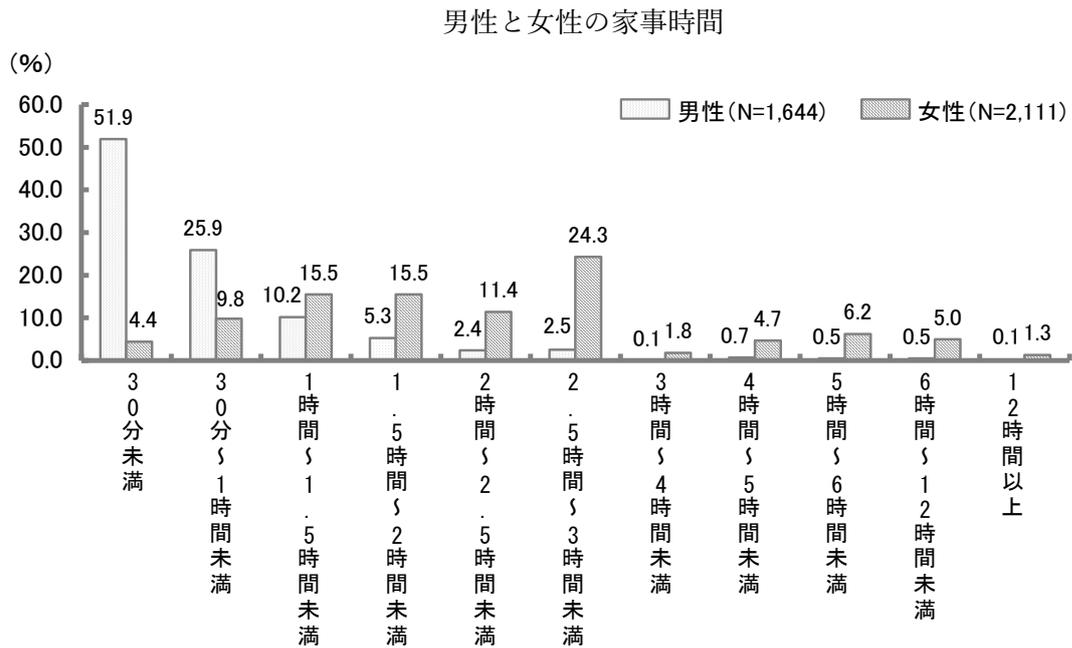
【図表1】女性が職業をもつことについて

- 育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい
- ▨ 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- ▩ 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 職業をもたない方がよい
- ▨ その他
- わからない



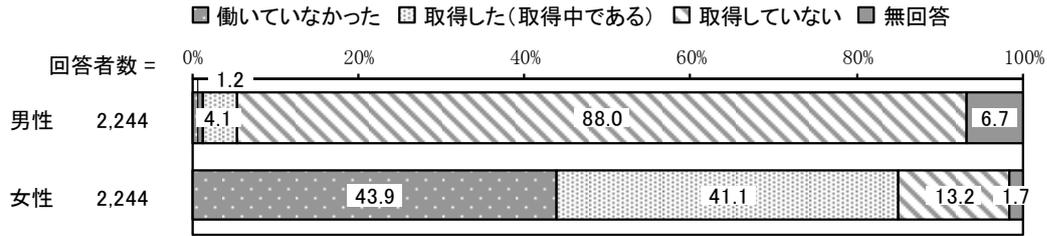
資料：東京都生活文化局 男女平等参画に関する世論調査（令和3年3月）

【図表 2】 男性と女性の家事時間

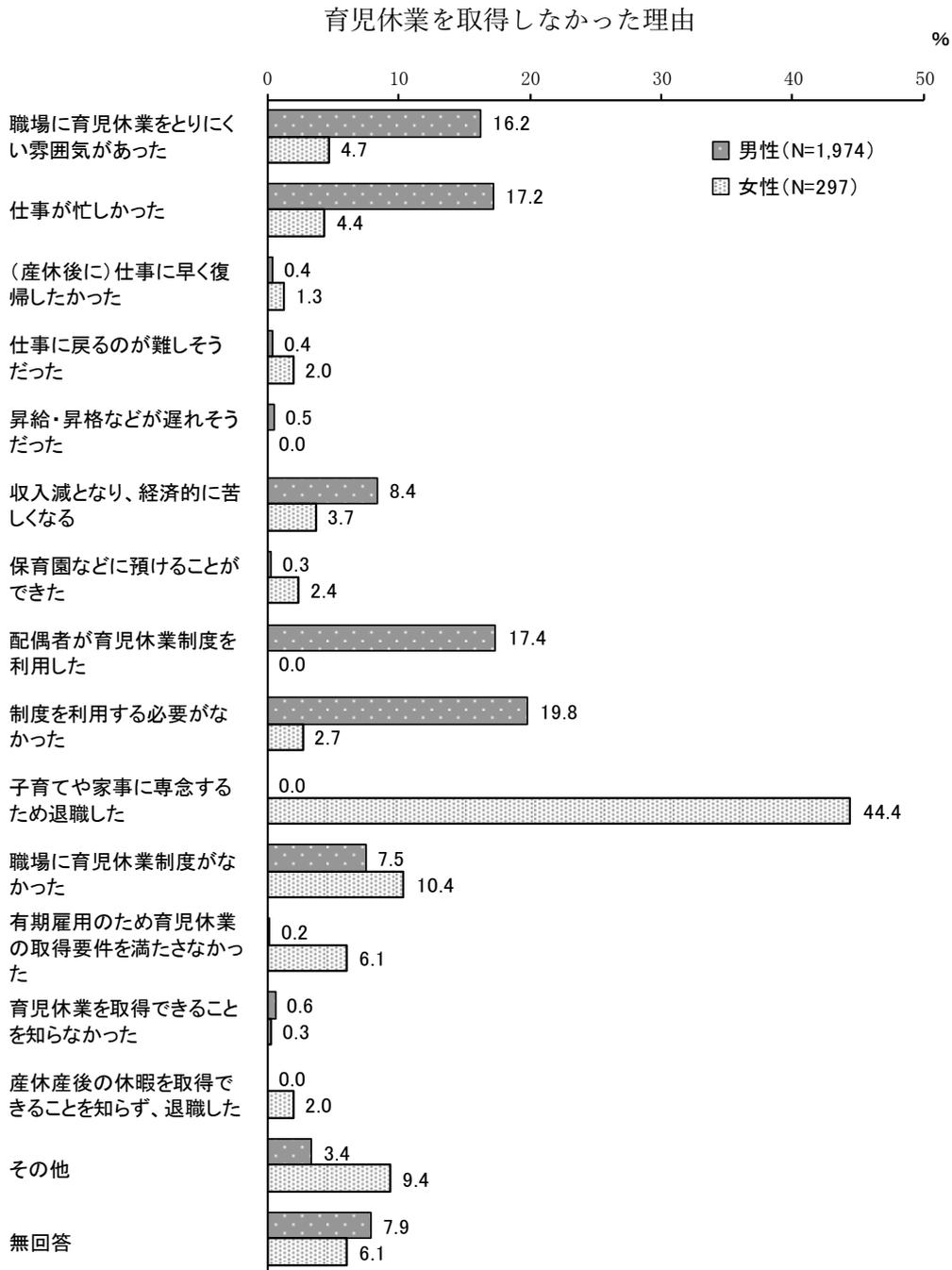


資料：東京都「女性の活躍推進に関する都民の意識調査」（平成 26 年）

【図表3】育児休業の取得状況

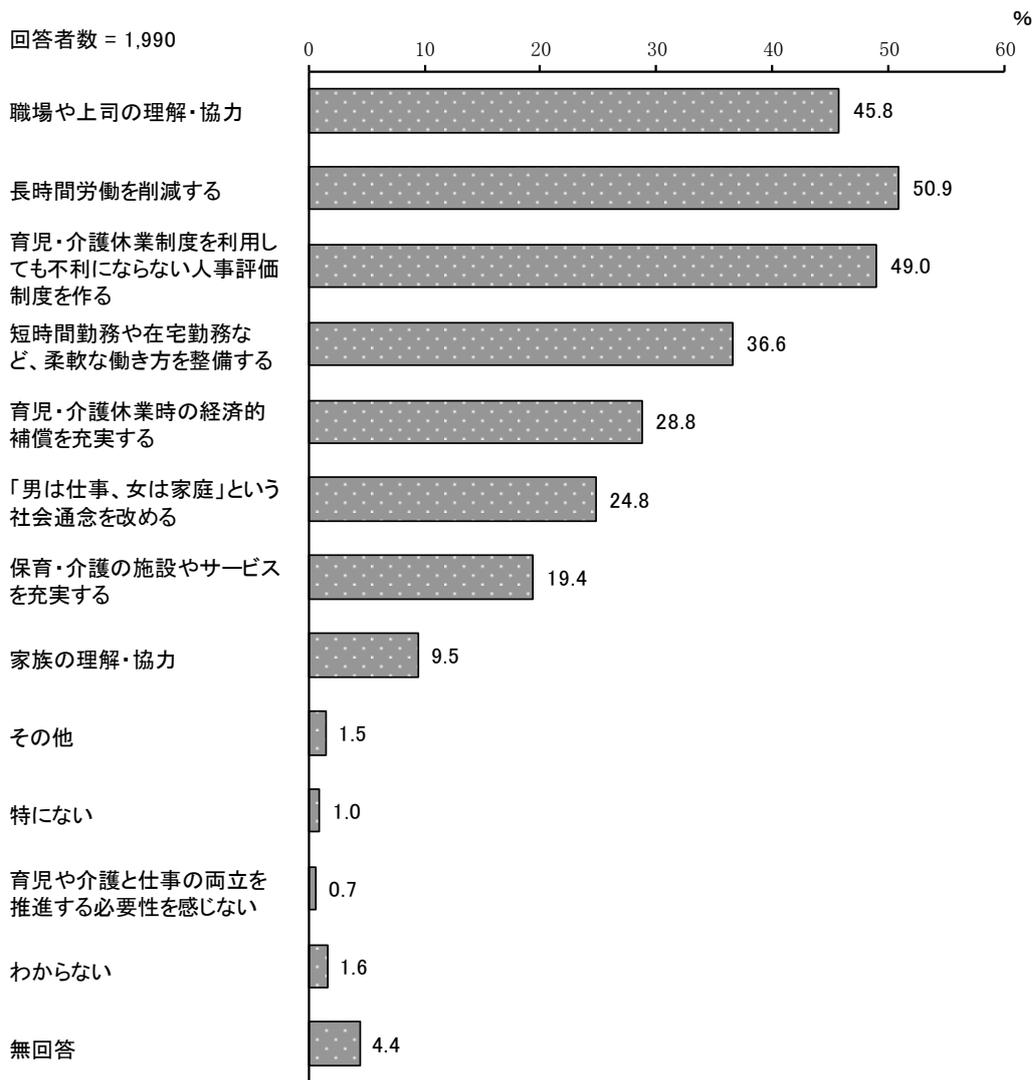


資料：江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査報告書」平成31年3月



資料：江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査報告書」平成31年3月

【図表4】 育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと



資料：東京都生活文化局 男女平等参画に関する世論調査（令和3年3月）

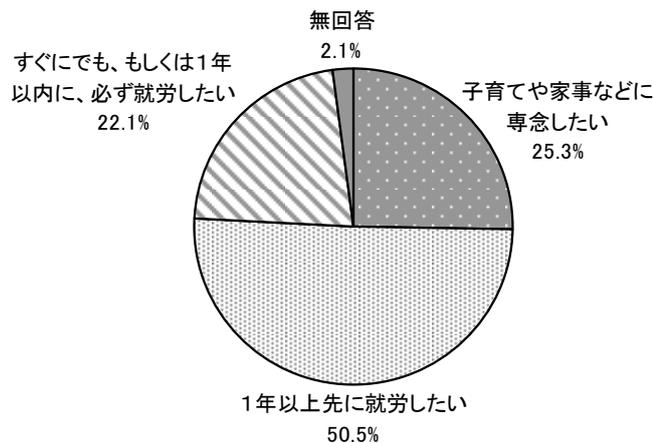
【図表5】管理職に昇進することへのイメージ

単位：％

区分	有効回答数(件)	責任が重くなる	能力が認められた結果である	やりがいのある仕事ができる	賃金上がる	やるべき仕事が増える	自分自身で決められる事柄が多くなる	仕事と家庭の両立が困難になる	家庭から評価される	やっかみが出て足を引く張られる	その他	特にない	わからない
男性 20歳代	71	70.4	46.5	33.8	45.1	23.9	25.4	12.7	8.5	5.6	1.4	1.4	-
30歳代	131	70.2	39.7	20.6	42.0	38.2	34.4	18.3	12.2	8.4	1.5	2.3	3.8
40歳代	197	66.0	43.1	32.5	44.2	36.0	34.5	14.2	7.6	2.0	0.5	4.1	3.6
50歳代	174	67.2	47.7	33.9	39.7	31.6	33.9	9.8	10.9	4.0	2.9	4.0	2.9
60歳代	154	62.3	44.8	42.2	30.5	29.9	33.8	15.6	10.4	7.8	0.6	2.6	3.9
70歳以上	164	51.8	43.3	42.7	22.0	27.4	29.9	15.9	14.0	4.9	0.6	6.7	9.8
女性 20歳代	78	71.8	56.4	29.5	39.7	37.2	21.8	24.4	2.6	5.1	-	-	5.1
30歳代	141	68.8	56.0	36.9	46.1	39.7	31.2	43.3	4.3	9.2	1.4	0.7	4.3
40歳代	180	73.9	48.3	33.3	36.7	37.8	17.8	40.0	2.2	13.9	1.1	1.1	2.2
50歳代	147	75.5	55.1	44.2	42.2	36.7	23.1	41.5	10.2	17.0	-	3.4	1.4
60歳代	177	62.1	53.7	46.3	24.3	29.9	29.4	37.9	11.3	14.1	-	2.3	2.8
70歳以上	207	43.0	33.8	38.2	17.9	21.7	20.8	23.2	8.2	8.7	0.5	4.3	16.4

資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成27年）

【図表6】母親の就労希望



資料：江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査報告書」平成31（2019）年3月

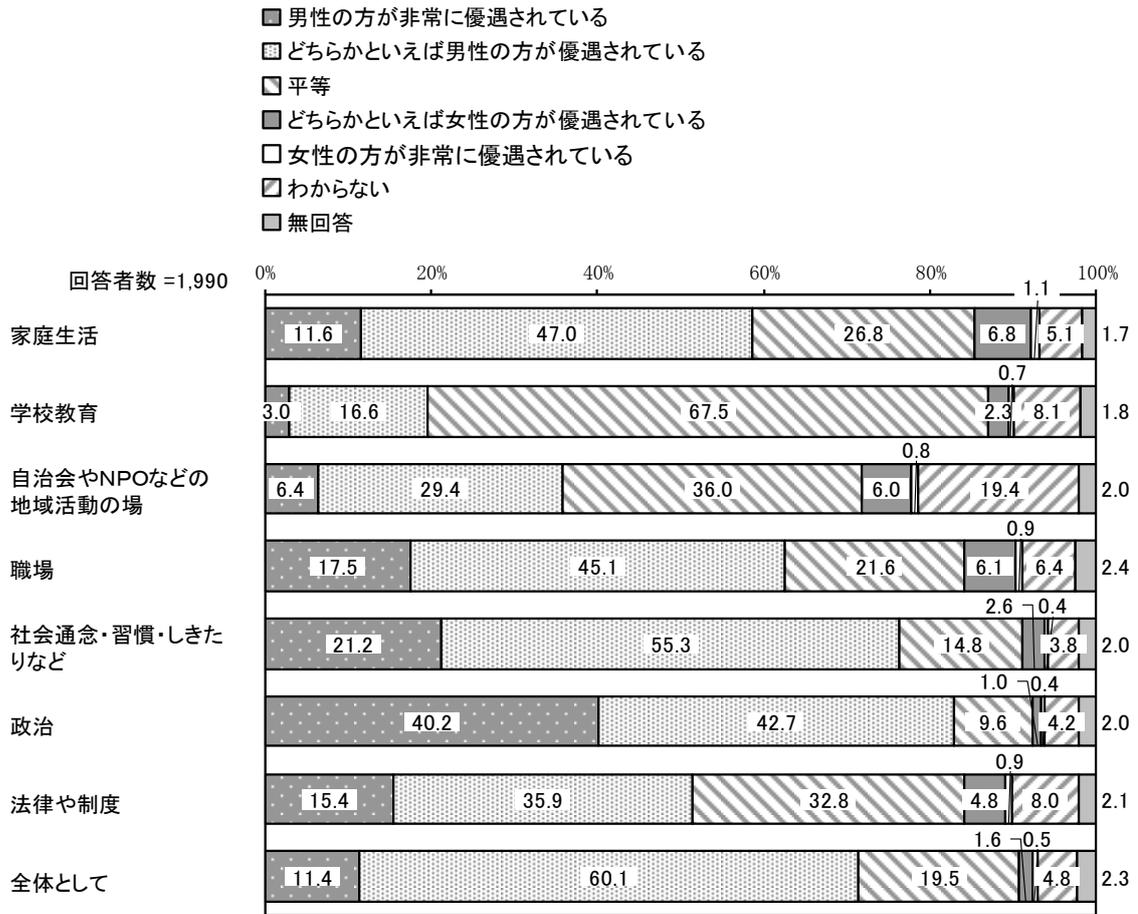
【図表 7】男女平等参画社会の形成に向けた行政への要望

区分		有効回答数(件)	保育・介護の施設やサービスの充実	育児や介護等であったん仕事を辞めた人への再就職支援	法律や制度の見直し	育児や介護中の人への就業継続支援	労働時間の短縮やテレワークの普及など男女の働き方の見直し	地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場への女性の積極的な登用	企業等の管理職への女性の積極的な登用支援	従来、女性が少なかった分野(理系、土木、研究者等)への女性の進出支援
	全体	1,972	64.7	58.3	54.1	50.5	49.2	44.5	43.2	33.0
男性	男性全体	919	62.4	54.5	55.9	48.4	46.6	43.6	41.6	34.2
	20歳代	110	52.7	54.5	66.4	46.4	57.3	34.5	34.5	40.0
	30歳代	119	58.0	49.6	53.8	43.7	53.8	26.9	31.9	25.2
	40歳代	153	55.6	51.0	56.9	46.4	45.8	40.5	44.4	31.4
	50歳代	188	63.3	54.8	58.5	45.7	48.9	45.7	43.6	36.7
	60歳代	157	73.9	60.5	52.9	54.8	43.3	53.5	45.2	36.9
	70歳以上	182	65.9	55.5	49.5	50.5	36.3	52.2	44.5	33.5
女性	女性全体	1,053	66.8	62.2	52.4	52.5	52.0	45.5	44.8	32.2
	20歳代	112	73.2	65.2	58.9	57.1	63.4	49.1	48.2	40.2
	30歳代	158	60.8	63.3	50.6	57.6	65.8	47.5	55.1	39.2
	40歳代	216	67.1	60.6	54.2	53.2	61.1	42.1	43.5	29.6
	50歳代	186	68.3	58.6	58.1	49.5	46.8	46.2	44.1	29.6
	60歳代	147	75.5	72.8	57.1	60.5	48.3	53.1	43.5	36.7
	70歳以上	222	60.8	57.2	39.6	42.8	35.1	40.5	37.8	24.8

区分		有効回答数(件)	配偶者等暴力に関する相談の場の充実	社会活動・地域活動における女性リーダーの登用支援	女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場の提供	男女平等参画や女性活躍推進に関する学習機会の充実	報・PR 男女平等参画や女性活躍推進に関する広	その他	特にない	わからない	無回答
	全体	1,972	32.6	30.1	29.2	22.2	19.1	3.6	1.8	4.7	0.9
男性	男性全体	919	32.2	30.0	29.2	21.3	18.3	4.5	2.3	3.2	0.3
	20歳代	110	30.9	23.6	30.9	21.8	14.5	5.5	1.8	5.5	0.0
	30歳代	119	24.4	21.8	32.8	21.0	12.6	9.2	3.4	3.4	0.8
	40歳代	153	32.0	30.7	31.4	19.6	17.0	7.8	0.0	2.0	0.0
	50歳代	188	31.9	28.2	26.6	17.0	19.1	3.7	2.1	3.2	0.0
	60歳代	157	40.1	33.1	28.7	25.5	22.3	2.5	2.5	0.0	0.0
	70歳以上	182	31.3	37.4	26.4	23.6	20.9	0.5	3.8	5.5	1.1
女性	女性全体	1,053	33.0	30.0	29.2	23.2	19.9	2.8	1.2	5.9	1.2
	20歳代	112	36.6	37.5	37.5	31.3	22.3	3.6	0.9	3.6	0.0
	30歳代	158	32.3	29.1	22.8	20.9	14.6	5.7	0.6	6.3	0.0
	40歳代	216	29.2	30.1	31.9	21.8	20.4	2.8	0.0	3.2	0.5
	50歳代	186	34.4	30.6	30.6	20.4	21.0	3.8	1.6	4.8	1.1
	60歳代	147	41.5	33.3	28.6	25.2	23.1	1.4	0.7	4.1	0.0
	70歳以上	222	27.5	23.9	25.7	21.6	18.0	0.9	3.2	11.3	4.5

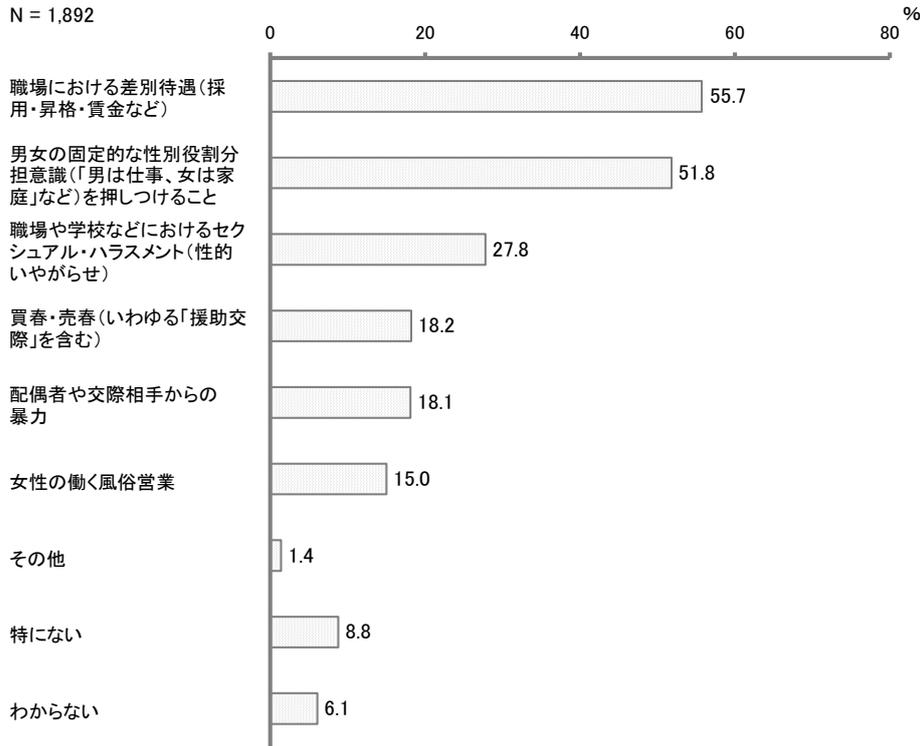
資料：東京都生活文化局 男女平等参画に関する世論調査（令和3年3月）

【図表 8】各分野での男女の地位の平等感



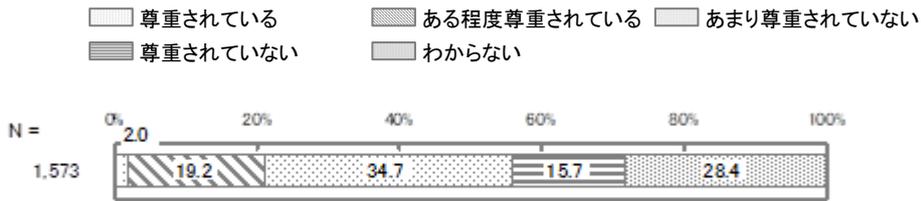
資料：東京都生活文化局 男女平等参画に関する世論調査（令和3年3月）

【図表 9】 女性の人権が尊重されていないと感じる点



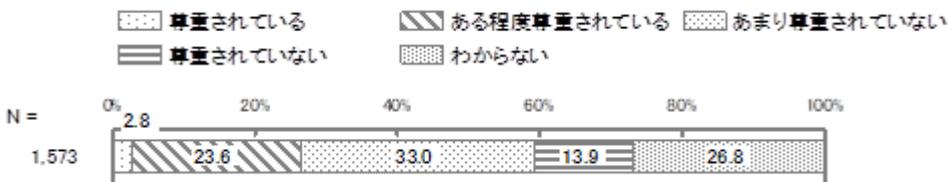
資料：東京都「男女平等に関する世論調査」(平成 23 年)

【図表 10】 性的指向(同性愛・両性愛等)に関する人権について



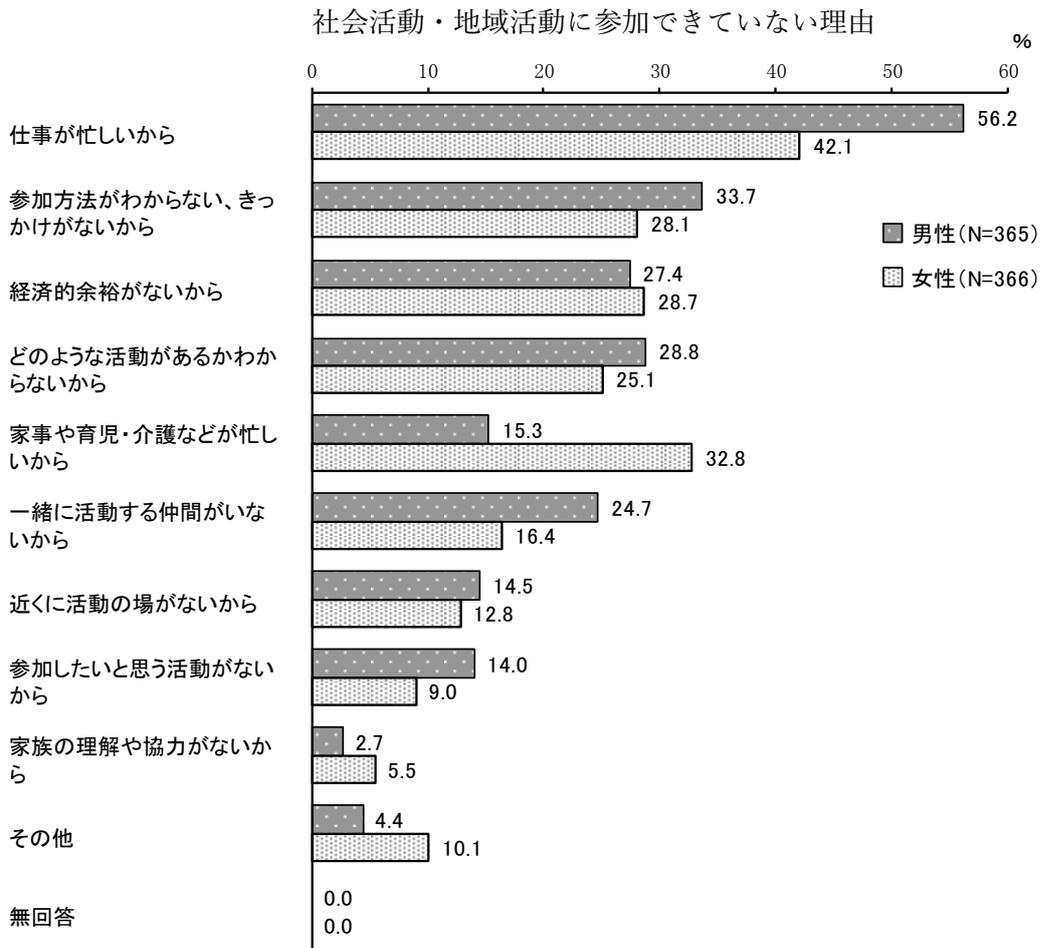
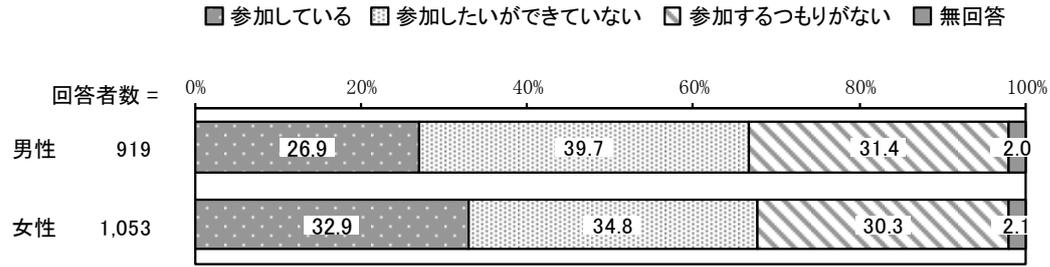
資料：東京都「人権に関する世論調査」(平成 26 年)

【図表 11】 性同一性障害(生物学的性と心の性が一致しない状態にある人)に関する人権について



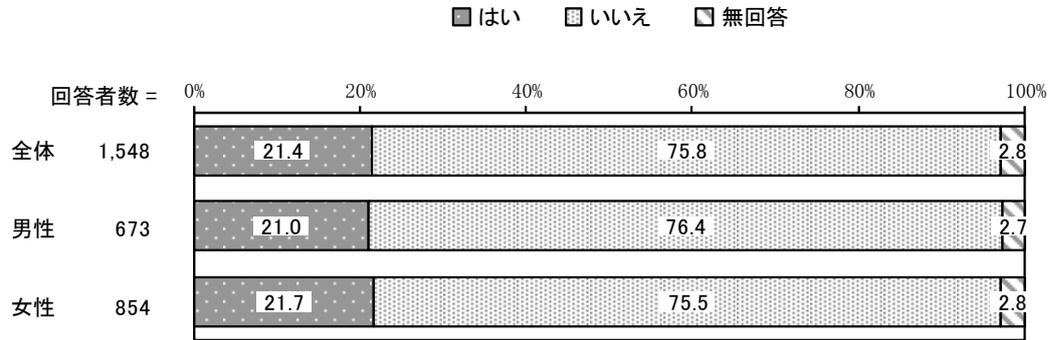
資料：東京都「人権に関する世論調査」(平成 26 年)

【図表 12】 社会活動・地域活動への参加状況



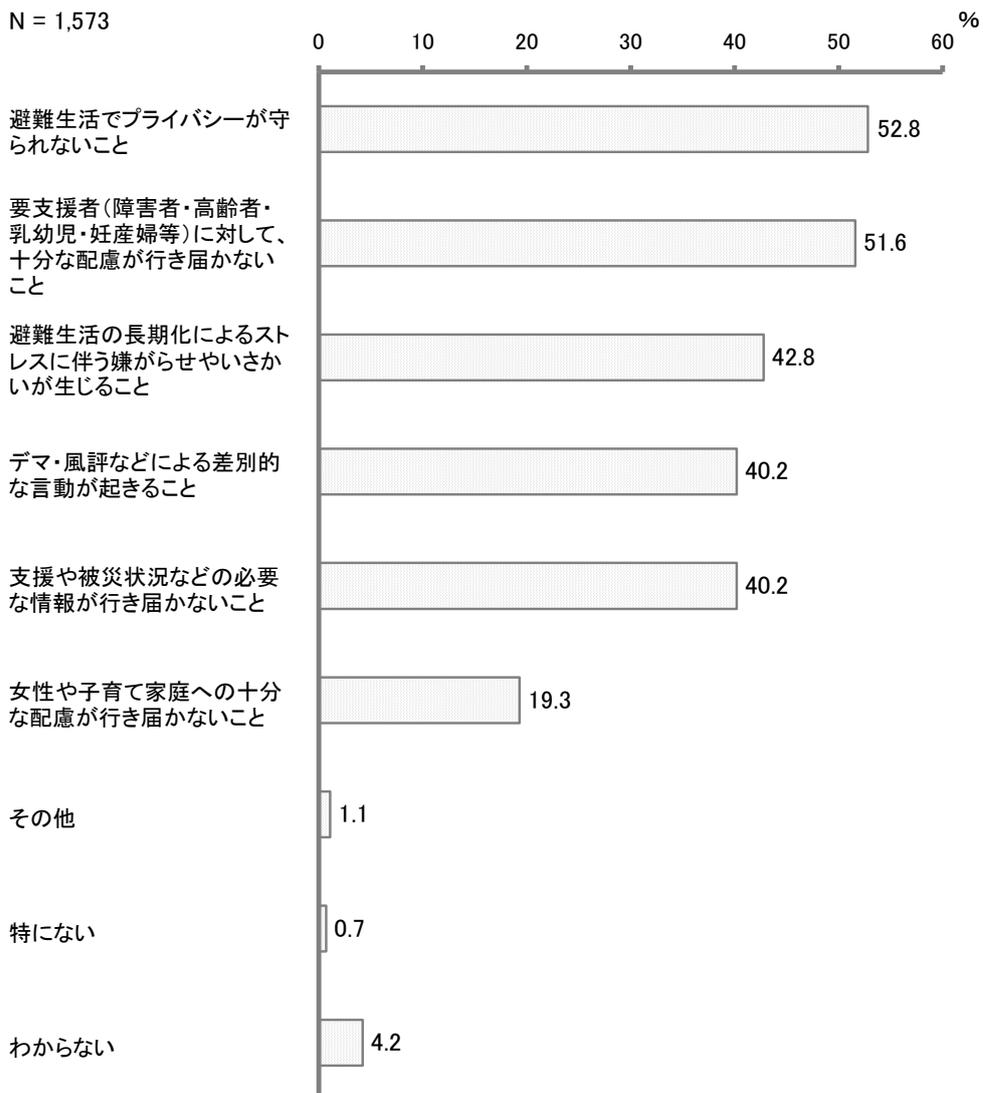
資料：東京都生活文化局 男女平等参画に関する世論調査（令和3年3月）

【図表 13】 町会・自治会などが実施する防災訓練に参加したことがある・性別（江戸川区）



資料：令和2年度江戸川区民世論調査

【図表 14】 災害時に起きると思う人権問題



資料：東京都「人権に関する世論調査」（平成26年）

【図表 15】ひとり親世帯の主要統計データ（全国）

		母子世帯※1	父子世帯※1
ひとり親世帯になった理由		離婚 79.5% 死別 8.0%	離婚 75.6% 死別 19.0%
就業状況		81.8%	85.4%
うち	正規職員・従業員	44.2%	68.2%
うち	自営業	3.4%	18.2%
うち	パート・アルバイト	43.8%	6.4%
平均年間収入(母又は父自身の収入)		243 万円	420 万円
平均年間就労収入(母又は父自身の収入)		200 万円	398 万円
平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)		348 万円	573 万円

資料：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査

※1…父のいない児童（満 20 歳未満の子どもであって、未婚のもの）
がその母によって養育されている世帯

※2…母のいない児童がその父によって養育されている世帯

【図表 16】ひとり親世帯が抱える子どもについての悩みの内訳

平成 28 年	しつけ	教育・進学	就職	非行・交友関係	健康	食事・栄養	衣服・身の回り	結婚問題	障害	その他
総数	(30.0)	(45.0)	(10.0)	(5.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(10.0)
0歳～4歳	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)
5歳～9歳	(40.0)	(20.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(40.0)
10歳～14歳	(42.9)	(57.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)
15歳以上	(0.0)	(57.1)	(28.6)	(14.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)

資料：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査

注 1) 前回の調査は子どもの男女別の主なものの回答であったが、
今回の調査は子ども一人ごとの回答である。

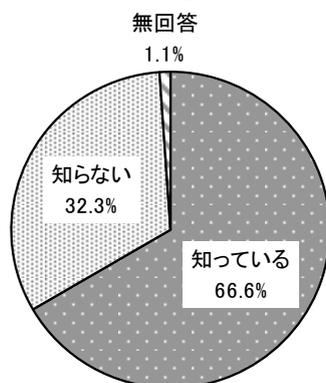
注 2) 表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。

【図表 17】平成 27 年度ひとり暮らしの 75 歳以上の方の実態調査結果（江戸川区）

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
ひとり暮らし人数(人)		14,547	9,973	10,198	10,928	11,626
内訳(人)	男	4,500	2,616	2,737	3,006	3,303
	女	10,047	7,357	7,461	7,922	8,323
75 歳以上区民人口のうち ひとり暮らし(%)		16.8	17.0	16.8	17.1	17.2

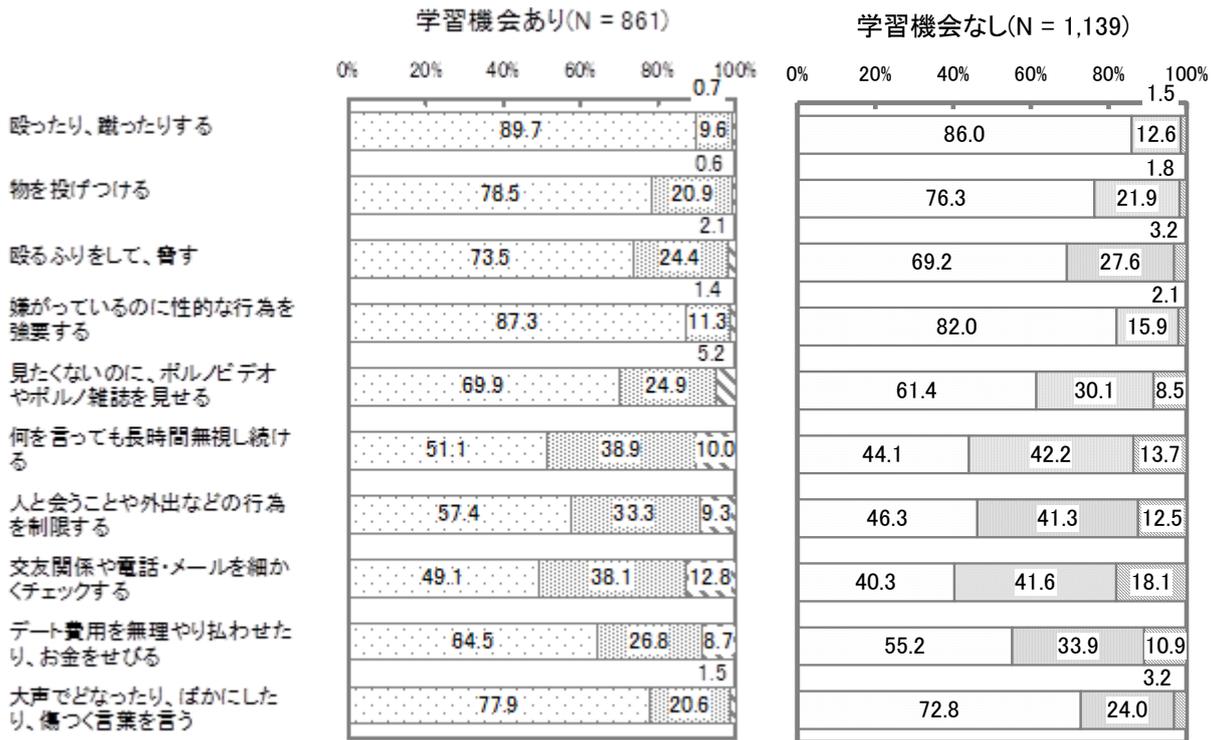
資料：「平成 28 年度ひとり暮らし熟年者調査結果」江戸川区社会福祉協議会

【図表 18】配偶者や交際相手から暴力を受けた際の相談機関の認知度



資料：東京都生活文化局 男女平等参画に関する世論調査（令和 3 年 3 月）

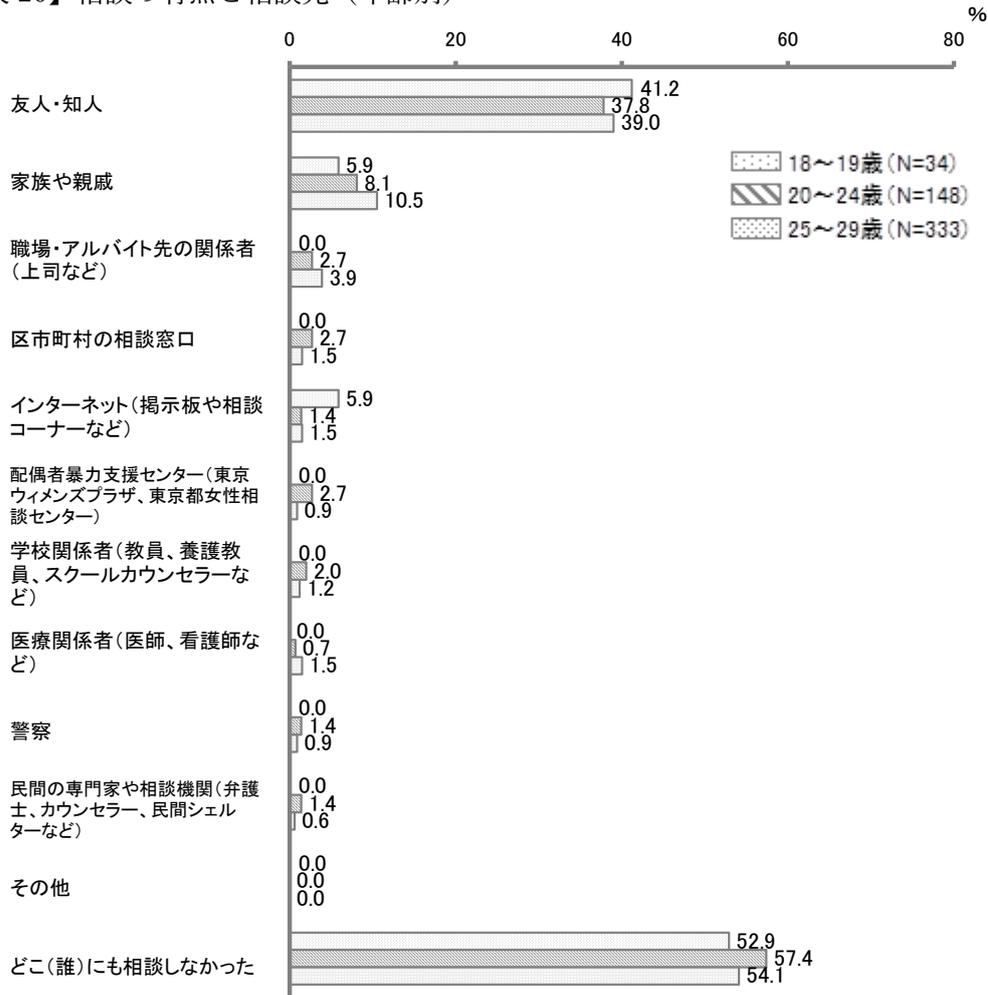
【図表 19】 交際相手からの行為における暴力としての認識/学習機会の有無別



- どんな場合でも暴力に当たる
- ▒ 暴力に当たる場合も、そうでない場合もある
- 暴力に当たらない

資料：東京都「若年層における交際相手からの暴力に関する調査」（平成 25 年）

【図表 20】相談の有無と相談先（年齢別）



資料：東京都「若年層における交際相手からの暴力に関する調査」（平成 25 年）

東京都 区市町村別 待機児童状況

区市町村名	令和3年4月1日				令和2年4月1日				増減			
	就学前 児童人口 (a)	保育 サービス 利用 児童数 (b)	保育 サービス 利用率 (b/a)	待機 児童数	就学前 児童人口 (a)	保育 サービス 利用 児童数 (b)	保育 サービス 利用率 (b/a)	待機 児童数	就学前 児童人口 (a)	保育 サービス 利用 児童数 (b)	保育 サービス 利用率 (b/a)	待機 児童数
千代田区	3,822	1,969	51.5%	0	3,831	1,954	51.0%	0	△ 9	15	0.5%	0
中央区	11,239	5,710	50.8%	85	11,279	5,561	49.3%	202	△ 40	149	1.5%	△ 117
港区	15,607	8,067	51.7%	0	16,034	8,071	50.3%	0	△ 427	△ 4	1.4%	0
新宿区	12,965	7,176	55.3%	0	13,142	7,253	55.2%	1	△ 177	△ 77	0.1%	△ 1
文京区	12,173	6,160	50.6%	1	12,066	5,926	49.1%	11	△ 107	234	1.5%	△ 10
台東区	7,733	4,138	53.5%	15	7,858	4,091	52.1%	60	△ 125	47	1.4%	△ 45
墨田区	12,302	7,100	57.7%	29	12,485	7,054	56.5%	97	△ 183	46	1.2%	△ 68
江東区	26,136	15,061	57.6%	4	26,193	14,772	56.4%	14	△ 57	289	1.2%	△ 10
品川区	21,383	11,909	55.7%	5	21,055	11,700	55.6%	13	328	209	0.1%	△ 8
目黒区	12,962	6,602	50.9%	0	13,366	6,806	50.9%	0	△ 404	△ 204	0.0%	0
大田区	31,461	16,185	51.4%	0	32,088	15,906	49.6%	35	△ 627	279	1.8%	△ 35
世田谷区	42,177	19,645	46.6%	0	43,398	19,319	44.5%	0	△ 1,221	326	2.1%	0
渋谷区	10,814	5,569	51.5%	0	10,874	5,553	51.1%	58	△ 60	16	0.4%	△ 58
中野区	13,117	6,956	53.0%	25	13,106	6,730	51.4%	73	11	226	1.6%	△ 48
杉並区	25,448	14,263	56.0%	0	25,520	13,520	53.0%	0	△ 72	743	3.0%	0
豊島区	10,734	6,453	60.1%	0	10,913	6,431	58.9%	0	△ 179	22	1.2%	0
北区	15,315	9,036	59.0%	18	15,527	8,891	57.3%	79	△ 212	145	1.7%	△ 61
荒川区	9,463	5,738	60.6%	21	9,665	5,773	59.7%	28	△ 202	△ 35	0.9%	△ 7
板橋区	23,662	13,061	55.2%	36	24,488	13,045	53.3%	80	△ 826	16	1.9%	△ 44
練馬区	33,872	17,061	50.4%	0	34,631	16,748	48.4%	11	△ 759	313	2.0%	△ 11
足立区	27,464	14,124	51.4%	0	28,456	14,056	49.4%	3	△ 992	68	2.0%	△ 3
葛飾区	19,555	11,190	57.2%	0	20,170	11,334	56.2%	21	△ 615	△ 144	1.0%	△ 21
江戸川区	31,486	14,065	44.7%	49	32,844	13,801	42.0%	203	△ 1,358	264	2.7%	△ 154
八王子市	21,383	11,196	52.4%	19	22,118	11,407	51.6%	25	△ 735	△ 211	0.8%	△ 6
立川市	8,390	4,125	49.2%	26	8,543	4,187	49.0%	47	△ 153	△ 62	0.2%	△ 21
武蔵野市	6,957	3,334	47.9%	0	7,165	3,302	46.1%	0	△ 208	32	1.8%	0
三鷹市	9,208	4,411	47.9%	70	9,204	4,347	47.2%	92	4	64	0.7%	△ 22
青梅市	4,469	2,951	66.0%	2	4,725	3,046	64.5%	4	△ 256	△ 95	1.5%	△ 2
府中市	12,226	6,096	49.9%	28	12,784	6,071	47.5%	86	△ 558	25	2.4%	△ 58
昭島市	5,155	2,837	55.0%	15	5,345	2,880	53.9%	27	△ 190	△ 43	1.1%	△ 12
調布市	11,720	6,274	53.5%	46	12,122	6,159	50.8%	149	△ 402	115	2.7%	△ 103
町田市	17,527	8,445	48.2%	76	18,073	8,476	46.9%	130	△ 546	△ 31	1.3%	△ 54
小金井市	6,418	3,335	52.0%	41	6,286	3,044	48.4%	97	132	291	3.6%	△ 56
小平市	9,814	4,332	44.1%	86	9,998	4,343	43.4%	159	△ 184	△ 11	0.7%	△ 73
日野市	8,784	4,535	51.6%	35	8,908	4,474	50.2%	38	△ 124	61	1.4%	△ 3
東村山市	6,373	3,066	48.1%	39	6,415	3,020	47.1%	58	△ 42	46	1.0%	△ 19
国分寺市	6,288	3,247	51.6%	48	6,176	3,086	50.0%	94	112	161	1.6%	△ 46
国立市	3,213	1,650	51.4%	12	3,325	1,711	51.5%	27	△ 112	△ 61	0.1%	△ 15
福生市	2,081	1,345	64.6%	0	2,140	1,373	64.2%	0	△ 59	△ 28	0.4%	0
狛江市	4,106	2,117	51.6%	31	4,236	2,086	49.2%	49	△ 130	31	2.4%	△ 18
東大和市	3,909	2,102	53.8%	0	4,027	2,150	53.4%	19	△ 118	△ 48	0.4%	△ 19
清瀬市	3,144	1,404	44.7%	8	3,148	1,441	45.8%	19	△ 4	△ 37	△ 1.1%	△ 11
東久留米市	5,134	2,512	48.9%	15	5,324	2,501	47.0%	24	△ 190	11	1.9%	△ 9
武蔵村山市	3,223	1,824	56.6%	18	3,322	1,910	57.5%	37	△ 99	△ 86	△ 0.9%	△ 19
多摩市	5,844	3,023	51.7%	12	6,179	3,038	49.2%	50	△ 335	△ 15	2.5%	△ 38
稲城市	4,939	2,522	51.1%	0	5,023	2,416	48.1%	8	△ 84	106	3.0%	△ 8
羽村市	2,137	1,396	65.3%	2	2,289	1,407	61.5%	4	△ 152	△ 11	3.8%	△ 2
あきる野市	3,235	1,904	58.9%	2	3,400	1,967	57.9%	4	△ 165	△ 63	1.0%	△ 2
西東京市	9,528	4,503	47.3%	36	9,533	4,364	45.8%	97	△ 5	139	1.5%	△ 61
瑞穂町	1,177	669	56.8%	0	1,212	688	56.8%	0	△ 35	△ 19	0.0%	0
日の出町	717	485	67.6%	0	759	516	68.0%	0	△ 42	△ 31	△ 0.4%	0
檜原村	59	45	76.3%	0	60	47	78.3%	0	△ 1	△ 2	△ 2.0%	0
奥多摩町	121	104	86.0%	0	110	108	98.2%	0	11	△ 4	△ 12.2%	0
大島町	267	185	69.3%	0	279	193	69.2%	0	△ 12	△ 8	0.1%	0
利島村	15	13	86.7%	0	19	13	68.4%	0	△ 4	0	18.3%	0
新島村	101	51	50.5%	0	106	59	55.7%	0	△ 5	△ 8	△ 5.2%	0
神津島村	108	60	55.6%	0	110	61	55.5%	0	△ 2	△ 1	0.1%	0
三宅村	122	62	50.8%	5	116	60	51.7%	2	6	2	△ 0.9%	3
御蔵島村	25	15	60.0%	0	30	16	53.3%	0	△ 5	△ 1	6.7%	0
八丈町	324	227	70.1%	5	335	227	67.8%	6	△ 11	0	2.3%	△ 1
青ヶ島村	11	5	45.5%	0	9	6	66.7%	0	2	△ 1	△ 21.2%	0
小笠原村	154	58	37.7%	4	162	63	38.9%	2	△ 8	△ 5	△ 1.2%	2
合計	619,296	323,703	52.3%	969	632,104	320,558	50.7%	2,343	△ 12,808	3,145	1.6%	△ 1,374

(注1) 就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）」による。（外国人人口を含まない。）

(注2) 保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業、企業主導型保育事業、区市町村単独保育施策等の合計。

(注3) 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認証保育所の場合は、その分の利用児童を除く。

(抜粋)



平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の実施日

平成 28 年 11 月 1 日（前回調査は平成 23 年 11 月 1 日）

(2) 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯および養育者世帯を対象とし、平成 22 年国勢調査により設定された調査区から無作為に抽出した 4,450 調査区（母子世帯については、同 4,450 調査区のうち 2,850 調査区）内の母子世帯 3,293 世帯、父子世帯 653 世帯、養育者世帯 60 世帯を調査客体として実施。

集計客体は、母子世帯 2,060 世帯、父子世帯 405 世帯、養育者世帯 45 世帯。

2. 結果の概要 ※

【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3. 2 万世帯 (1 2 3. 8 万世帯)	1 8. 7 万世帯 (2 2. 3 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9. 5 % (8 0. 8 %) 死別 8. 0 % (7. 5 %)	離婚 7 5. 6 % (7 4. 3 %) 死別 1 9. 0 % (1 6. 8 %)
3 就業状況	8 1. 8 % (8 0. 6 %)	8 5. 4 % (9 1. 3 %)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4. 2 % (3 9. 4 %)	6 8. 2 % (6 7. 2 %)
うち 自営業	3. 4 % (2. 6 %)	1 8. 2 % (1 5. 6 %)
うち パート・アルバイト等	4 3. 8 % (4 7. 4 %)	6. 4 % (8. 0 %)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3 万円 (2 2 3 万円)	4 2 0 万円 (3 8 0 万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0 万円 (1 8 1 万円)	3 9 8 万円 (3 6 0 万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8 万円 (2 9 1 万円)	5 7 3 万円 (4 5 5 万円)

※ () 内の値は、前回(平成 2 3 年度)調査結果を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成 2 7 年の 1 年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

(参考)

以下に示す数値については、集計結果の構成割合について、分母となる総数から不詳数を除いて算出した場合の結果を参考として表しています。

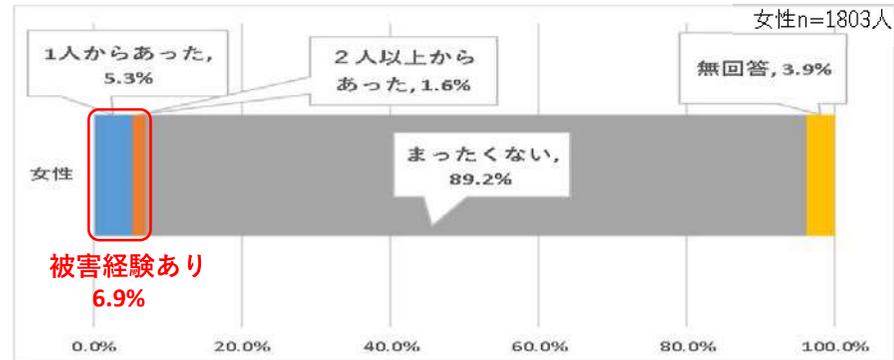
	母子世帯		父子世帯	
	今回調査結果 (平成28年度)	前回調査結果 (平成23年度)	今回調査結果 (平成28年度)	前回調査結果 (平成23年度)
(1)ひとり親世帯になった理由				
死別	8.1%	7.5%	19.2%	16.8%
生別	91.9%	92.5%	80.8%	83.2%
うち 離婚	80.2%	80.8%	76.3%	74.3%
(4)ひとり親世帯の就業状況				
調査時点の母又は父の就業状況	89.7%	84.3%	94.0%	94.5%
ひとり親世帯になる前の就業状況	76.3%	74.4%	97.0%	97.1%
(5)世帯年収などの状況				
預貯金額 「50万円未満」	51.4%	59.4%	—	—
(6)離婚によるひとり親世帯の養育費の状況				
養育費の「取り決めをしている」	44.2%	38.5%	21.8%	18.1%
取り決めをしていない理由	「相手と関わりたくない」	「相手と関わりたくない」	「相手に支払う能力がないと思った」	（「相手に支払う意思や能力がないと思った」） （36.1%）
	32.3%	23.6%	24.2%	
	「相手に支払う能力がないと思った」	（「相手に支払う意思や能力がないと思った」） （49.7%）	「相手と関わりたくない」	「相手と関わりたくない」
21.4%	22.3%		17.6%	
「相手に支払う意思がないと思った」	18.3%			
離婚した父親又は母親からの養育費の受給状況 「現在も受けている」	25.4%	20.5%	3.4%	4.2%
(7)離婚によるひとり親世帯の面会交流の状況				
面会交流の「取り決めをしている」	25.5%	24.2%	29.0%	17.0%
取り決めをしていない理由	「相手と関わり合いたくない」	—	「取り決めしていても交流できる」	—
	26.1%		30.8%	
	「取り決めしていても交流できる」	—	「相手と関わり合いたくない」	—
	19.7%		19.5%	
離婚した親と「現在も面会交流を行っている」	31.3%	28.8%	48.1%	39.4%
面会交流の実施頻度	「月1回以上2回未満」	「月1回以上2回未満」	「月2回以上」	「月1回以上2回未満」
	24.4%	23.4%	21.9%	23.6%
現在面会交流を実施していない理由	「相手が面会交流を求めてこない」	—	「子どもが会いたがらない」	—
	28.1%		26.5%	
	「子どもが会いたがらない」	—	「相手が面会交流を求めてこない」	—
	20.4%		20.5%	

男女間における暴力に関する調査結果【抜粋】（令和3年3月公表）

（「無理やりに性交等をされた被害経験」について）

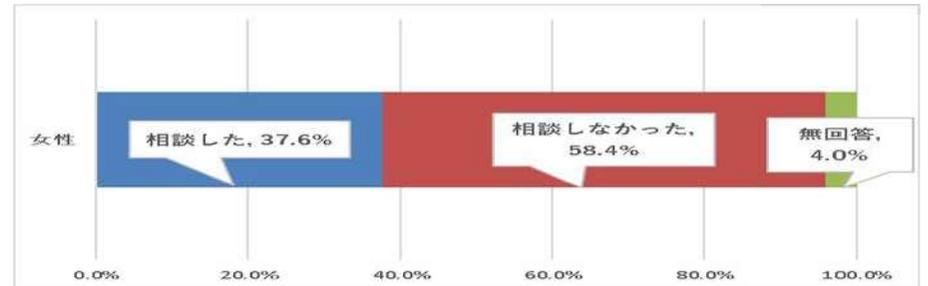
① 無理やりに性交等をされた被害経験

- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



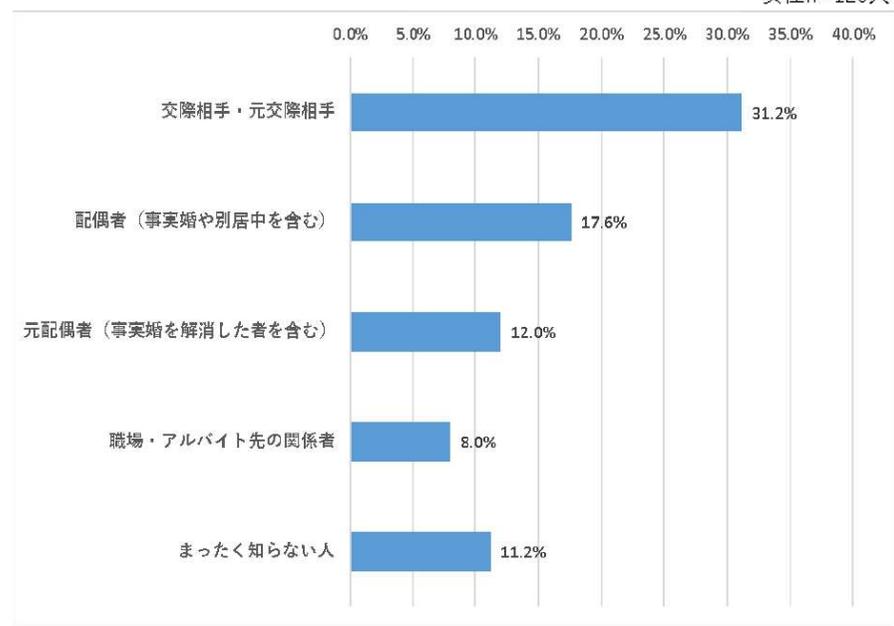
③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

- 被害を受けた女性の約6割はどこにも相談していない。 女性 n=125人



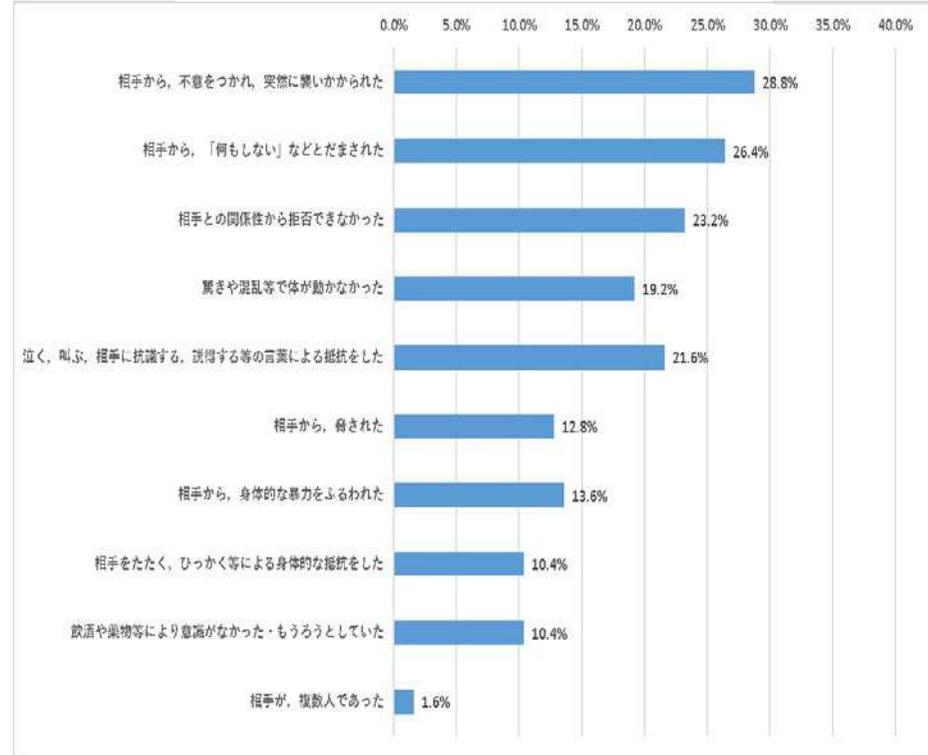
② 加害者との関係（複数回答）

- 女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、「まったく知らない人」が約1割。



④ 被害にあったときの状況（複数回答）

女性 n=125人

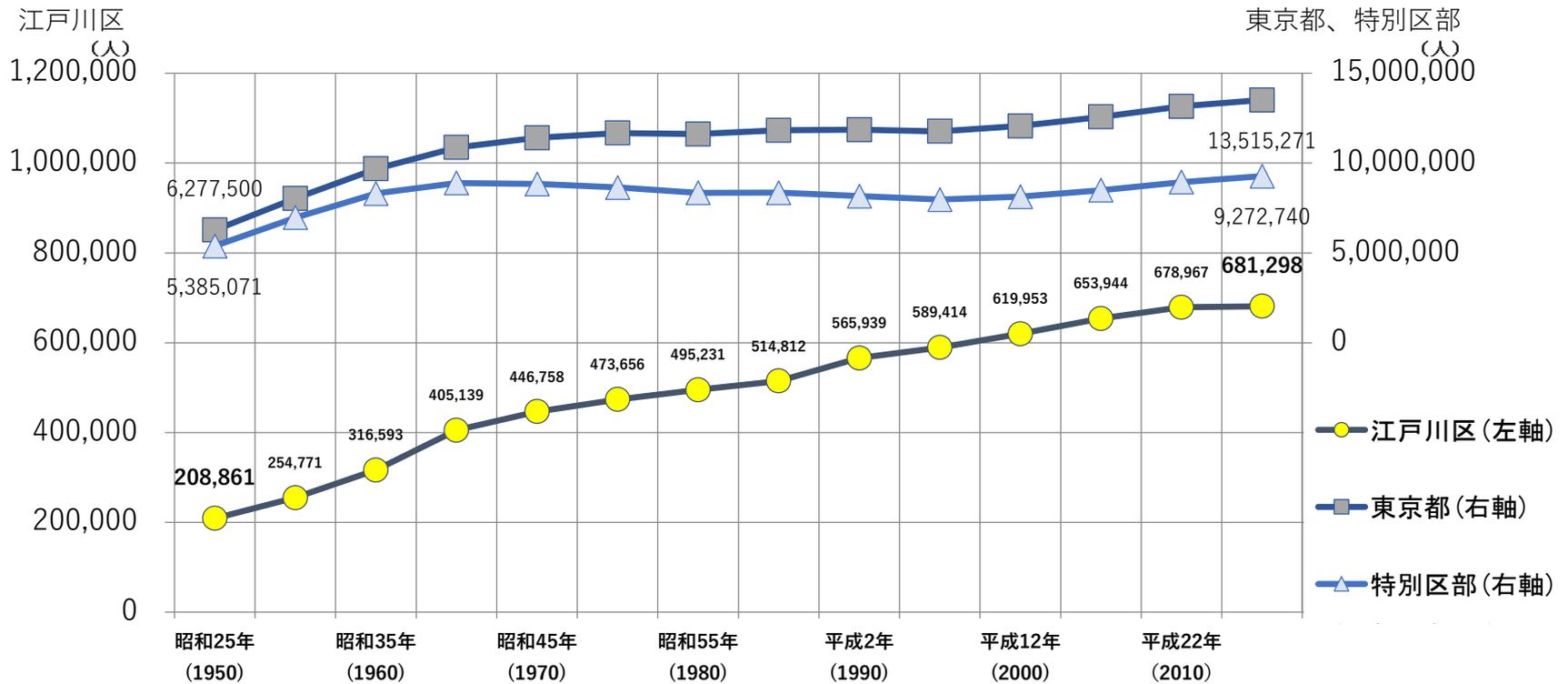


1 総人口の現況

人口は増加基調

- 1980年以降、都及び特別区部の人口増加が鈍化局面にあった時期も区の人口は増加基調で推移している。
- 近年における都、特別区部及び区の人口は伸びが縮減している。

【東京都、特別区部及び江戸川区の人口推移】



資料) 総務省「国勢調査」

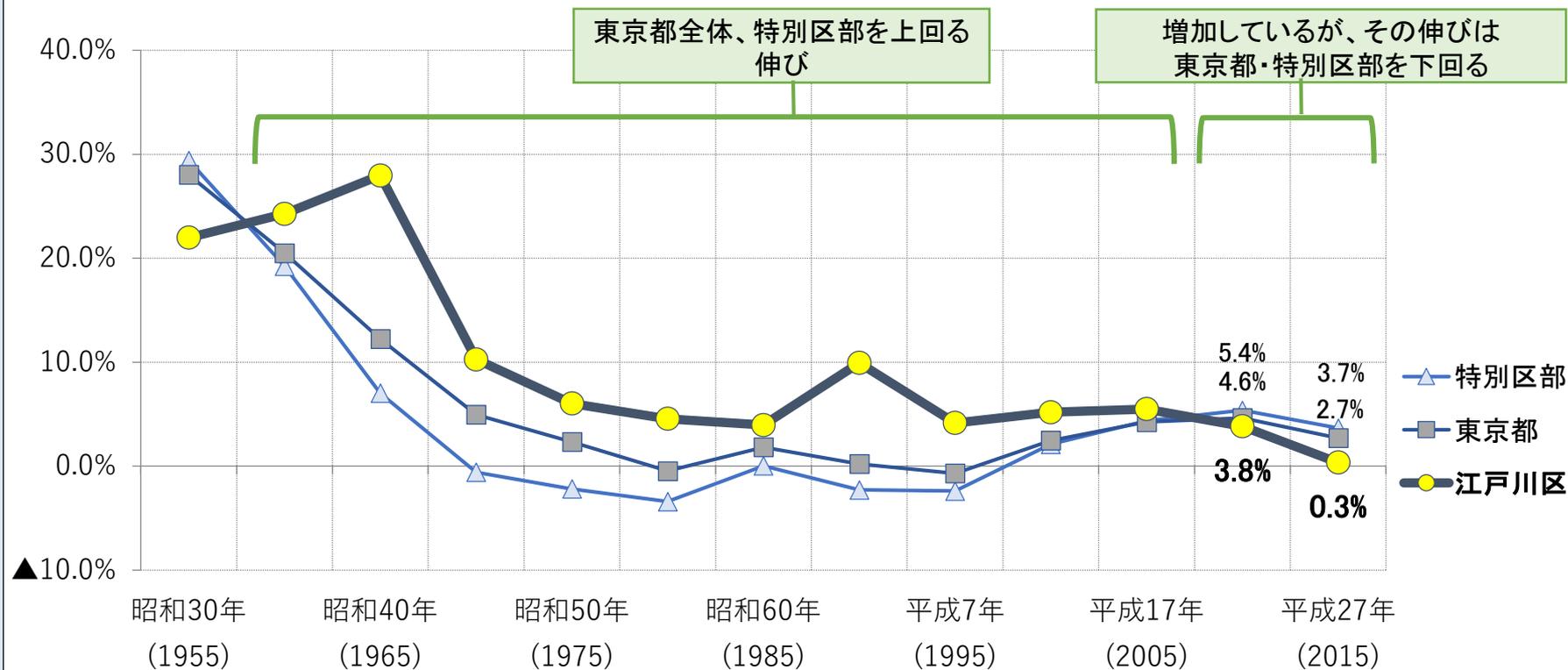
2-1 都・特別区部・区の人口現況

近年の人口伸び率は都・特別区部を下回る

○区における人口の対前期比伸び率は1960年以降、都及び特別区部を上回る伸び率であった。

○近年、都及び特別区部の人口伸び率が縮減傾向の中、区はこれを下回る伸び率で推移している。

【人口の対前期比伸び率（5年間）推移（東京都、特別区部及び江戸川区）】



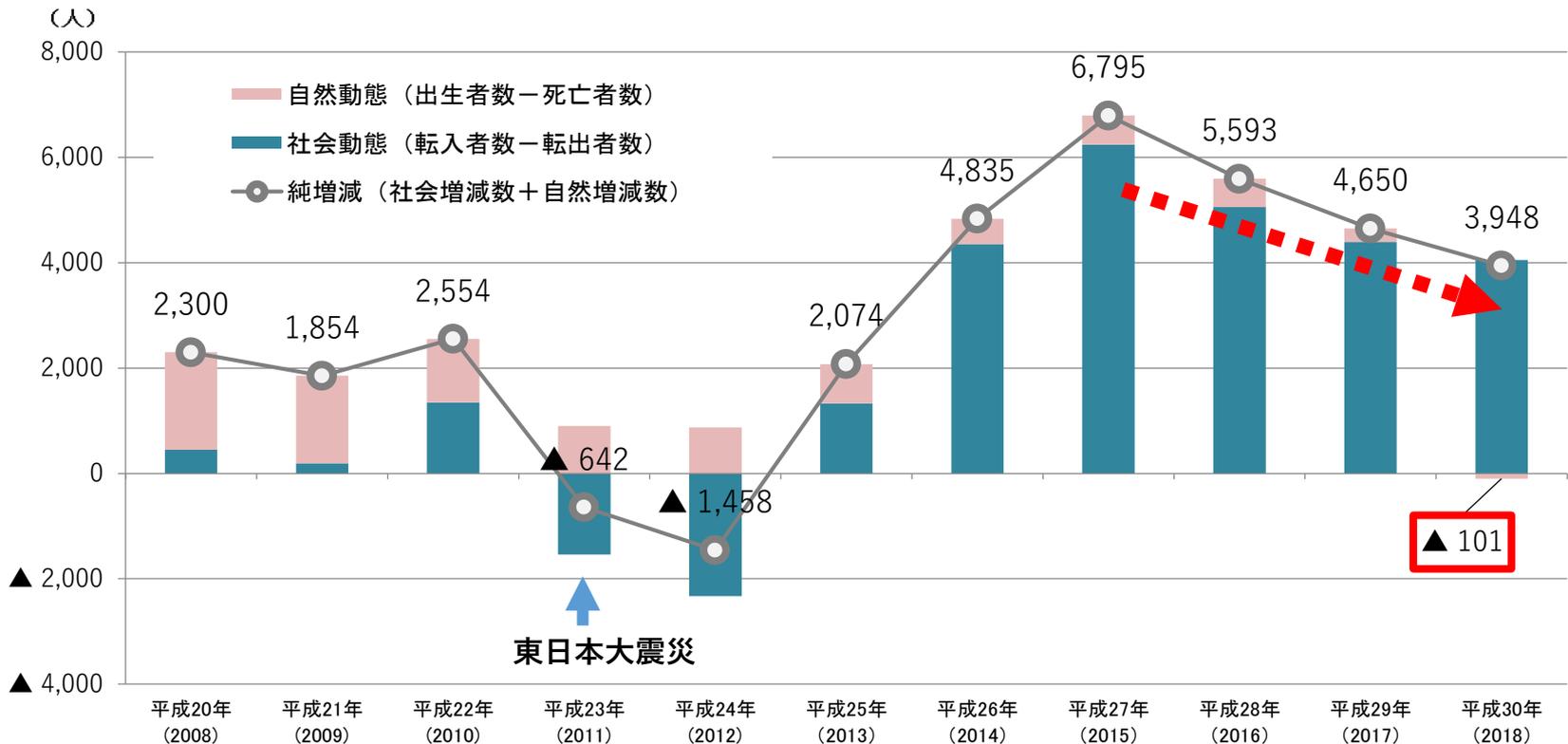
資料) 総務省「国勢調査」

3-1 人口動態

社会増の縮減及び自然減の局面

○区の総人口は、社会増と自然増の両面から増加を続けてきた。
○自然動態については2018年、死亡者数が出生者数を上回り、自然減の局面へ入ることとなった。

【江戸川区の社会増減・自然増減・純増減の推移】



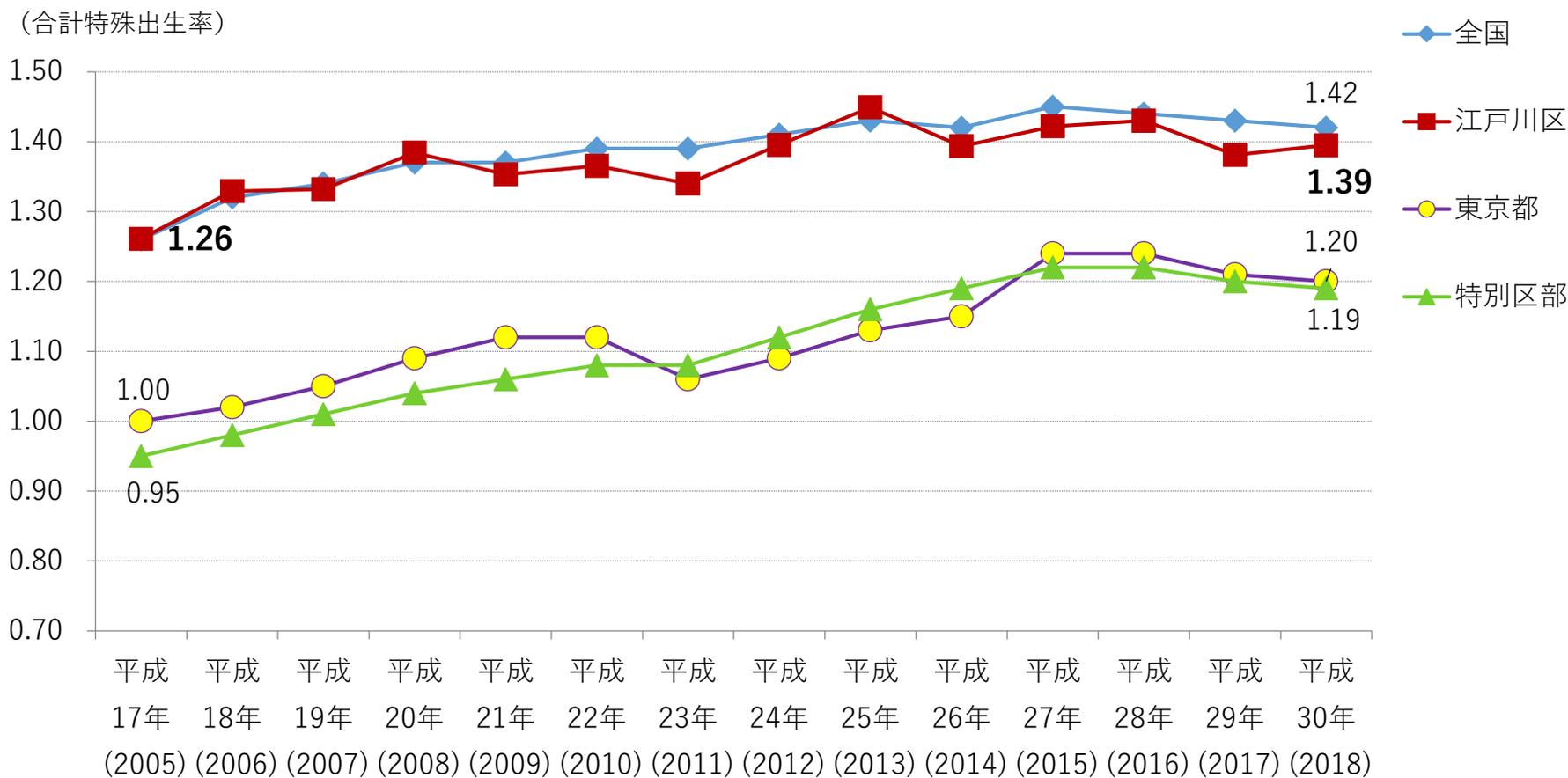
資料) 江戸川区「統計江戸川」各年版(住民基本台帳人口)
平成30年は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より

3-2 自然動態

自然減の局面「合計特殊出生率の停滞」

○区の合計特殊出生率は、東京都（1.20）、特別区部（1.19）を上回っているものの2018年は**1.39**と停滞している。

【合計特殊出生率の推移（全国、東京都、特別区部及び江戸川区）】



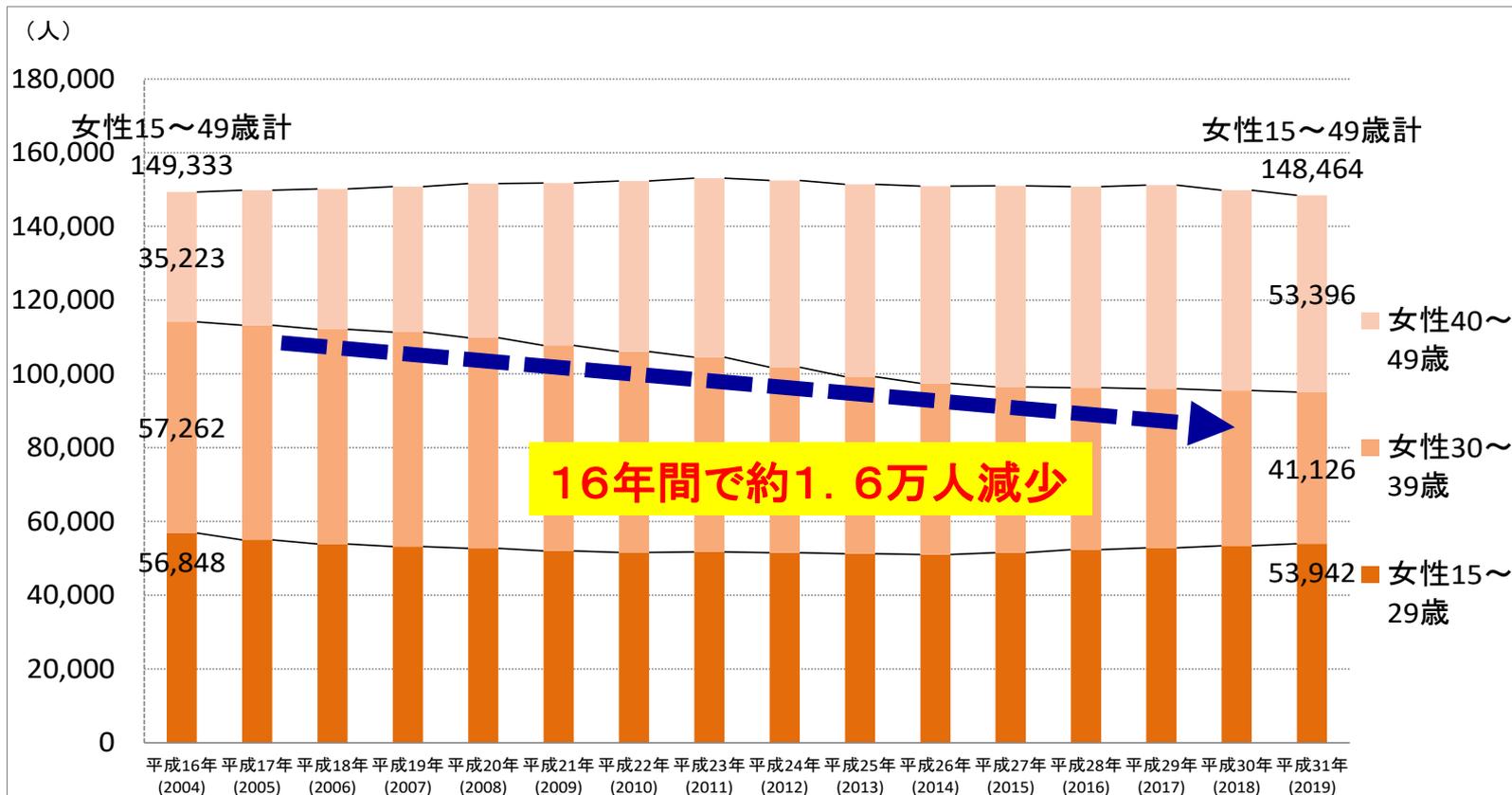
資料)厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」、東京都「人口動態統計」

3-3 自然動態

自然減「出生数に影響する女性人口の減少」

- 出生数に影響を与える女性人口（15歳～49歳人口）は減少傾向にある。
- とりわけ、30歳～39歳の女性人口が減少傾向にある。

【江戸川区の15歳～49歳女性人口の推移】

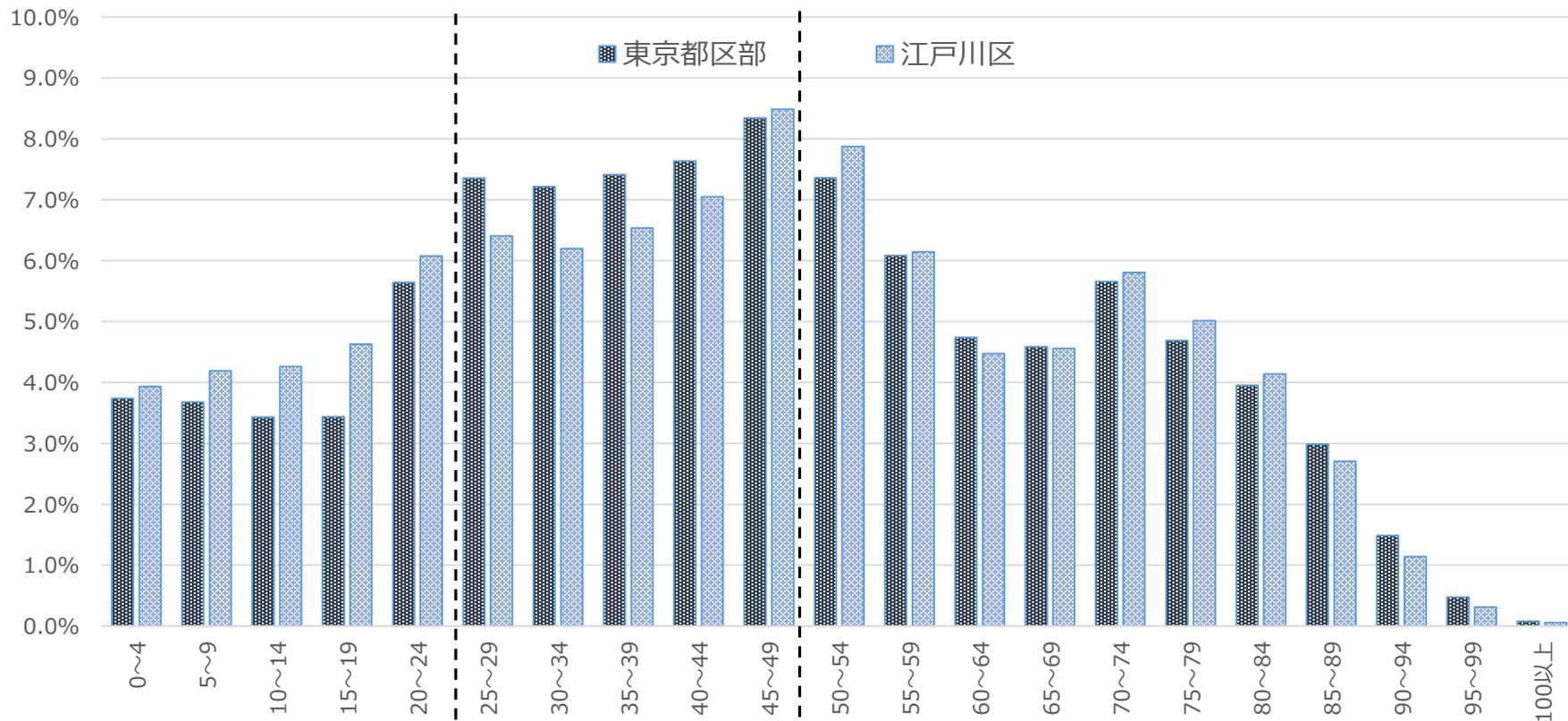


注) 3月31日時点の日本人住民数(2014年からは1月1日時点)。

資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」各年版

女性・年齢5歳階級・人口構成割合

(住民基本台帳による東京都の世帯と人口(町丁別) / 令和3年1月)

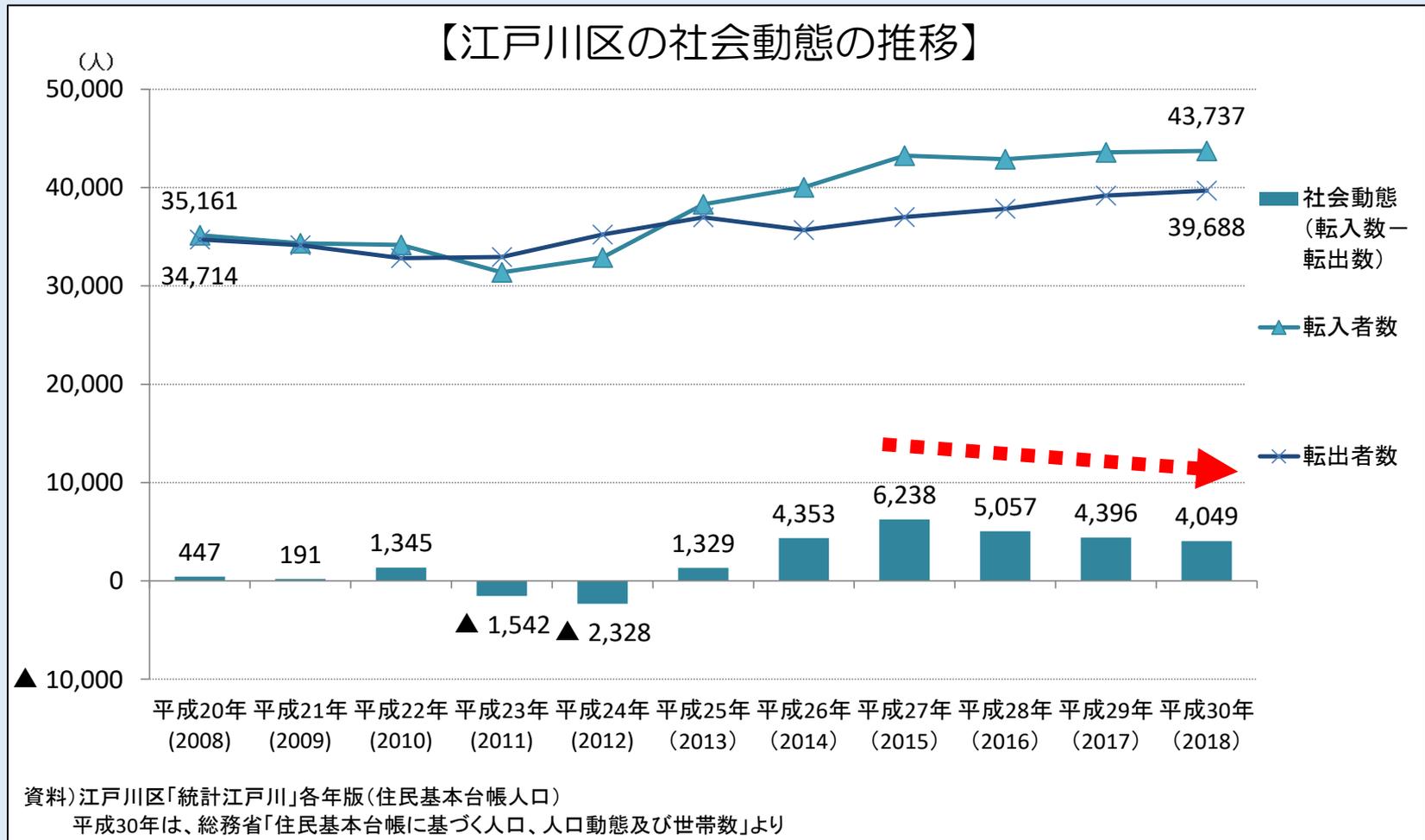


江戸川区は出産期人口の構成割合が少ない

3-4 社会動態

社会増も近年縮減傾向

- 転入者数、転出者数とも増加傾向にあるが、その差が近年縮減している。
- すでに地方圏での人口減少が始まっており、転入者数の伸び悩みにつながっていると考えられる。



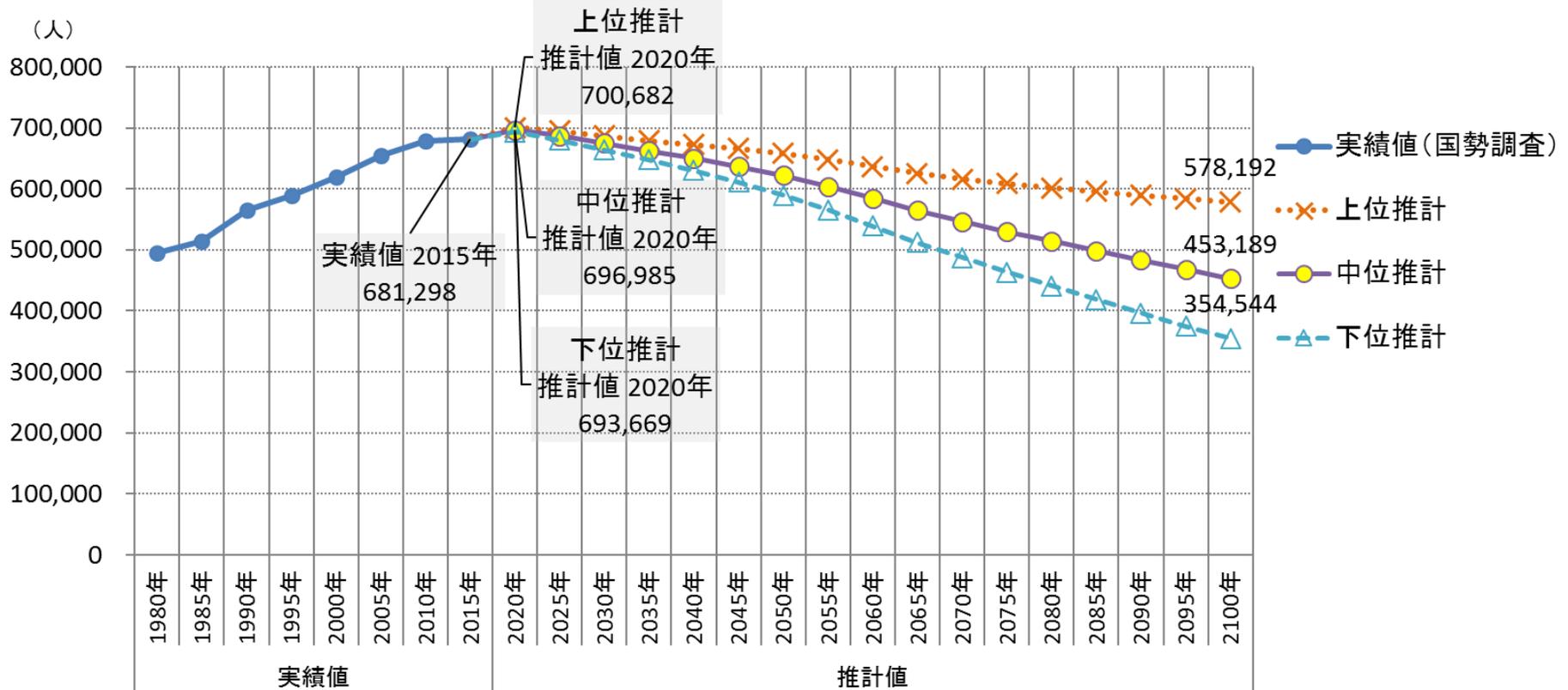
5-1 将来人口推計

2100年の人口は約45.3万人へ減少（中位推計）

○区の将来人口は2020年から2025年の間に約70万人のピークを迎え、その後、緩やかに減少する。

○2100年の人口は約45.3万人と2015年から約23万人減少する。

【江戸川区全体の将来人口の推移（上位・中位・下位推計結果）】



※実績値は国勢調査